

第百五十九回国会

参議院財政金融委員会会議録第四号(その一)

平成十六年三月十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

補欠選任

大瀧 絹子君

榛葉賀津也君

三月十六日

辞任

補欠選任

榛葉賀津也君

大瀧 絹子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

平野 貞夫君

入澤 肇君

野上浩太郎君

森山 裕君

大塚 耕平君

統 訓弘君

委員

上杉 光弘君

清水 達雄君

田村耕太郎君

西田 吉宏君

溝手 顕正君

山下 英利君

若林 正俊君

大瀧 絹子君

平野 達男君

円 より子君

峰崎 直樹君

山根 隆治君

山口那津男君

池田 幹幸君

大門実紀史君

国務大臣

財務大臣

谷垣 禎一君

内閣府特命担当大臣(金融・経済財政政策)

竹中 平蔵君

副大臣

内閣府副大臣

伊藤 達也君

事務局側

常任委員会専門員

石田 祐幸君

政府参考人

内閣府政策統括官

小平 信因君

金融庁監督局長

五味 廣文君

総務大臣官房審議官

岡本 保君

財務省主計局次長

杉本 和行君

財務省主税局長

大武健一郎君

財務省理財局長

牧野 治郎君

国税庁次長

村上 喜堂君

社会保険庁次長

小林 和弘君

経済産業省製造産業局次長

福水 健文君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査(財政政策等の基本施策に関する件)

(金融行政に関する件)

○平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平野貞夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣府政策統括官小平信因君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平野貞夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平野貞夫君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野上浩太郎君 おはようございます。自由民主党の野上浩太郎でございます。

今日は両大臣の所信に対する質疑ということでございますが、現在、参議院におきまして、連日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

今日、十六年度予算の成立に向けて議論が展開されておるところでございます。日本経済全体としてはいまや、一日も早くこの十六年度予算の成立をさせましてこの足取りをしっかりとしたいと思っております。

は周知のとおりでございます。このままの状況で推移をいたしますと、本当に将来世代にやっぱり大きな借金を残す、修復し難い禍根を残すということは、これは明白なわけでございまして、こうならないためには、今、「改革と展望」ですとか、あるいは我が党の公約におきまして、この二〇一〇年代の初頭にプライマリーバランスを黒字化していく、こういう目標を立てているわけでございます。

しかし同時に、現下のデフレをしっかりと克服をして自律的な経済成長を促す、こういう経済システムも作っていかねばならないわけでございます。これを両方同時に実現をしていかなければならないと。大変厳しい状況であるというふうに思いますが、しかしこれこそが改革であるというふうに思います。

こういう状況の中で、これらの実現に向けて、来年度予算はどのような視点に重点を置いて編成をされたのか、また、この両立に向けてどのような道筋といたしますか、プロセスを描いておられますのか、大局的な観点からまずお伺いをさせていただきますというふうに思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、野上委員がおっしゃいましたように、一つは、持続可能な民間主導の経済、デフレを克服しながらそういうものを活性化させていかなきゃならないというのが一つの大きな目標でございますし、もう一つは、危機的な財政状況、御指摘のとおりでございますので、これが持続可能な安心な財政に持っていく、これがもう一つの、時にありますと相反する目標でございますけれども、この二つをやらなきゃいけない、こういうことだろうと思っております。

そこで、民間需要主導の持続的な経済成長につなげていくために各種の構造改革に取り組んでいる。それから、中長期的な財政運営に当たって

は、委員が先ほど御指摘いただきましたように、この二〇一〇年代初頭にプライマリーバランスを回復して持続可能な財政構造にしていこう、こういう大きな枠組み、整理するとそういうことになると思うんです。

こういう中で、平成十六年度予算においては、一般会計歳出それから一般歳出、これを実質的に前年度以下に抑え込んでいく、抑制する。けれども、それだけではなかなかうまくいきませんので、予算内容にめり張りを付けて、必要なところにはやはりお金が回っていくようにする、こういう方針で予算を作ったわけでございます。財政規律を維持しながら民間需要を引き出していこうというねらいで予算が作ってあるわけでござい

ます。　　こういうことで、こういう努力をしまして、国、地方の基礎的財政収支は改善が見込まれているのではないかと考えておりました、二〇一〇年代初頭のいわゆるプライマリーバランス回復に向けて今年度予算は一つの手掛かりを得ることができたのではないかと考えておりますけれども、今後とも手綱を緩めてはいけないのではないかと考えております。

そして、規制、金融、税制の各分野にわたる構造改革も併せて進めていかなければならないわけですが、デフレの克服については、特に政府の努力と同時に日銀との、言うなれば車の両輪として平仄を合わせていくことが大事だと考えております。もちろん個々の金融政策の決定に当たっては日銀は独立性を持って判断をしていただくわけでありまして、いろいろな形を通じて大きな方向を合わせながらやっていかなければならない、こういう、こんなふうなことを考えております。

○野上浩太郎君 谷垣大臣の力強い決意と受け取らせていただきましたので、是非その方向で頑張っていただきたいと思いますが、予算をいわゆる重点化して、効率化していくという面においては、やはり予算のイノベーションといいますが、

刷新ということがこれは大変重要であるというふうに思っております。例えば、複数年にまたがるこういうプロジェクトですとか事業の場合は予算も複数年化して、いわゆる単年度予算の使い切りの弊害をなくすとか、あるいは今日の課題は本当にいろいろな省庁にまたがる課題が多いわけでございますので、各府省庁に横断的な取組をして、いわゆる縦割り行政の弊害をなくしていく、こういう視点が重要である。いわゆるニュー・パブリック・マネジメントの視点に立った予算の刷新ということが必要であるというふうに思います。

今年度予算でも、十の政策群ですとか、いろんな取組がされておまして、大きな第一歩を踏み出しているんじゃないかなというふうに思いますけれども、来年度予算におきましてどういうような取組をされたのか。そしてさらに、この取組を継続して、更に拡大していかなければならないと思っておりますが、どのように取組をしていくのか、お伺いさせていただきますかと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今おっしゃいましたように限られた予算でございますから、それをどう効率的に使っていくか、これはもう不断の検討が必要なことではあるんですが、大きく考えなければならぬのは、限られた予算をどう効率的に、場合によっては柔軟に使うかという要請が一方でありますけれども、他方、国民の血税を使うわけでありまして、あくまできちんと目的、それから使い方は厳正と、こういうようなことではなければいけない。この二つの要請をどう組み合わせていくかということが重要ではないかと思っております。

そこで、今委員がお触れいただいた政策群というものの、これは基本方針の二〇〇三で、民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せという手法を重視する、こういう位置付けで、十六年度予算編成でも各府省より提案された十のテーマを取り上げまして、財務省としては規制改革や制度改革の施策と予算

措置とを組み合わせているかどうかといった要件に照らして良いものとするように取り組んだところでございます。よく省庁の縦割りで同じ目的を持つていながらいろんなものが並列していたり、必ずしもそれが効果的に組み合っていないじゃないかという御批判がございましたので、一つのテーマごとに担当主計官を置いて、そういう府省横断的な施策が実りあるものにできるように工夫をしたつもりでございます。

それから、モデル事業につきまして、正に先ほど申しましたようにどうやら予算を柔軟に使えるかと、毎年毎年単年度主義で国会で御審議をいただくわけですが、一方、物によっては複数年で弾力的に考えていった方がお金も少なく済むし、効果も出てくるということがありますから、それで、しかし、それが野方図になつてはいかぬということでございますから、プラン・ドゥ・チェック・アクションと、こう難しいことを言っておりますけれども、まず定量的な、こういう国民に対する福祉を、国民に対する利便をこれだけ提供しようという定量的な目標をきちっと立てて、そして事後にその目標達成の状況を厳格に評価する、その上で、目標の効率的な達成のために事業の性格に応じて予算執行を弾力化していく。これはこの年度と次の年度ということもございまして、項と目の柔軟性ということもございまして、項と目の間の柔軟性ということもございまして、そういう形で十六年度予算では十の事業についてモデル事業として試行的に導入することとしております。

今後とも、こういう手法の工夫は引き続き努力をしていかなければいけないことと考えております。　　○野上浩太郎君 是非、この予算のイノベーション、刷新、大事な課題でございますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、三位一体の改革についての質問に移らせていただきますと思いますが、言うまでもなく、小泉改革の中でこの三位一体の改革は大きな

柱でございます。国から地方へという、こういう基本的な考えの下に進められなければなりませんし、その先には本当に真の地方分権の展開というものが見えてこなければならぬというふうに思っております。

しかしながら、今、地方の方からは、いわゆる補助金の削減ですとか交付税の縮減によりまして、大変予算編成が厳しかったというような声も聞こえてまいります。例えば、私の地元富山県でも、一般会計予算、大体五千五百億円ぐらいなんです。これは全国では一兆七千億円というふうにも聞いておりますし、市町村も同様の状況でございます。

この改革というのは、当然、いたずらに地方に痛みだけを押し付けるといふものであつてはならない、これは当然でございますけれども、この地方の現状について、大臣、どのようにお考えになつておられるのか。また、基幹税の税源移譲ですとか、しっかりと実態把握をしていくということ、このことについてどういうふうな今後改革を進めていくのか、これは十六年度の予算の取組も含めて、お伺いをさせていただきますかと思

います。　　○国務大臣(谷垣禎一君) 今、野上委員の御議論にもございましたように、富山県で三百五十億とおっしゃいましたか、それぞれ県の予算規模によつても違いますけれども、かなりの削減と申しますか、スリム化をお願いする形になつていくわけでございます。各都道府県とも大変な御努力をいただいで来年度予算を作つていただいたというふう感じております。その結果、かなり各都道府県ともスリムな、いろいろな、プライマリーバランスとか財政の赤字の度合いというふうなものかなり改善された、大変な御努力をいただいたというふうに思っているわけでございます。それで、確かに自治体によつては非常にやりくりが厳しいところもあるように私の耳にも入っておりますが、そういう点は、むしろこれ

は総務大臣に御答弁をいただかなければいけないわけですが、総務省においてもいろいろと工夫をしていただくことになっていくと承知をしているところでございます。

これも、そもそも論を今更申し上げてもなんでもございですが、一つは、地方にできることは地方で、そして権限も責任も持ってやっていただくというのが三位一体改革の目指す方向でございますけれども、現在の地方交付税の特別会計が五十兆を超す赤字を抱えている、地方全体の債務が二百兆を超えると、こういう状況の下では、併せてスリム化ということを行いませんと、これは国ももちろんそうでございます。国、地方も併せてスリム化を行うということでないとなかなかこの三位一体改革がいかない。こちらの方もやはり大きな目標になっているのではないかと、目標であるというふうには私は考えております。

補助金は今年度は一兆余りやうしていただいたわけでございしますけれども、今後三兆円を、四兆円という総理の目標で、一兆円やりましたのであと三兆円をやらしていただかなければならないわけでございします。それに関しての税源移譲については、これもまたいろんな御意見があることはよく承知しております。

今年度は、削減された補助金の中でやはり、削減といいますが、スリム化、改革をした補助金の中で、やはり地方に引き続きやっていただく必要のあるものについては財源手当てをきちっとしなければならぬということ、所得譲与税による税源移譲、これが四千二百億、それから義務教育費国庫負担金の退職手当等については税源移譲予定の特例交付金というのを作りまして、これが二千三百億程度、それから削減した公共事業関係の補助金に対してまちづくり交付金、千三百億程度というものを創設いたしましたので、七千九百億程度の財源の手当てをいたしているわけでございします。

それで、交付税につきましては、今の税源移譲につきましては今年はそのような所得税の中から所

得譲与税という形でやらしていただく、あるいは税源移譲予定交付金という形で暫定的な措置を講じておりますけれども、これは補助金改革、これから進めまして、それをにらみながら、平成十八年度までに必ず所得税を中心としてこれを地方住民に移していくという形で税源移譲をやっていくかなければならぬと考えてございまして、やはり地方に、自分たちはこういう施策をやっている、だからこういう負担をしてくれと、住民と対話しながらできるような形を持つていくことが必要ではないかなと考えております。

それから、ちよつと答弁長くなってよろしゅうございします。

交付税に関しましては、これは私は、交付税の、それぞれの自治体によって財政力が違いますから、財源調整機能というのはこれはあくまで必要なのでございしますけれども、それぞれの財源保障機能というものがございまして、これが場合によるとややルーズに使われたという過去があるわけでございします。そして、先ほど申し上げたような交付税特会も赤字を抱えておりますので、これは相当なスリム化をお願いしなければならぬんだらうというふうには考えてございまして、このところいろいろな地方からはなかなか厳しいというお声が聞こえてくるのは事実でございます。

ただ、十六年度の地財計画の規模は、対前年度、これは一・八%マイナス、一・五兆円マイナスになっておりますけれども、これは大体、一昨年、昨年と同程度のスリム化をお願いしたという形になっているわけでございまして、今後とも地方とも十分議論をしながら進めていかなければならないと、こういうふうには考えております。

○野上浩太郎君 大変力が入ったしかりとした御答弁、ありがとうございしました。

金融庁の方に地方の経済についてお伺いさせていただきます。大変申し訳ございませんが、次の機会にまた譲らさせていただきますかと思ひます。

どうもありがとうございます。

○平野達男君 民主党・新緑風会の平野達男でございます。

昨日は予算委員会、今、野上委員が挙げておられた三位一体改革をテーマにいろいろやり取りやらせていただきました。勝手に私が途中からちよつとエキサイトしたもので、大臣答弁を引き出すんじゃないかと、最後は委員長答弁を引き出すという前代未聞の形になりましたけれども、今の野上委員と財務大臣とのやり取り聞いておりました、非常に私はよく分かりました。分かりましたという意味は、賛成するという意味ではなくて、答弁の内容、よく分かりました。

特に、三位一体の改革というのが本当につらい厳しい道だということをしっかりと伝えるという意味では、今のような答弁、いい答弁、いいと言ったら大変僥越ではございしますけれども、しっかりと答弁ではなかったかというふうに思っています。

ただ、これから、いずれにせよ三位一体の改革に伴って特に財政力の弱い地方というのは大変な思いをしますので、その大変な思いをのぞきただけ和らげる政策というのを私はもう考えなくちゃならないと思っております。これからの引き続きいろいろな機会をとらまえてこの問題についてはやっていきたいというふうに思っています。

そこで、今日は、竹中大臣にまず先にお聞きしたいと思うんですが、まず、竹中大臣、国会の方に出てこられて大分期間が長くなったと思うんですが、国会とか、政府の方に入られて在任期間が随分長くなったと思うんですが、何年になられたでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済財政政策担当大臣に就任させていただきまして平成十三年の四月二十六日でございます。三月十八日でちょうど二年十か月余りということになるかと思ひます。来月の二十六日で小泉内閣三年ということになります。金融担当大臣に就任させていただいたのが十四年の九月三十日でありますので、約一年

半ということになると思ひます。

○平野達男君 そうすると、通算四年ということですね。四年、三年ですか、失礼しました、三年ということですね。分かりました。

就任前の、政府、政府といいますが、永田町での仕事、永田町と言ったらいいますか、政府の仕事ですね、政府というのはこういうものだろうという予想があったと思います、あるいは国会というのはこういうものだろうという予想があったと思いますけれども、就任前の予想と今の受けている感じというのは、何かギャップがありませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) マスコミからもうそういう御質問時々受けるんですが、実はそれ以前から政府のお仕事を少しさせていただいていたということもこれあり、実は以前からいろいろ御一緒に勉強させていただいていた国会議員の先生方の御活動も踏まえて、以前の予想とそんなに大きく変わるものではないと。むしろ、改めて自分自身がこういうふうには思っていたことを確認したということの方が大きい。その意味で、そんなに大きく私自身の見方とか考え方が変わったということはないと思っております。

○平野達男君 それじゃ、政府全体の印象はというふうな問いもちよつと抽象的過ぎますから、ちよつとテーマを絞って、参議院の財政金融委員会の評価というのはどのように評価されていきますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはよく前財務大臣の塩川先生がおっしゃっていたことですのでけれども、この委員会は本場にしっかりと議論ができる委員会である。大変厳しい質問もたくさんいただきますが、精一杯こちらの方で答えさせていただきます。立場はいろいろございしますけれども、しっかりと御理解もいただける。非常に、正に実りの多い、非常に深い議論をしてくださる大変すばらしい委員会であると、これは私、心からそう思っております。

○平野達男君 財政金融委員会の委員の一人とし

て素直にそれを受け入れたいと思います。

それでは、以下の質問は、かなり、多少おせっかいな質問になるかもしれませんが、その上でちょっと御答弁願いたいと思います。

ミルトン・フリードマンという経済学者がおります。インフレーションは常に貨幣現象であるという説を唱えた方でありまして、速水総裁、速水さんが日銀総裁のときに何度かこの件でも議論させていただきました。そのフリードマンが、これは孫引きなんですから、「パロー教授の経済学でここまでできる」というこの本の中に、孫引きでちよつと引用されておりまして、面白い引用があるんです。ちよつと読みますと、「是非ともワシントンで数年間を過ごすべきであるが、その期間は、『数年間』にとどめるべきである。二、三年以上ワシントンで過ごすこと、中毒にかかり、決して学問の世界に戻ることはできなくなるであろう」と言っています。さらに、このパロー教授は親切なことに、「私がこのフリードマンのアドバイスに対して唯一同意しない点は、ワシントンにおける二、三年の経験でも最先端の学問についていくためには長すぎるということである。」ということ、二、三年でも長いということをおっしゃるんですね。

竹中大臣、これからどういう身の振り方をされるか分かりますが、学問の世界でもしずっと仕事をされていくということからすれば、このミルトン・フリードマンさんの言葉とパロー教授の言葉というのはどのように受け止めますか。おせっかいな質問で申し訳ございません。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御親切な質問をいただきました。大変ありがとうございます。

パロー、フリードマン、それぞれの主張は承知しております。数年間というのの理解できるところがございまして、例えばアメリカでブッシュ政権に入ったリンゼー、ハバード、そうした経済専門家も二年でそれぞれ元のところに戻ると。二年ぐらいいりボリピングドア通ってどんどん動くん動くんアメリカのシステムという面はござい

ますけれども、そういう生活パターンになつていると承知しております。そこはいろんな事情があるんだと思います。

あと、委員御指摘の後半の学問の進歩と実際の政策の場での経験ということでありまして、パローやフリードマンが議論している世界というのは極めて純粋なエコノミックスの世界のことを言っているんだと思います。その意味では、エコノミックスというのは非常に特殊な学問体系を持つておりまして、二年ではなくて、本当にひよつとしたら半年、三か月でもブランクがある。これは付いていくのが大変だという世界だと思っています。

ただ、一方で、今の、一九七〇年代、八〇年代以降の新しい潮流として、これは純粋なエコノミックスじゃなくて、政策科学という、ポリシサイエンスというその分野では、むしろ非常に具体的なフィールドワークとか、そういうものに基づく政策決定プロセスの研究、そういう分野が大変今や非常に重要になっておりまして、その意味ではフリードマンやパローが言っているのは少し、一面の話であるという面もあるかと思っています。これは私自身の話ということじゃなくて雑感でございまして、そのような思いで聞かせていただきました。

○平野達男君 多少意地悪な質問をさせていただきますと、まだまだこの職に就いて、いろいろ政策決定プロセスというのを自分なりに研究するためにもう少し続けたいというような意向があるということでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 研究のために今の仕事をしたいわけはございません。これは、私がこの仕事を続けるかどうかというのは、これは私が決めることではございません。いろんなことを、考えるに基づきながら総理が御判断されることとございまして。私自身は、小泉改革は是非とも必要であり是非とも成就させなければいけない、お手伝いできることがあるならば謹んでさせていただきます、そのような姿勢をずっと持つております。

ております。

○平野達男君 先ほどの答弁の中で、ハバード氏でしたか、あるいはミルトン・フリードマンもそうです、あるいは今のマンキュー氏もそうだと思うんですが、みんなノーベル経済学賞をもらつておるようですね。日本もお金はいくらあつて、結構金融という面から見れば大國なわけですから、経済学賞というのはだれも出ていない。アメリカはたくさん出ています。ヨーロッパでどれだけ出てくるかは分かりません。

アメリカであれだけたくさん出ていて、日本でだれも出ていないというのは、これは何に差があるんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ハバードはノーベル賞は受賞していませんが、御指摘のとおり、かなりの方がアメリカ人です。それに對しては実は専門家の間でも批判がないわけではないと思つております。

つまり、今の経済学の体系というのは、インスティテューションナリゼーションという言葉がありますけれども、非常に制度化をしている。一つの特長な形、パターン、儀式に偏っている面がある。それは、十九世紀の終わりに言わば物理学者が中心になって作り出したものであつて、今のだから経済学の体系そのものも物理学の応用という面が非常に強い。したがつて、その業績の評価も、物理学の業績の評価と同じように、実際の何か提言とかというよりは、非常に、どちらかというと本ではなくて論文なんだと、専門の論文で競うんだと、そういう一つのパターンを持つてい

るということに原因があるのではないかと思つております。

したがつて、これは、アメリカで優秀な若手経済学者に与えられるジョン・ベイツ・クラーク賞というのがあるんですが、そのジョン・ベイツ・クラーク賞を取つて、それで、そういう取つた人が何年か取るとノーベル賞を取つてい、ノーベル経済学賞を取つてい。そういう一つの、こ

れは制度化の問題点のようなものが指摘されていると思います。

そういうことがアメリカ、物理学的な土壌を基盤にしたアメリカの中でノーベル賞を取つてい人が非常に増えているということの因であらうかと思つております。ちよつと長くなりますけれども、要因はそういうところにあるかと私は思つております。

○平野達男君 私は、金融というか、金融も含めて経済の理論のことは、もう本当にせいぜい分かつていのは需給曲線でその交点が価格を形成するぐらいの、そんなようなことしか大体分かつていない、知らないんですが、ただいろんな雑誌めぐりますと、金融物理学とか、何かそういう言葉が出てきて、何か随分様相が変わつてきているなという印象は私も受けていました。

ところが、ちよつと今度は話題を変えますけれども、今、日本の経済の状況というのは、昨日も福井総裁が言つておられましたけれども、世界に例のないような金融緩和をずっと続けている。それから、ゼロ金利もこれはずっと続いています。デフレもずっと長いこと続いています。経済は循環をするものだというふうに、私も少なくとも中学校、高校のころはそういうふうに教えられてきました。しかし、どうもその循環ということ、循環するんじゃないかと、どうも一つの状態がずっと長く続いているという意味において、今までの経済の基本的な理論とは違うような状況が展開されていると思つてます。

竹中大臣流に、竹中大臣の目から見ても、今までの一般的な経済あるいは金融の理論と、今の日本の置かれてい、金融の状況の違いというのはどこにあるかということとちよつと御説明いただけるでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済というのは、本来、やはりある程度成長できる基盤、潜在成長力の経路というのがある。その経路の回りで良いとき悪いとき、循環的に動く。そのような流れの中で通常は運営されてきて動いてくるものだと

思っております。

ところが、日本の場合、何が起ったかといえますと、一九八〇年代の平均成長率が四・五％、成長率は、成長力は経済の成熟とともに徐々に低下するものではありますけれども、九〇年代以降の成長率というのは一％を割ります。経済が悪くなることはあります。しかし、四％の成長率が、四・五％の成長率がいきなり一％になって、それが十年も続くということは、普通はこれはあり得ないことだと思えます。

本来の成長力、日本は二％から二・五％ぐらいの成長力がある。にもかかわらず、十年もそれが一％である。ここはやはりその要因は何なのかということの議論を専門家も意外ときちっとしてこなかったと思えます。

その要因は、本来の成長力を発揮できないような特殊な状況に日本が置かれていたこと。それは正にデット・オーバーハングという問題がありまして、過剰な債務、不良な債権、不良債権と過剰債務は表裏一体でありますけれども、それを引きずってしまったことによって本来のリスク許容力が銀行にも企業にも家計にもなくなつて、経済がこのように停滞をしてしまったと思っております。

もちろん、そういう中でも循環は起こります。しかし、経済政策として重要なのは、日本が本来の成長力である二・二・五％の成長力に復帰できるようにすること。そのためには不良債権という負の遺産を何とか取り除かなければいけない。さらには、IT革命でありますとかグローバル化でありますとか、この間の変化に対応して本来の潜在的な力、二・二・五％の成長力そのものを高めていくこと。アメリカはある程度それに成功しているわけでございます。そのことをやはりやっていく。これが、気が付いてみるとやはり、正に構造改革であるということになると思っております。

○平野達男君 今の御説明は何度か竹中大臣から

聞いた御答弁だつたと思うんですが、もうちょっと経済学的な観点からいいたときに、経済の理論は普通はこうなんだけれども、今の日本の状況はこうなんだというようにちょっと御説明を聞かせていただければ有り難かつたなと思つてゐるんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今のは、デット・オーバーハングという考え方は経済学的な考え方だと思つております。

その中で、これは経済産業研究所の小林慶一郎氏が精力的にいろいろな理論武装をしておりますけれども、実はリスクに対して、リスクが存在するときは一種の産業組織の連鎖が崩れてしまう。その産業組織の連鎖が崩れることによって、例えば具体的に言いますと、これは部品メーカーがあつて、今までメーカーのために、このメーカーのために長期的なR&D投資も行つて、それで新しい生産性上昇を導いてきたんですけれども、不良債権を抱えている親会社の状況がどうか分からなくなると長期的な投資ができなくなる。そういう形で産業組織の連鎖が崩れてしまふ。だから、マクロ的に見ますとデットのオーバーハングなんですけれども、債務を引きずつてゐる状況なんですけれども、例えば産業組織とか、ミクロ的に見ると今申し上げたような変化が起つてきている。

そういう中で、繰り返しになりますけれども、やはりリスクに対して非常に慎重になると。リスクが存在している場合のミクロの合理的な構造を積み重ねると、やはり九〇年代の日本のような経済になる。

その意味ではきちつと説明させていただいてゐるつもりでございます。

○平野達男君 今の御答弁の中での産業組織の、これは今……

○国務大臣(竹中平蔵君) 連鎖が崩れる。

○平野達男君 連鎖の破壊ということですね。ということがキーワード、キータムだつたと思うんですが、これが今までのどちらかというと経済

の理論あるいは金融の理論の中では抜けていたということなんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 余り一概に言うこと、一面的に言うこともできませんけれども、バランスシートが傷んだときに、それが経済のそれぞれの主体にどのような影響を、構造変化を与えるのかということについては議論が余りなされてこなかったし、もちろん今でもそんなに分かつてゐるわけではないんですけれども、非常に大きなバランスシート変化を経験したときの経済調整のメカニズムというのがなかなか難しく、それで各経済主体も大変努力、苦勞をこの十年間続けてゐるということだと思ひます。

○平野達男君 そうしますと、バランスシート不況という言葉も一時さやかれましたけれども、そういったバランスシートからスタートして産業構造の、産業の、また言葉を忘れましたけれども、先ほどのキーワードですね、産業……

○国務大臣(竹中平蔵君) 産業組織の連鎖が破壊される。産業組織の破壊で結構だと思ひます。

○平野達男君 産業構造の、産業組織の破壊ですか、何か難しい言葉でちよつとなかなか付いていけないんですが、ということなんですけれども、今それを修正するべくいろいろな対応を取つてゐるということ、日銀と政府との一体的な対応とも言われてゐます。

そうしますと、これがうまく、この対策がうまくいって、また逆にうまくいってもらわないかぬわけですが、日本が先ほど竹中大臣の言われた二・二・五％の成長を回復するということのようなことがもしできたならば、このまづ日本が陥つた過去の経済のいろいろな問題点、それを理論的に解明して、かつこういつた理論で、こういつた政策でもって日本は経済回復をしたということを経済学賞をもらえますわ、これ。

○国務大臣(竹中平蔵君) もらえないと思ひます。学問とやはり政策というのはそういう形では直

結、もちろんする場合もありますけれども、必ずしもそういうものではないと思ひます。

○平野達男君 今やつてゐる政策が私はすべてがすべて、すべてがよいとは思ひませんが、是非、日本の景気を元のいい回復に軌道修正をして、もし学問の世界に戻つたら、先ほど言つたように、日本の今までの経済の軌跡、なぜバランスシート不況に陥つたのか、経済構造が破壊されたのか、そういったものをまとめて、かつそこから脱却するときどういう政策をやつたのかということをもとめて、是非ノーベル経済学賞を取つてもらいたいというふうに思ひます。

それで、一点だけ。ミルトン・フリードマンの話が出ましたので、デフレは、インフレではなくて、デフレは貨幣現象であるということを竹中大臣はかつて言つておられました。デフレはすぐれた貨幣現象であるということを言つておられましたけれども、この考え方はまだ変わつておられませんか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には変わつておりません。

すべて貨幣現象であるとは申しません。しかし、貨幣現象であるという側面は強いというふう

に思つております。

○平野達男君 その貨幣現象であるというのは、一種の貨幣数量説とセットになつてゐるというふう

に私は理解をしてゐるんですけれども、デフレが貨幣現象であるということからすれば、今の日本の状況というのはもう、デフレは貨幣現象である、すぐれた貨幣現象であるということとは全く違つた状況になつてゐるんじゃないかと思ひますけれども、これはどのように思ひますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 一九八〇年代、日本のマネーサプライは一〇〇程度、ちよつと正確な数字ではありませんが、一〇〇近く伸びてゐたのではないかと思ひます。

それが九〇年代に入つて数％になつて、今、一・何％の伸びです。マネーサプライは伸びておりません。マネーが伸びないということと物価が

上昇しないということではやはり、どの程度相関があるかというの意見は分かれませんが、少なくとも多くの専門家が程度は認めることなのだと思います。

○平野達男君 インフレは貨幣現象であるというのは、いわゆる物価指数、単純に言えば物価指数だと思ふんですけれども、物価指数は貨幣の量の変数である。つまり、従属変数であると。貨幣の数量が動けばインフレが、多くなればインフレが誘因されるという、こういう説だったと思います。

ところが、デフレは確かにマネーサプライが増えないということはあるんですが、ベースマネーがどんどん増えていきます。貨幣数量にはもう関係なくて、デフレというのは貨幣の数量という問題ではなくて、ベースマネーが増えたとしても、それがマネーサプライにつながっていないという、その自体に根本的な問題があるんじゃないかと思うんですが、そこはどうですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ベースマネーが増えてもマネーサプライが増えない。別の言い方をすると、貨幣の流通速度が下がっていると。それは、インフレ、デフレというよりは、もっと別の構造的な問題であるというふうに理解すべきだと思います。

具体的に何かというと、正に金融部門に金融仲介機能がなくなっているから、不良債権等々の存在によって金融に対して前向きな対応がなかなかできない状況にあるからと。ただ、日本の場合は貸出しに関してはやはりバブルのときにこれが膨れ過ぎて、これはある程度調整せざるを得ないという中期的な側面がありますので、一つの要因だけで貨幣乗数の低下というのは説明できないというふうに思います。

ただ、いずれにしても、インフレが貨幣現象である、にもかかわらず、デフレは貨幣現象ではないという言い方をもしされる方があつたすれば、それは明らかに矛盾しているのではないのでしょうか。

○平野達男君 私の理解では、インフレはつまり貨幣の通貨量によってかなり影響を受けるという、こういう理解をしています。デフレは、つまり貨幣の通貨量に変化を受けるというんじゃない、もうそこに行く以前に、ベースマネーが用意されたとしても、もう市場にお金が出ていきませんから、まずそちらの方に注目しないとデフレは解消できない。つまり、デフレはすぐれて貨幣現象ということになりますと、通貨の量、つまりマネタリストの話になってしまふわけですが、通貨の量にだけ着目していればいいんだという誤解が生じてくるんじゃないかと思うんです。

ですから、同じ、インフレは貨幣の数量、貨幣数量に従属する、貨幣現象である、デフレは貨幣現象である、同じことを言つたとしても、本質的には全然違うことじゃないかということをお願いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 議論しなければいけないのは、価格を決める要因は何なのかということことです。

価格を決める要因はいろいろありますが、基本的には、例えばこれは内閣府のモデルでも、いろんな民間の金融機関のモデルでも価格関数というのがありますから、価格の決定要因は何かということも見ればその基本的な考え方が示されているわけですから、これは私はほぼ間違いなく実物経済としての要因、経済成長率や需給ギャップの要因とマネーサプライの要因というのが、これは私はほとんどの場合二つ入っているのではないかと思います。マネタリストというのはこれを理論として純化するわけですから、このマネーが重要だということをマネタリストは言うわけです。

私はそういうことを言うつもりはありません。これは両方重要であつて、マネーについても実物経済についても、やはり両方しっかりと対応をしないといけない、政策としてはこれはデフレ克服にはつながらないと思います。

もう一つは、マネーサプライとベースマネーがどうかかわっているかということ。今はベースマ

ネーが増えてもマネーサプライが増えないわけがありますから、その要因は何なのかということ、マネーと価格の関係はどうなのかということ、これはやはり二つの経路で考えなければいけないと思います。

○平野達男君 私がもう一つ言いたいのは、インフレは貨幣現象であるというときには、通貨の量を、要するに政府の、日銀が、政府がこれ調整できるわけじゃないですね、中央銀行が操作できるという、その操作は手法としてきつちり作用するという前提だと思ひます。

ところが、先ほど言いましたように、今デフレ下の中ではベースマネーを幾ら供給してもマネーサプライは増えない。つまり、通貨供給量が操作できないんですね、金融当局が。この状況の中で、インフレが貨幣現象である、デフレが貨幣現象であるというのは、もう状況が全然違つていると思うんです。

これは、今私どもは政策の議論をしていますから、インフレが貨幣現象、デフレが貨幣現象となると、何となく同じような政策ができるのかなという推察ができてくる。しかし、実際には、取るべき政策というのは、あるいは取ることでできる政策というのは、インフレ下とデフレ下の中では明らかに違うということを言いたいんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今の御議論も、是非御理解いただきたいですけれども、まず価格を決める要因としてマネーサプライが重要かどうか、これはある程度重要だということは認めてくださった。そうすると、日銀は今度マネーサプライをコントロールできるかという議論です。

日銀はベースマネーをコントロールすることは明らかにできます。そうすると、ベースマネーからマネーサプライについてどのぐらいの影響があるかどうなのか、そこはやはり極めて議論の当然のことながらあるところだと思います。日銀の専門家の実務的な話からいうと、いや、それほど簡単ではないのだという議論もこれは私なりに承知しておりますし、とはいふものの、マネーサ

プライをコントロールできるのは日銀、中央銀行しかない。中央銀行がそのことをやらないんであるならば、これは中央銀行としての役割を果たせなくなるのではないだろうかという議論もござります。

その点でいうならば、例えば最近の状況をいっても、例えば日銀は当座預金を四兆、五兆から今三十兆まで積み増した。五兆から三十兆に積み増す伸び率が高いときにはマネーサプライは実は増えております。伸び率が止まるとマネーサプライが増えなくなります。これは、ベースマネーの伸び率とマネーサプライの伸び率はやはりある程度関係していることを示している。これはある専門家の分析でありますけれども、そういう見方もやはりしていかなければいけないのではないかと思います。

○平野達男君 もしそれが正しいとすれば、ベースマネーをどんどん増やしていけば、いづれデフレは克服できるということになると思うんです。しかし、なかなかデフレは出口がまだ見えない。福井総裁は、長く厳しい険しい、長く厳しい道だというふうにおっしゃっていました。

繰り返しになりますけれども、結局、今、竹中大臣は日銀はマネーサプライをコントロールできる、できなければ存在する意味がないというふうな、ということまで言わなかったかもしませんが、そういう役割を与えられているんだというふうにおっしゃいましたけれども、現実には全然マネーサプライなんかコントロールできていませんよ。せいぜい、今、日銀がやっているのは、ベースマネーを供給して、末端にお金が行き渡らないから資産担保証券を買いましよう、こういうことをやっています。しかし、資産担保証券は元々そこにニーズはあるんだけれども、リスク取る人がいないから日銀が代わってリスクを取りましようというだけなんです。これはマネーサプライのコントロールでも何でもありません。

このベースマネーとマネーサプライの今の状況

の中には、もう明らかに大きな、何というんですか、差といいますか、相関性というのは私は多少はあるといえども、期待されたほどの大きな相関性はない。むしろ、これを縮めるのは何かといえ、構造政策であり、需要喚起政策であり、いろんな政策だと思うんです。

だから、そういう意味では、かつて速水総裁が日銀総裁のときに議論しましたけれども、どうもあのときの議論の軍配は私は速水総裁に上がっているんじゃないかという、白黒をはっきりしたいがために言っているわけじゃないが、そういう感じが強く持ちますが、何かコメントがございませう。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私は日銀の御苦労というのは大変理解しているつもりであります。したがって、マネーサプライが増え、ベースマネーが増え、マネーサプライが増えないその大きな要因は金融庁の我々の行政にあると思っております。

そのためには、貨幣乗数が上がるようにするためには、まず不良債権処理をしつかりやらなければいけない、その役割は是非しっかりと果たしていきたい、そうすることによって日銀のベースマネーを増やすという努力がマネーサプライ増加につながるような環境を政府としてしっかりと作っていくなければいけない、そこは十二分に理解しているつもりでございます。

しかし、その上でマネーサプライがやはり増えるような状況を作っていくかなければいけないわけです。そのことは私は日本銀行も理解をしてくださっていると思います。そのために、いわゆる波及のメカニズムを高めるといような努力をしてくださっていますし、様々な観点からいろんな努力をしておられます。

ここは、ここから先は専門家の間でも極めて議論が分かれるところだと思えますけれども、マネーサプライについてのやはり管理をしつかり行えるのは日本銀行しかありません。だから、為替介入を行ったときも、不胎化するかな不胎化しないかとか、どうするかというのは、これは日本銀行

がマネーサプライ管理の観点からやっておりますというふうな自らおっしゃるわけですね。そこはやはり日本銀行の重要な仕事なのだと思います。大変限界的なところでの仕事になります。これは、政府としてもやるべきことはやらないといけないし、日本銀行にもやはり更なる工夫をしていただかなければいけない。政府、日銀一体だと思っております。

私たちがこういう発言をする、何かすべてを日銀にしようとしているというニュアンスのコメントもいただくわけですが、そういうつもりは全くありません。日本銀行が大変よくやっておりますし、苦しい立場にあるというの理解もしております。しかし、その上で、政府の財政も苦しい立場にある、政府、日銀がその上で更に知恵を絞らなければいけない状況であるというふうな考えられているわけです。

○平野達男君 竹中大臣の答弁は答弁として理解します。

ただ、今、今回、今の議題は非常にテーマを絞っています。要するに、インフレが貨幣現象、デフレが貨幣現象ということなんです。同じ貨幣現象だと言いたくても似て非なるものがあるというところを言いたいということでもあります。

それで、それともう一つは、一時、ベースマネー、インフレターゲットとかインフレターゲットというような議論がございました。あれは要するに、日銀がベースマネーをどんどん増やせばインフレ期待が起ると、インフレ期待が起れば実質金利が下がる、実質金利の下がるとこのインフレ期待と名目金利が上がると、この間に投資の意欲が起こって投資活動が活発になるんじゃないかという、たしか、こんなたしか理屈じゃなかったかと思うんですが、少なくともそういう理屈は今の日本の中にはもう当てはまらないかと思うんですが、これは一つはつきりしたんじゃないかと思うんですが、竹中大臣はどう

に思われますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) その理屈という意味は、インフレ期待を変えることによって実質金利が下がるというのは、これは、もしもインフレ期待が変われば、これは変えられるかどうか難しいと思いますけれども、インフレ期待が変われば実質金利が下がる、これは確かな問題ですね。そうすることによって実質経済が刺激されるというの、これも間違いのない事実であると思います。

今の御質問の趣旨は、名目成長率の上昇と名目金利の上昇、どちらが追いつくかという形であつたかと思えますけれども、これはいろいろの間も御議論をさせていただきましたけれども、非常に純粋な新古典派的な成長理論からいうと、名目金利と名目成長率というのは収れんしていくわけでありまして、したがって、ほぼ同じか、私が申し上げたのは、過去三十年取ると、ほぼ同じか、名目成長率の方が名目金利より少し高いですよというところを三十年の事実として申し上げて、いや、二十年取ると違ふとか、いろんな御議論もいただいているわけでありまして、ほぼ収れんしていくわけですね。

そういう形を考えると、今の状況というのは、やはり大変リスクを取り込んで名目金利の方が名目成長率より高くなっている、ないしは非常に特殊な状況で名目成長率が落ち込んでいくという状況より異常なものであつて、これを正常化していくプロセスがなければ日本経済の再生とか財政の健全化はあり得ないということだと思います。

ここはやはり、是非、私が申し上げたような形に長期的には収れんし得るといことを念頭に、是非経済を正常化していきたいと思っているわけでございます。

○平野達男君 今の答弁は、どちらかというと後で大塚委員がやる質問に対する答弁ではなかったかと思うんですが。

私の質問はもっと単純でありまして、日銀がとにかくベースマネーを供給、どんどんどんどん供給していけば、いずれ期待、成長期待が高まるといこと、デフレからの脱却につながるんだというところが一時さやかれておりました。そういう単純なものではなくて、ベースマネーを供給するだけじゃなくて、先ほど言われたように、竹中大臣が言われたように、金融機関がリスクを取るようにするために不良債権の処理もしなくちゃならない、あるいは企業にとっては過剰債務の処理をどんどん進めなくちゃならない。そういう意味での需要を喚起するような、あるいは資金需要を喚起するような、そういう施策を、セットというよりは、むしろそちらの中心じゃないかというように、今、ではないかと私は思っていますし、現に今の小泉内閣の政策というのはそれをシフト、それを重点にやっているわけですね。

そうしますと、先ほど冒頭言いましたように、日銀がベースマネーを増やせば、いずれそれを契機として、それをスタート地点としてデフレ脱却ができるということ、もはやこれは言えないんじゃないかということ、単純なことを確認したかっただけです。コメントもございませう。

○国務大臣(竹中平蔵君) まず、需要が出てこなければいけない、資金需要が出てくるような状況を作らなければいけない、これはもう全くそのとおりであると思っております。そのために先行減税も行ったわけでありまして。かといって、財政の赤字が一方で非常に大きな制約条件としてあるわけですから、安易に財政の拡大をできないという状況下で何ができるのか、特区があるではないだろうか、地域再生プログラムという形で地域の個性を発揮していただく中で需要喚起がでないだろうか、そういうことを組み合わせて正に総合的にやっているわけでございます。

ちよつと細かい御指摘になるかもしれませんが、基本的には、期待インフレ率を変えろということ、ベースマネーを増やせば期待インフレ率とそのまま影響を受けるということではないかと思ひます。今ベースマネーを増やしているわけ

です。しかし、これは一部の論者の意見でありまして、必ずしも私の意見ではありませんですけれども、増やしても、その後、増えない。この間に關しては伸び率ゼロなんです。であるならば、インフレ目標を示して順番に少しずつ伸ばしていくことによって期待形成できるのではないだろうか。私はこの考え方に一〇〇%くみしているわけではありませんけれども、そういう考え方もあるというわけです。

ベアスマネーを増やせばインフレ期待が変わるというよりは、増やすという意思を示して、インフレ目標を立てるという意思を示して、それでの期待が形成されやすいようなやり方もあるのではないかと、そういうような議論が一方であるというふうに私は認識をしております。

○平野達男君 インフレターゲツト論のことだと思ふんですが、その議論も私も多少なりはあります。しかし、日本の今の経済の状況ではそういうことも私はやっぱり当てはまらないんじゃないかなということを私の感想として申し述べておきます。いづれ、この問題についてはまたいろいろ機会をとらまえて議論させていただきたいと思ひます。

それで、今日は予算のモデル事業ということについてもお聞きしたかったんですが、ちよつと私の時間がもうなくなりました。また次回、また私の方、時間いただけると思いますので、この問題、この件についてはそのときにお聞きしたいと思いますので、私は取りあえずこれで終わりたいと思います。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。

竹中大臣から当委員会は大変有意義だという御発言をいただいて、私も委員会の一員として大変うれしく思います。私も、お世辞抜きで、三年前に当選させていただいて、国会でこういう議論ができるとは思っていませんでしたので、例えば今までの話なんかをずっと伺っていても、日本で、日本の国会でこういう議論が行われているというのを、これを翻訳してグリーンズパンさんに教えて

あげたら結構喜ぶと思いますね。ただ、そういう話を聞いて、お伺いしていて、何かうれしくなって眠気が覚めちゃう自分が寂しいんですけれども、大変面白い話を聞かせていただきました。

谷垣大臣、塩川前大臣には私も随分怒られたりもしながらここで議論をさせていただいたんですが、やはり大変立派な大臣であられたなと思いますのは、私は何度も、やはりこれだけの大勢の人間が集まって議論をするわけですから、この中の議論でなるほどと思ったことに関して、いや、まあそれはしよせん野党の言うことだからということであれば全くこの委員会は生産性がないわけですので、なるほどと思ったことは少しは反映していただけると、それこそ国会本来の役割でありましてということは何度も申し上げて、確かに塩川大臣はそういう御対応をさせていただいたなど私自身は思っておりますので、引き続きそういうスタンスで、この議論を仕事の中身に御反映いただければ我々も時間を割いて審議をさせていただくかかいたがあらうというものですので、是非よろしくお願いしたいと思っております。

そのことを申し上げた上で、先ほど成長率と長期金利の話がもう出てしまいましたので、今日では小平統括官にもおいでいただいています。が、ちよつと質問の順番を入れ替えまして、その話から伺いたいんですけれども、谷垣大臣、これは何かすごく、この間から衆議院でも岡田さんと池田さんが竹中大臣に聞かれて、この間は予算委員会で峰崎先生が聞かれて、何かすごくマニアックな形で峰崎先生が聞かれているんじゃないんです。この形而上学的な話をしているんじゃないんです。これは物すごく重要な話なので、今日は重要な話を二つ、是非認識のすり合わせをさせていただきます。

いんですか。

谷垣大臣にお伺いしますが、竹中大臣がおっしゃるように、長期金利の方が普通は成長率より低いという状態が一般的であるとなると、財政収支はどうなりますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、正にその観点から興味を持って、興味といいますか、興味と戦慄

を持って聞かせていただいているわけでごいまして、これは金利の方がどんどん高くなっていくということになりますと、どうしても私どもの、これだけ国債を発行している状況ですから、身動きが非常に苦しくなってくると。逆であれば改善の手法がいろいろ取り得ると、こういう御議論をさせていただいているんだろうと思っております。

○大塚耕平君　おっしゃるとおりです。

したがって、竹中大臣がおっしゃるように、
 済においては一般に名目長期金利の方が名目成長率より低いという状態が普通だという御主張が正しいとするならば、なぜこんなに財政赤字がたまっていくんですか。

○**國務大臣(谷垣禎一君)** これは、今の金利と成長率の關係だとは必ずしも私はすぐ結び付いたた議論ではないと思います。やはり、特にバブル崩壊後の累次の経済対策、こういうようなものには功もあり罪もあったと思いますが、そういうものの積み重ねが基本的に今日の財政状況を形作つてきているというふうに考えております。

○大塚耕平君 お隣に同僚大臣がおいでになられるお立場の御答弁としてはすばらしい御答弁だと思ふんですが、そういうことをお伺いしているわけではなくて、竹中大臣がおっしゃる御主張が正しいとするならば、確かに谷垣大臣がおっしゃったような金利と成長率以外の要因もありますが、それを除けば、それを除いたピュアな議論をすれば、財政というのはこんなに赤字がたまるはずはないという、つまり考え方をお伺いしたわけであります。

そのこと自身は、今私がもろもろの前提を付けましたので谷垣さんも竹中さんも御同意いただけると思うんですが、内閣府から昨日、金利と成長率のデータをいただきました。これを見ると、確かに過去三十年を平均すると、竹中大臣がおっしゃるように、日本の名目長期金利は五・五、名目成長率は六・七。しかし、八〇年以降、二十年間を取ったり十年間を取ったりすると、以降成長率が下がっていますので、逆の現象が起きているわ

けです。それから、アメリカ、イギリス、フランス、これは一九七〇年代以降すべて、すべてです。よ、長期金利の方が成長率より高いわけでありま
す。そして、ドイツに至っては、私がお願いをし
た戦後のすべての期間を通じて長期金利の方が成
長率より高いわけでありま。

です。まず美談的にいって、美談的にいってデータで見る限りは、残念ながら竹中大臣の言っておられることはデータとしては逆の傾向の方が強いと。私は、だから竹中大臣のおっしゃっていることを否定しているつもりはないですよ。まづ、データとしては残念ながら逆のことが起きているということをお願いしているわけでありません。

その上で、ちよつと、なぜこんな議論をしているかという、先ほど平野先生と竹中大臣の間で政策科学とかそういう御議論があつたわけですが、最近は学者の方でも政策形成過程により関与したいというお気持ちの方增えていますし、私、いいことだと思います。平野先生のおっしゃるように必ずしも三年で大臣辞めるべきだとも思わないうにすけれども、逆に、政治家や官僚の方も、多少政治的判断だけではない理屈を身に付けるべきだと思つておりまして、そういう意味で、私は、今まで日本のアカデミズムというのは全然政策や政治に役に立たなかつたという意味で、政策なき理論は非常にむなしと思う一方、逆に理論なき政策は極めて怪しいものだと思っています。

そういう意味で、私の古巣の福井総裁がこの閣の予算委員会でも、理論的に今やっていることけれども、政策を担っている当局である以上やらざるを得ないというふうに、かなり踏み込んだ発言をされたのはすごいなと思う反面、そんなスーパープラグマティックなことで中央銀行たるものいいんだろかという懸念をOBとして感じていてるわけであります。だからといって、しかし手をはなれていいわけではありませんので、やはり政策と理論がきちっと歩み寄って正しいマク

口経済政策や様々な経済政策をやらなければいけないと、そういう立場で僭越ながら意見を申し述べさせていたでいるわけであります。

そこで、長期金利と成長率の関係については、やはり日本の、これだけの財政危機を抱えた日本の政策当局として、実証的にも理論的にも、やはり谷垣大臣も含めてもう少しきちっとお立場を明確にされないと、この後の財政運営に大きくかわる話だと思っているからこそこれだけ再三議論になっているわけであります。

そこで、竹中大臣にお伺いしたいんですが、なぜプライマリーバランスを黒字化させないといけないんですか。ちよつと非常に雲をつかむような質問で恐縮なんです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、ちよつとたくさんの御指摘をいただきましたので、少しだけ申し述べさせていただきます。経済は少なうともやはり中長期的にはかなり、理論とは言えないまでも、理屈どおりに動くところがございます。パブルが起きたのにも理屈があるし、パブルが崩壊したのにも理屈がある、経済が停滞したのにも理屈がある、それは常々思っております。その上で、そのデータはその理屈に基づいてやはり解釈しなければいけないと思います。

御指摘のように、この二十年ぐらいを見ると、私が申し上げたことと逆転しているケースが多々見られるということはもちろん十分に承知しております。その場合、金利には将来に対するリスクプレミアムが入ってくる。それと、期待インフレ率が非常に高い場合、これはオイルショックの下等では期待インフレ率が高くて名目金利が跳ね上がったという状況、これは私はやはり正常の状況ではないと考えるべきだと思います。

そういうことが実は次から次へと起こってきたのがこの八〇年代以降だというふうに思っておりますが、例えば財政赤字をしつかりとコントロールして、経済成長を復元して、経済を活性化させた例はイギリスの例、このイギリスなどは、少

なくとも最近の五年について見ますと、経済をきちつとした後の五年について見ると名目成長率の方がだか高くなっている。名目金利より名目成長率の方が高い。それが私はやはりノーマルな状況だと思っております。それを目標として経済運営をしていくということになります。

私は、ひとつ、是非期待をしておりますのは、民主党の皆さんも大変御議論を重ねて、それで財政と経済の中期的な展望のようなものを出しになるというふう聞いております。その中で、名目金利と名目成長率の関係をどのように規定してお出しになるのかと、そこは私自身も是非注目をさせていただきますし、勉強をさせていただきますというふう思っております。

その上で、プライマリーバランスの回復を目指すのは何か。これは、大塚委員、その先の答えを承知の上で聞いておられるわけですが、財政の議論を議論する場合によく使われるドーマーの定理という考え方がございます。とにかく、財政というのを発散させないために国債の、借金で、借金の残高とGDPの比率、GDPに対する借金の比率が無限度まで拡大していったならば、これはもう財政は発散であります。こういう状況は続かないから、どこかで大変な破綻が来るというふう考える。これを高止まりでも、たとえ高止まりでも仕方ないから発散させないようにしようではないかと。それをする条件は何かというところを明示して、これは各国の財政当局がしっかりと認識しているのがこのドーマーの定理であるというふう思っております。

そのためにはどうなのかと。それはプライマリーバランスを回復させることである。プライマリーバランスを回復させた上で、かつ名目成長率の名目金利よりも高ければ、このドーマーの定理の下で財政の発散を防げるという考え方、私、これは繰り返しますが、非常に広く財政当局に、各国の財政当局に受け入れられた考え方なんであって、だから我々は早い時期からプライマリーバランスの回復を目指そうということを政策

目標に掲げましたし、経済を正常化して、名目金利と名目成長率がせいぜい同じになる、ないしは名目成長率の方が少しは高いような状況に戻していきたい。その中で、財政の健全化と経済の再生を目指したいというふう考えているわけでございます。

○大塚耕平君 谷垣大臣、今、竹中大臣は物すごく重要なことをおっしゃったのをお気付きでしょうか。もうドーマー条件を御説明いただいたので私は繰り返しませんけれども、財政を健全化するためにプライマリーバランスを黒字化すること、成長率が長期金利よりも高い状態を作ることが必要なんです。つまり、これは目標なんです。そうならないからそうしなければいけないというところを、過去営々と経済学者が理論的にそういう主張をしてきた結果、プライマリーバランスを均衡させること、成長率より長期金利の方を低い状態を作ること、これは目標なんです。だから、大臣がおっしゃっておられるように、いや、普通は長期金利の方が成長率より低いということであれば、もうこれは二番目の条件は満たされているわけですね。常時満たされているということなら、これはドーマー条件に入っていないわけですよ。満たされていないから、それを満たしたいということをする多くの経済学者がおっしゃったわけですね。

今日は、前申し上げたように、私、竹中さんの著書のファンでしたからね、一杯持っているんですけれども、「経世済民」、「経済戦略会議」の一八〇日、「これは小沢内閣のときに御協力をしてもらったプロセスを書きになった本で、その中にも、大臣御自身は、私が今申し上げた趣旨のことをもうはつきり、ちゃんと正確に書いておられるわけですよ。

だから、いや、私が申し上げたいのは、今本堂に日本の経済にとって重要な局面ですから、もう一度申し上げますが、国会での議論で、あつ、なるほど、ちよつとやっていたことが間違っていた、まあ間違っていたとまでは言いませんけれども、

も、ちよつと表現の仕方が誤解を与えたかもしれないという点があれば訂正された方がいいです。この中には、故小沢首相の下でまとめられた日本経済再生への戦略、平成十一年二月二十六日、経済戦略会議最終報告も載っています。これ、竹中さんが中心でまとめられたわけですが、この中にもはつきり名目成長率が名目金利を上回る状況を実現することは目標なんだって書かれています。

だから、そこで、この間から非常に辛気臭い議論をさせていただいているのは、小平統括官の下で内閣府は経済財政モデルを一生懸命回しておられるんですけども、間違った前提あるいはかなり恣意的な前提でモデルを回して、その数字を国民に対して開示をして、その下で予算の編成をするということ、これはあつてはならないことなんです。本堂に、高度成長期みたいなときはいいですよ、ほつといつても税収も入ってくるし、別に予算編成は特に困らないといふときならいいですけれども、谷垣大臣。

今は、別に我々も議論をぐちゃぐちゃにしようとして申し上げているわけではなくて、財政再建したいんです、我々も。だからこそ、この間もきちつとお示したように、民主党の中期経済モデルの推計は私が、私のところでやっていますが、まだ党内でコンセンサスを得られていないので、この間は私的推計としてお示ししました。したがって、私は長期金利の方程式も全部公開しますよ。もう結果出ていますので、二〇一四年まで残念ながら長期金利の方が成長率より高い状態が続きます。その状態を均衡させるためには様々な工夫が必要だということを、この間は概要だけですが、お示ししています。来週、東洋経済にも書きますので、谷垣大臣もお読みいただきたいですけれども。

そこで、経済財政モデルというものが一体どういう前提で、どういう方程式で、外生変数はどういふものを入れているかというのを、さつきも申し上げたように、学者もみんな政策形成過程に貢

献したいと思いついていますので、全部公開しましょうよ、この際、我々も公開しますから。この間は予算委員会でも資料請求しましたけれども、私はこの場で、別に、分かっていますから、モデルで何かすべてが解決することでもないということも分かっていますし、モデルはあくまでモデルだということも分かっています。正しい財政状況についての認識を持ち、正しい、正しいと言つて語弊がありますが、より客観的な先行きの経済認識を持つためにも、改めてこの場でもお願いをします。今ここで即断即決していただければ、これはもう歴史に残る大臣ですよ。

政府の推計の、今日は小平さんに聞こうと思つていたので、細かいことを聞いていたんで、時間がなくなるので、モデルの方程式、定義式、外生変数、内生変数の数、外生変数としてどういうデータを入れているのか、全部公開していただければいい。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは私の認識であり、まずけれども、それは第一回の「改革と展望」とのときから既に公開していると思つております。それで、例えば外生変数が、一覧性がいかにかと見にくいとか、そういう御要望があれば、これはすぐにでも対応させます。

いづれにしても、これはもう私自身かねてから内閣府で、これは内閣府の諸君もそのように認識をしておりますけれども、これはオープンです。当然のことながらオープンにいたします。大塚モデルもオープンにしたいだけのことです。であれば、これは大変有り難いことだと思います。そうすることによって本場に政策論議が進むと思つています。我々は大塚委員が御指摘のような方向で対応しているつもりではありますが、それは徹底いたします。

○大塚耕平君 大変前向きな御答弁をいただいたと思つています。これは全部公開していただけることをお約束いただけたものと私は思つていますので、一つだけ役所ないしはパブリックセクターの人間の性癖を申し上げておきますと、まあ私もそれに

近いようなところにいるので、小平さんも含めて、皆さん、すごい優秀な方なんです。だから、こういう結果を出してくれと言われたら、ちゃんとそれに合う結果を作るんですよ、皆さんの。そういうことを仕事としていきますから、役所の皆さんは。

しかし、今、残念ながら財政の先行きの見通しとか経済の見通しについては、そういう初めに結論ありきではなくて、できまじたら、これは野党議員も、それから野党の推薦する学者も入れてきちつとしたラウンドテーブルを設けていただきたいな。だから、どっちが正しいとか間違つていないとか、それではなくて、少なくとも見通しに関するということではなくて、少なくとも見通しに関しては、そこで双方のバイアスが掛かっています。で、しかしバイアスをちゃんと議論して詰めて、じゃ、こういう見通しが最も中立的なものだということ。で財政政策や経済政策を立案していただければ国会の議論はもと中身のあるものになります。

ところが、今は残念ながら前提の段階から、竹中さんは全部公開しているとおっしゃいましたけれども、経済財政モデルも概要は確かに、概要といつてもかなり詳細の概要はお示しいただきました。が、詳細までは全部出していないですね。それは多分公開しても分らないということもあつたと思つておられます。しかし、この議論延々とやりません。今、お約束いただいたので、これはもう大変な前進だと思つています。多分学界関係者も、済みません、創価学会さんではなくて、学界ですね、学界関係者もも本場に大喜びしていると思つています。今の御答弁は、多分あつたの社説にも出ると思つています。どっかの社説にも、分りませんけれども。

さて、その上で、ちよつと違う質問に移らせていただきます。先般の補正予算の審議のときに、私は、この場で国庫債務負担行為が一杯あつて、これは何ですかというお話を承つたんですが、改めて伺ひますが、平成十五年度補正予算に計上されていた国庫債務負担行為の

額は幾らで、それが今回の当初予算にはどのように計上されておりますでしょうか。

○政府参考人(杉本和行君) お答えさせていただきます。

十五年度補正予算におきましては、国庫債務負担行為として、一般会計で六百八十四億四千万円、特別会計で二千八百四十九億四千万円、合計三千五百三十三億四千万円を限度として計上しております。これらがおつしやるようないわゆるゼロ国というものでございます。

このゼロ国債は、公共事業の執行に当たりまして、契約後一定の準備期間が必要であることにかんがみまして、年度当初から公共事業の施行を行えるよう十五年度中に事業の契約を行うことを可能にするものでございまして、当該ゼロ国に係る実際の支払は十六年度予算において計上された歳出入予算によつて行うこととしておりますので、申し上げた金額が十六年度予算の歳出入予算に計上していただいております。

○大塚耕平君 済みません、分かり切つた質問で恐縮ですが、すべて当初予算に計上されたということですね。はい。

ということとは、これ予算審議中ですが、しかし衆議院通つていくわけですから、三月一杯では成立するわけですが、どうして補正予算でこれ計上する必要があるのでしょうか、谷垣大臣。国庫債務負担行為としてわざわざ計上する必要があるのでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは、寒冷地その他でやつぱり年度が明けたらすぐ執行しなきゃならない、しなきゃいけません。この御答弁は、手当てが、事前にその準備といふんですか、手当てができるようにこういう形になつていふんだと考えております。

○大塚耕平君 またすばらしい百点満点の御答弁だと思つていますが、これ塩川大臣だったら、そこまでは多分同じ答弁をされたと思つていますが、ううん、ということですが、まあしかし確かになんです。当初予算がもう成立するわけですからそ

のときに計上してもよかったかもしれないし、補正予算のときに大塚から指摘があつたように、慌てて補正予算作るとちゃんと査定もしていないかもしれないから、本場に補正予算で国庫債務負担行為を計上する必要があるのかどうか、よく検討してみますわというふうな、ちゃんと、ちよつと余計なことが付いたと思つてですね。しかしここが重要な点ですよ。

この間も申し上げましたように、補正回しなんというのは、これは予算編成やつておられる方々や財政に興味のある研究者の皆さんはみんな分かっている話なんです。特別会計、特会回し、財投回し、補正回し、これが日本の財政を肥大化させてきた。さつきまじく大臣御自身がおつした長期金利と成長率の関係以外の部分で財政を肥大化させる要因が様々あつたんでしようという、その要因です。これにメスを入れてくださ

いということをお願いしているわけです。だから、いや、これはお世辞抜きで谷垣大臣は首相候補だと私は思つております。しかし、これ平時ならそういう御答弁でいいですけども、この財政危機、経済危機に本が一國のかじ取りを担おうというお気持ちがおありならば、これだけ明々白々に、長年研究者も実務関係者も指摘している問題に対して一通りの御答弁で済まされるということとは、首相候補として尊敬をしております。私は私としては残念極まりない。

おまけにも一つ申し上げますと、特会回し、財投回し、補正回し、これでも白發中の三暗刻かと思つたら、最近はいかに日銀回しというのが入つていくわけです。四暗刻ですよ。ここで笑つてくれないと困つちゃうんですけれどもね。いや、本場にこれは大変なことですよ。財政赤字、財政破綻の役満ですよ。これは。だから、この間から介入と米国債の買入れの問題も随分話題になつてきて、私も雑誌に書きましたけれども。

そこで、ちよつと竹中大臣に確認をさせていただきたいんですが、さつき重要なことをおつしたんですね。介入において不胎化、非不胎

化をするかというのは、これはマネーサプライ管理の観点から日銀が決定していることだとおっしゃいましたけれども、この発言、訂正しなくていいですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には、そのような御発言を日銀総裁御自身が諮問会議等々でもしておられたと認識しております。

○大塚耕平君 それでは、いずれ私も一度日銀に確認したいと思いますが、為替介入というのがマネーサプライコントロールの上でそういう操作手段として使われているという認識は今までなかったはずで、今現在は、現実にはそうしているかもしれないですけれども、もし総裁が諮問会議でそういう発言をしておられるということであるならば、もう一度いずれ私は国会の場で確認をしたいと思えますけれども、何かもし御発言があれば。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと不胎化、非不胎化という言い方が不適切であったかもしれませんが、介入に影響されないような形で独立してマネーサプライのコントロールを日本銀行が行っているんだと、そういう趣旨のことを日銀総裁はおっしゃっておられると。私が申し上げたのも実はそういうことなんです。正にその他の要因、それを非不胎化と言うということかも知ひよっとしたらしれませんけれども、マネーサプライのコントロールは、これは日銀がつまり介入を行おうが行まいが、マネーサプライのコントロールはそれと独立して日本銀行が行くと、私が申し上げたかったのはそういう趣旨でございいます。

○大塚耕平君 私は、竹中大臣は本当に答弁能力の優れた、日本の国会審議のレベルを上げた大臣だと、これはお世辞じゃないです、本当にそう思っています。ただ、今の御答弁のように、物すごく重要な問題で極めて巧みに百八十度答弁の内容を転換されることが時々あるんですね。これは、だからこれはすばらしいと思います、能力としては。ただし、ただし、今の前段でおっしゃっ

たこと、そして私が問い掛けたこと、そして後段で、いや正確に申し上げると言って修正していただいたことは、随分内容が違うんです、これは。まあ、いいです、これはしよせん日銀の問題ですから、一度確認をしてみますけれども。

いや、私はマネーサプライコントロールのために為替介入の胎化、不胎化を操作するということを否定するつもりはないですよ。もしそういうちゃんとした意思決定があつて、そういう何らかの理論的裏付けがあつてそれをやられるならいいですけれども、いや、そういうことはやっていませんと言いつつ、事実上そうなっているところ、問題があるわけです。前も申し上げたような気がしますが。

だから、前は、たしか補正予算の審議のときに、マネタイゼーションということを政府全体として、政府、日銀全体としてきちっと論理的に整理が付いた形でどなたかが指揮を取つてやつておられるなら、それはそれで一つの経済政策の選択としてはあり得るというふうにお伺いしたところ、竹中大臣は、谷垣さんのお顔をちらっとごらんになられて、それから、いや、そうではなくて、それぞれの部門がそれぞれの職責を果たしているにすぎませんというふうにおっしゃったんですが、それが危ないんです。それが危ない。

だから、きちっと整合性が付いてやつておられるんでしたら別に、それは政権を担つておられる皆様方ですから、政権サイドの御判断ですからいいと思うんですけれども、いやいやマネタイゼーションなんてすごいことが起きているにもかかわらず、いや起きていくかもしれないけれども、それは別にだれかがそうしろと言つたわけじゃないです。それという状態だけは何とか避けたいなと思つていますので、この問題は引き続き議論をさせていただきます。

さて、残り時間もあと十分ほどになりましたので、小平統括官におかれては細かい質問をさせていだだこうと思つていたんですが、先ほどの展開になりましたので、御質問はいたしません。恐縮

です。谷垣大臣にお伺いをしますが、谷垣大臣は国債管理政策の定義及び目的をどのようにお考えになつておられますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほどからるこの国会の議論でいいところがあつたら取り入れるようにと、こういう御趣旨でございましたけれども、私もそれは努めたいと思つております。実際、相当長い間国会で議論を参加させていただいてるわけですから、それが何にも得るものがないと、またそういうところから何も学ばないんだというのでは、正に時間の無駄としか言ひようがございませんで、なるほどと思つたことがあつたら私も取り入れるということはしたいと思つております。

それから、先ほどゼロ国債の私の答弁について物足りないという御指摘でございました。私もゼロ国債というものが今までどういう意味を果たしてきたかということはある程度問題意識を持つているつもりでございしますが、他方、私の選挙区も相当雪が降るものですが、公共事業執行どうあるべきかという問題意識も持つております。ただ、これは、その辺りでどういう機能を果たしているかというのは今後ともよく見てまいりたいと思つております。

済みません、ちよつと余分なことを申しまして。それで、国債管理政策の定義と目的ということでありませうけれども、これは一義的な定義があるのかどうか分かりませんが、国債発行当局の立場からすれば、できるだけ財政負担の軽減を図りながら、国債が円滑かつ確実に市場に受け入れられるように、国債の発行とか消化、流通、それから償還、各方面にわたつて行われる政策の総称というところになるのかなと思ひますが、目的は中長期的な調達コストを抑制しながら国債の円滑かつ確実な消化を図ることであらうと思ひます。そして、実は今の定義と目的の中に入れませんでしたが、やはり国債に対する信託を維持してい

くということがその大前提として私はあるのではないかなと、こういうふうにご考へております。

○大塚耕平君 景気対策という視点はいいですか、国債管理政策を考へていく上で。

○国務大臣(谷垣禎一君) 景気対策ですか、まあ、今の現在の状況においてそれが最前面に出てくるというふうには考へておりません。

○大塚耕平君 これも塩川大臣の時代に申し上げたことですが、改めて私の認識も開陳をさせていただきますが、国債管理政策で満期構成、マチュリティーを考へるときに、短期債はこれ短期になればなるほど流動性が高いですから、通貨に近くなるわけですよ。だから、国債管理政策を考へるときに、単にコストを低くするというだけでは長期債であれば、今みたいに長期金利が低いときは長期債であつとやればいいわけですから、短期債もある程度出さなきゃいけないということで、したがつて景気対策に重きを置くなら、景気対策という用語と語弊がありますね、景気面に配慮した管理政策を行うなら短期債を中心に、しかし、より低コストでやりたいということであるならば、長期が安ければ長期でやるという、あくまでコスト重視で満期構成考へるというふうにはやらなきゃいけないんですが、その両方の視点が必要でしようということ、両方の視点を加味した最適満期構成という言葉があるわけですよ。

だから、今後、国債管理政策という言葉も、これは三年前には実はこの委員会でも国債管理政策と申し上げても余り反応良くなかつたんですけれども、今や国債管理政策が非常に重要なことだというのが一般的認識になつたことは大前進だと思ひますので、是非、通り一遍ではないんだということをまた大臣御自身よく御研究いただいて、またこれも事務方の皆さんにもろろ指示して、事務方の皆さんはすばらしい案を持つてくるでしようけれども、しかし大臣御自身がどういう観点で国債管理政策を考へられるのかということ、是非更にこの場で議論を深めさせていただきたいと思ひま

すので、あらかじめお願いをしておきます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私ももう少し勉強してみたいと思いますが、今委員がおっしゃった観点は、景気対策ということが主眼に、私どもの頭の中、現在の私の頭の中ですが、主眼にあるというよりも、市場のニーズがどこにあるのかという観点を考えますと、恐らく今委員がおっしゃったようなことも相当考慮しないと市場のニーズを把握して順調に消化していくことにはつながらないんだらうというふうに思いますので、直ちにそれを国債管理政策の目的に入れるかどうかは別として、幅広く考えていかなきゃならないことかなと思います。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

財政赤字の操作というのは、規模を少なくするだけではなくて、国債の市場価値を高めれば事実上の財政赤字の額は減りますから、だから極めて国債の流動性を高めたり市場性を高めるということは、本当に、当面二、三十年の間重要な政策になりますので、これはもう我々も知恵を出していきますので、是非御検討いただきたいと思ひます。

その延長線上の話として一つ重要なことがあるんですが、地方債、地方債であります、これは端的にお答えいただきたいんですが、地方債が償還できなくなつたときに、これは財務省は地方債の償還を保証するんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これは保証という、法的な言葉で言うところ政府保証が、もちろん政府保証が付いている地方債もございますけれども、それはごく限られたものでございますから、法的な意味では政府は保証しているわけでもありませんし、そのような債務を負うわけでもございません。

ただ、地方財政計画に公債費として元利償還費です、計上しておりますので、地方交付税も含めて所要の財源を確保するというにしておりますので、そういう意味では保証という表現がいかにどうかは別といたしまして、政府がまあ背後

におると、こういうことではないかと思ひます。

○大塚耕平君 その答弁は塩川大臣の答弁とは大きな方向転換ですから、多分あしたその報道されると思ひます。いや、塩川大臣は片山さんと並んで、この場ではなかったですけども、あれは行政監視委員会とか予算委員会だったですけども、片山さんが片方では、いや、それはもう財務省が面倒見てくれますよと言うと、塩川さんがこの辺びくびくさせますが、いや、それはもうちゃんと自分たちで償還してもらわないと困るという張つていた問題ですから、今の御答弁だと、ちよつとこれは大きな、これは前進と言つていいのかわかりませんが。

そこで、今、三位一体改革の議論が昨日も予算委員会で行われましたが、私は四位一体改革が必要だと思つてゐるんです。四番目は何だと思ひられますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) ちよつとそこまでまだ頭が回らないし。

○大塚耕平君 地方債なんですよ。だから、もうあと一、二分ですからやめますけれども、結局、既に発行されているものを、これが償還できなくなつたらそのときは、法的には根拠はないけれども、やはり面倒見なきゃいけないんじゃないかというふうな今の谷垣大臣の御答弁も分からないではないんですが、更にもう一個問題があつて、今の地財計画では元利償還ができようもない自治体でも、とにかくこの地財計画で地方債の発行計画が総務省で盛り込まれちゃうと、どこが買ってくれるかという、買ってくれる相手先を自分たちで探さなくても発行できちゃうんです。この部分もさつちりメスを入れていかないと、片や昨日平野さんが予算委員会ですらおられたように、事実上は三位一体改革で歳入歳出額、予算額は減ると、そういうことがだんだん明らかになつてきたわけですが、じゃ苦しいからといって地方債発行すると。この地方債を発行して、この地方債に対してどういふスタンスで財務省があるいは政府が臨まれるかによつて、これは、もう今日はこれ以上

上の議論やりませんが、竹中さんと私の議論、あるいはこれまで延々と続いてきた長期金利、成長率、それから財政赤字を解消できるかという問題の背後にある中立命題という、つまり財政赤字は個人消費に影響を与えるのかどうか、つまり財政赤字は将来世代に転嫁されるのかされないのかというこの問題と非常に密接にリンクして、今日はそのことの細かい議論はもうしませんけれども、地方債の問題も全部そこに行き着きますので、是非、三位一体改革まではレールが引かれたわけですので、その運営を間違わないでいただきたいということと同時に、地方債の改革に財務省として目を光らせていただきたい。

総務省におかれては、今日一つ質問する予定でしたが、後で私に数字をください。つまり、二年前のこの場で自社株買いや自転車操業のような融通手形を切るような地方債の発行を始めていたところがあるけれども、数字はどうだというふうなところと行政監視委員会で聞きましたら、そのときは数字を持ってなくて、今後は調査して継続的にフォローするとおっしゃつておられたわけですので、しかるべく私のところに数字を報告してください。この場での質問は時間ありませんのでやめさせていただきます。

以上で終わらせていただきます。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。私は、東京選挙区の選出でありまして、東部の下町に住んでおります。その下町のおじさん、おばさんの間でよく話題になること、これを拾つて今日は御質問させていただきます。

おじさん、おばさんたちは日本の平均的な人たち、代表する国民と思ひますので、そういう人たちからすると余り難しい理論、あるいは片仮名、横文字の並んだような言葉、使われてもよく分からないんですよ。ですから、そういう皆さんにも分かりやすい表現で御説明をいただきたいと思ひます。まず、そこで初め伺いますが、今年の国債発行

額、これは百六十二兆円を超えと言われております。それをどこに使うかは別に、借りて金利を付けて返すという意味で膨大な数字になっているわけですね。税収が四十二兆円程度しかなくて、さあ、この数字というのはいかげなものかと。我が家の財布あるいは我が社の金庫、このやりくりと比べて余りにも国は懸け離れたことをやつておるものですか、その類似として考えられないわけですね。さあ、これを果たして、プライマリバランスということをよく言われますけれども、そこに到達できるのかどうか、今年の予算、十六年度予算というものがその達成に向けての一つの手掛かりになり得るのかどうか、この点について根拠も示して分かりやすくお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) プライマリバランスにつきましては先ほども大変掘り下げた御議論があつたところでございます、要は、その世代に必要な支出はその世代で、その年に入つてきたもので賄おうと。それで、まだ借金はたくさんあるわけですから、その借金は、借金の扱いまではなかなかいかないけれども、せめて今年やることは今年の入費でやろうと、これを目標にしているわけですね。

それで、それを二〇一〇年代初頭というところに目標を掲げておりますけれども、一つ、今年、私が黒字化に向けた手掛かりが得られたというふうに申しておりますのは、これは一般会計の、一般会計で国債費と公債金収入で見ますと、平成十五年度の当初予算はマイナス十九・六兆円になっておりましたけれども、今年度の当初予算では十九兆円になって、六千億ぐらい改善をしていると。名目GDPでいきますと〇・一％改善をしていると。これを一つ手掛かりが得られたというふうに申し上げているわけでございます。ただ、まあこれもまだ非常に前途ほど遠し。先ほどの御議論もございまして、また非常にいろんな前提を置いて今まで先を示しておりますので、具体的には相当地道な努力を歯を食い

しばってやらなきゃいかぬだろうと思つております。

○山口那津男君 所与の前提でいろんな試算があるわけでありまけれども、その前提そのものが変わっていく場合もありますし、また大胆な歳入面での改善、改革ということもあり得るかと思ひますので、是非この達成へ向けての引き続きの御努力をお願いしたいと思います。

それからまた次に、よく話題になりますのは、若いお母さん方が、昔でしたら働くお母さんは子供を保育園へ、そして専業主婦の方は子供を幼稚園へというのが相場でありましたけれども、最近では自分のライフスタイルに応じていろいろ選ぶと。保育園であっても子供を預かり、幼稚園でやつていような教育面重視のこともあつていいだらうし、また幼稚園であっても預かり保育を入れてもらいたい、こんな要望も強いわけですね。それが截然と厚生労働省あるいは文部科学省系で所管も分かれ、やり方も違うというのはどうしても納得できないと、こういう思いもあるわけですね。また、似たようなことをやるのに経費が重複しているんじゃないか、権限が重複しているんじゃないかと、こんな素朴な疑問もあるわけですね。

こういったことを見直す一つの手法として、政策群あるいはモデル事業、先ほども御議論あつたところでありますが、そんな試みがなされているわけで、私は大変いい試みだろうと思ひます。しかし、それがどういふ効果を発揮しているのかということはやっぱり国民に分かるように説明をしていく必要がありますし、またその試行というものをものごとと広げていく、こういう必要もあるかと思ひます。

こういう手法を取り始めたことに對する基本的なお考えと、これからのその拡充へ向けた展望とありますが、御決意と申しますか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(石井啓一君) 今御指摘をいただいたとおり、十六年度予算におきましては政策群あるいはモデル事業といった予算手法のいわゆるイノベーションに取り組んだわけでございますけれども、このうち政策群につきましては、今御指摘いただきましたとおり、各府省間の施策の連携を強化して重複を排除すると、こういったことにより政策目標の達成に資する、あるいは規制改革あるいは制度改革等の政策と予算手法とを組み合わせる、こういったもの、あるいはより少ない財政の負担で民間の需要や民間の資金を誘発するということで民間の活力を最大限に引き出すと、こういった要件の下に行ひまして、十六年度予算につきましては十の政策につきまして実施を行つたところでございます。

また、モデル事業につきましても、これ、限られた財政資金を効率的に使うといった観点からプラン・ドゥー・チェック・アクションという考えの下で定量的な政策目標を立てまして、これは事後にきちんとチェックをすると、予算の執行調査を行つて厳格に評価をすると、その上で予算の執行を弾力化するというところで同じく十の事業について試行的に導入を図つたところでございますが、これらはそれぞれ予算を、より限られた予算の中で効率的、効果的に執行していかうという予算執行の一つの、先ほども申し上げましたイノベーションの一端として取り組んでいられるものでございまして、今後も今回の経験を踏まえつつ引き続き積極的に取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

○山口那津男君 そうした中で、例えばモデル事業で、従来の予算手法であります国庫債務負担行為とかあるいは繰越明許費とか、あるいは目を柔軟に利用を認めようとか、様々な手法を取り入れられる。これはこれで結構なんでありまけれども、例えば国庫債務負担行為、これもやり方によつては、防衛予算のように正面装備の調達のために広げ過ぎて余りに硬化化していると、そういうマイナス面も出る場合があるわけですね。ですから、その長短、それぞれの手法の長短、これをどう組み合わせるか、そして総合的な効果として

プラスになるといふところ、これをやつぱり分かります。これを示す必要があると思ふんです。

その評価の手法として、定量的な評価のポイント、これを幾つか出してやりになるということでありまけれども、プラン・ドゥー・チェック・アクションなんて言うからますます難しくなつちゃうんで、おじさん、おばさんに分かるような、そういう公表の仕方あるいは評価の仕方、これを工夫していただいてやっていただきたいと思ふんですが、何かその点でのお考えがございませうか。

○副大臣(石井啓一君) 先ほど申し上げましたとおり、モデル事業につきましては定量的な政策目標を設定いたしまして、それをきちんと厳格な事後評価を行つと、こういう前提の下に予算執行の弾力化あるいは複数年度にわたる事業については国庫債務負担行為の活用等を行つていられるものでございませうけれども、これにつきましても、今御指摘のあるように、後年度の支出がむしろ固定化していくんじゃないかという御指摘もございませうので、そういったところに十分配慮をしつつ、こういった予算手法を使つていきたいと思います。

この結果につきましても、先ほど申し上げましたように、きちんと評価をいたしまして、皆様方に、国民の皆様方に分かりやすく、こういうモデル事業をやつた、その結果としてこういう効果があらはれたということもきちんと御説明をさせていただきながら、積極的に取り組んでいきたいと思つております。

○山口那津男君 予算のシーズンになりますと、一般会計のところは報道もされますし、よく注目を浴びるわけですが、片や特別会計、これは数も多い多種多様でありまして、それが個々に詳しく国民の目にさらされるということは余りないわけでありま。しかし、子細に見ますと問題点はたくさんあります。

財政審でもこの改善、改革につきまして具体的な提言、五十三項目ぐらゐにわたつて指摘をされたわけでありま。しかし、これをだれが責任を持つて、それをどう実現をして、そして変えてい

くかと、この辺が必ずしもはつきりしてない点があるわけですね。これは見逃しませぬよという国民の声も強くなつていく中で、これにどう取り組んでいかれるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(石井啓一君) 特別会計につきましては、昨年からこれは見直しの議論が相当国会の審議等を端緒といたしまして進められました。今御指摘ございましたとおり、財政制度審議会におきまして、昨年の十一月、見直しに關する基本的な考え方と五十を上回る具体的な項目、方策をお示しをさせていただいたところでございます。

これにつきましては、十六年度の予算編成においても可能な限り、この具体的な五十を上回る項目についての中から可能な限りこれを実現を図るというところで着手をさせていただいております。中には、具体的な方策の中には中長期的にその必要性について検討するという項目も入つておりますので、それは引き続き今後行うことといたしまして、まずはこの十六年度予算の中で可能な限りこれを着手をさせていただいたところでございませう。

これにつきましては、今後とも、毎年度の予算編成の中で、来年度の予算の中で着手した項目につきましても更に深掘りをして中身をしっかりとさせていきたいと思ひますし、また中長期的な五項目につきましても引き続きしっかりと進めていくということ、また、なかなか一般会計と比べて分かりにくいという指摘もございませうので、分かりやすい説明にも努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○山口那津男君 是非、その提言の進捗状況、これを公表しながら、次の課題を提示して、是非国民に可視的にこれを進めていただきたいと思ひます。

次に、税金は無駄遣いが結構多いのではないかと、昨今家計も詰まり、企業会計も厳しく、国に對してもそういう目が向けられていくわけですね。そこで、我が党神崎代表の提言もありまし

それで、先ほどこちよつと、御質問の趣旨がちよつとずれるかもしれませんが、モデル事業ですので、一応定量的な目標が設定されておりまして、一つは利用可能地域を全国に拡大するということ、二番目は利用者の満足度を向上させること、三番目、これは一つの目安なのですが、十八年度の利用件数というものがつております。

そこで、このモデル事業を達成するために、本年六月一日から、システムの安定的な稼働を確認しつつ、全国に運用拡大したいと考えております。

な企画商品をただあてがわれるというのではなくて、やっぱり自分の年代といいますが、ライフスタイルといいますが、家族構成とか、様々な状況に応じて個別の設計をするということを消費者は好みつつあるわけですね。ですから、銀行の窓口でそういったことに本当に対応できるのかどうかとか、やっぱりいろいろクリアしていないかなければならない前提というのがあるんじゃないかと、こ

うも思うわけがあります。

しかも、銀行の場合は与信業務も行っておりまして、かつて歩積み両建てとか拘束性のある預金なんという問題になりましたが、やっぱり力関係が違ふという面もあるわけですね。それと、従来の生命保険の販売慣行と比べた場合のあるべき姿ということについても、やっぱり十分な検討を行わなければならないと思います。

私は、これらの条件整備というものをものごと行つた上で将来の在り方に結論を出すべきである、今にわかにやることについては慎重な検討を要すると、こう思うわけでありまして、大臣の基本的なお考え、そして今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 生保商品の銀行窓販につきましては、山口委員御指摘のように、非常に幅広く、いろんな観点から御議論をいただいているというふうな承知をしております。

一般的に方向としては、やはり消費者から見ると総合的な金融サービスを受けたいと、したがって業態間の垣根を低くして消費者の利便を高めるといふのが基本的な方向であるというふうには考えております。

ただ、やはり生保の場合は二つの点においてしっかりと考えなければいけない問題があるということも認識しているつもりでございます。

一つは、委員おっしゃいました、この保険商品のやはり特殊性ということだと思います。非常に長期の契約であつて、かつ、一度購入した後、あ

とは大変難しいものですから、そういった意味で、説明責任の御説明もありましたけれども、やはり大変特殊性があると思います。

もう一つは、やはり銀行が優越的な地位をもって、それで販売してしまわないだろうか、銀行の優越的地位に基づく不適切な販売が行われるというこの懸念、この問題は是非しっかりと我々も考えていかなくちゃいけないと思っております。

いずれにしましても、この問題については、今、金融審議会の保険のワーキンググループで、これはもう幅広い、専門家にお集まりをいただいて議論をいただいております。ここでの議論の検討も踏まえて、我々としても是非適切に判断をしてまいりたいと思つておるところでございます。

○山口那津男君 以上のやり取りで、おじさん、おばさんと気楽に話ができるようになりそうな気持ちになつてまいりました。

今日は御答弁ありがとうございました。

○委員長(平野貞夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時二十分まで休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後二時二十二分開会

○委員長(平野貞夫君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。午前中は時ならぬ経済学講座が持たれたわけなんですけれども、私、今日は企業の社会的責任のことについて質問したいと思つております。

「新・日本経済への提言」というのを申しまして、その中で、大企業の社会的責任、大企業に社会的責任を果たさせようということを提言してまいりました。何もそのときに初めてこういったことを言われたわけじゃないに、日本においても、六〇年代末から七〇年代初めにかけての公害反対闘争ですね、あのときに社会的責任ということが生まれて、その後、発展されてきたわけですね。世界的にもそういう考え方が広がってきたわけですね。特になら九〇年代に入ってから、この企業の社会的責任論というのは、もうその内容を深めながら世界的な広がりを見せております。

私、今日は、当時、九四年に、私たちは企業の社会的責任というのはこういうものだということ、具体的には七つの責任という形で提起したんです。そこでは、簡単に申し上げますと、項目だけ申し上げますと、労働条件、雇用に対する責任。二番目が中小企業の経営安定に対する責任。三番目、地域経済を守るための責任。四番目、消費者に対する責任。五番目に海外でより協力者となる責任という、そういう分け方をしたんです。

この企業の社会的責任についての定義とか対象、範囲、そういったものについては様々な意見があるわけなんですけれども、それにしましても、日本経済の再生、発展のために企業がその社会的責任を果たさなければならぬということについては、これはだれも異論はないというふうに思っています。

そこで、ただ、日本でも盛んにこれ語られるようになった、財界でも、企業の社会的責任(CSR)というふうな書い盛んに言われております。ただ、経団連の出されたものを見まして、日本ではかなり私は特異なCSR論になっているなというふうな思わざるを得ないんです。特に、一方で官から民へというキャッチフレーズで小泉構造改革がやられていて、この小泉構造改革が、それによって日本におけるちよつと変わった、一風変わった財界の企業の社会的責任論を後押しする

ような、そういったことを私は危惧せざるを得ないわけで、今日はそういった立場から質問をしたというふうに思います。

まず、景気の回復や日本経済の再生ということについて企業の社会的責任を問うときに、その前提として、今の経済状況ですけれども、一度確認しておきたいと思つております。

時間が非常に、三十五分と限られた短い時間です。その点は簡単にしたいと思つておりますけれども、ただ、やっぱり確認しておきたいのは、この国会、盛んに言われておりますのは、景気は回復してきた、この回復の芽が消費の増大に波及するというのが期待されると。月例経済報告でも書かれているんですが、盛んにそれ言われるんですけれども、じゃ、どういった経路で、どういった形で消費の増大に結び付くのか、そこについての説明はないわけですね。

それについて簡単に、竹中大臣、お話しいただきたいと思つております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 難しい問題であり、簡単に一つのパターンだけではいかな問題だと思つておりますが、非常に単純に要約すれば、やはり企業が再生することによってしっかりと賃金の支払能力を改めて確保する。賃金が増えることによって家計が消費をしやすいうような環境を作っていく。ほかにもルートはございますが、やはりそういうような形で最終的には雇用者の所得が伸びていくということが私はやはり王道だと思いますが、メインストリームであるというふうに思っております。

○池田幹幸君 そうだと思つております。私も全くそのとおりだと思つております。そのメインストリームが我々が考えているような方向で機能しているのか、通つていくのかというところ、そうじゃないだろうと思つております。

その点で、統計について谷垣大臣に伺つておきたいんですけれども、財務省の統計では法人企業統計と、それから民間企業の実態がございましてね。その二つの統計についてちよつと教えていた

だきたいんですけれども、今、竹中大臣言われたように、ここ数年の経常利益、それから人件費、その二つを見ましたら、それが経常利益の上昇に見合って人件費が上昇してきているという、そういった数字は見られるでしょうか。

○国務大臣(谷垣 一 君) 企業収益の動向を法人企業統計で見ますと、前年比ですが、平成十四年の七・九期ですね、それ以降六四半期連続で増益となっているわけですが、賃金の動向の方を同じく法人企業統計で見ますと、企業の人件費は前年比で約二年半、十四半期ぶりに増加に転じてきたというところがございます。それから毎月の勤労統計によりまして、定期給与、これは所定内給与と所定外給与を足したのですが、これは基調として横ばいで推移しているという状況だろうと思います。

所得はおおむね横ばいで推移している中で、消費者マインドは持ち直しの動きが見られて、個人消費では、家計調査では実質消費支出は三か月連続で前年比で増加している。それから、一月の小売業販売額も、百貨店などの好調があつて、前年比プラスに転じているということがございまして、家電販売も、DVDとか薄型テレビなどの売行きが引き続き好調で、前年を上回っているというような持ち直しの動きが見られるわけでございます。

総合して見ると、一年振り返ってみると、イラク問題とかSARSなどがありまして、去年の春ごろは何となく不透明感が強かったのが、ようやく夏ごろから景気回復がしっかりと感じられるようになった、そういうときじゃないかと思えます。

そういう意味で、景気回復はまだ緒に就いたばかりで、あちこちで厳しいリストラもまだ努力が行われておりますし、先行きに対して企業は完全に自信を回復したという形でもないわけでございます。ですから楽観はなかなかできませんが、徐々に企業部門の回復が家計部門に及んできている、そういうことがまた期待できるといふことじゃないか

と思います。

○池田幹幸君 つい最近の十一・十二を見れば確かにそれは表れています。個人消費も、まあ伸びたとは言えないんでしょうね、下げ止まったというふうな感じでしょうかね。収入も、十一・十二を見ると賃金も少しプラスに転じたということはあるんですけども、しかし、この間の、ずっと七年間下がり続けてきて、一番最後のところだけちょっと上がったんですね。これをもって、これから景気が一路回復していくというふうにも、もしこれ判断するとすると、これはかなり甘いかなと私は思うんです。現実には、下がり方という点でいえば大変なものでしょう。

要するに、勤労者の収入にしてみても、九七年、九八年でピーク達したけれども、どうも下がつてきて、今九〇年の水準にまで落ち込んでしまっているんですね。その中でほんのちよこつと上がっただけです。それでもつて今谷垣大臣がおっしゃるような形の消費の増大というのがそういった方向に結び付いていくというふうに見えるかという、到底そんなことは考えられないんじゃないかと。

私は詳しく言えないので、時間がないものですが、資料として提出させていただきます。これは財務省並びに総務省の労働力調査年報等々から引き出し、示しております。それを見ましても、ともかく給与はずっと下がって放しになってきているんですよ、長期に見ますとね。そして、そういうふうな、収入は増えないわけですから、収入が増えないという実態見ましても、今日ちよつとこの資料にはお出ししませんでしたけれども、総務省の家計調査報告を見ますと、家計収入の落ち込みで見ますと六年連続で落ち込んでいます。そして、昨年一人当たり現金給与総額が九七年から比べて三十六万円減っているんです、年間。それを示した家計の消費支出、一か月当たりの支出見てみますと、消費支出がずっと下がり続け、可処分所得も下がってきております。こういう状況ですよ。

そうすると、収入が落ち込んで、それが、支出が落ち込んでということがこれ実際に現れている中で、これ本当に景気の回復ということが期待できるかという、私はなかなかそうはいかぬだろうというふうな思っております。

問題は、最後の十一・十二は少し賃金上がったというんですけども、この統計を見てみますと、企業がもうけたときに上がっている場合もあるし、企業はもうけたけれども賃金は下がっている、労働者の収入は下がっているということもあり得ます。特につい近年はそうですね。そういう傾向が現れています。

そうしますと、一体この原因ですね、企業はもうかっているけれども労働者はもうかっているまい。さつきメインストリームとおっしゃったけれども、正にそのところがおかしくなっている。この原因は一体どこにあるんだというふうに見ておられますか。

○国務大臣(竹中平蔵 君) 私自身も今の企業の収益、最終フロアの増加が家計にどのように及ぶのかと、それがいつごろなのかというの、これは非常に大きな重要な問題だと思つて注視しております。

池田委員、今日は資料をお出しただいておりますけれども、その資料の例えであります。給与総額というのを一番上に書いていただいております。これは、九五年に二百三十三兆だったのが今は二百八兆に下がっているではないかと。

実はこれ、この前をちよつと見てみますと、一九八五年、バブルが始まる時期の給与総額は実は百三十三兆円あります。百三十三兆円から十年間で日本の給与総額は一・六倍になりました。九〇年に総額は百七十六兆円ぐらいで、実はバブルが崩壊した後も九五年まで給与総額というのは二〇%増えているわけです。これはやはりすごいことだったんだと思います。バブルが崩壊して大変なことになっている中で、企業は給与を二〇%増やした。これはやっぱり続けられないということとで、企業がやはりリストラをせざるを得ないよ

うなやつぱり状況に追い込まれたんだと思えます。その中で、給与総額は、もちろん上げられる状況ではありませんし、リストラもあった。それがいつまでその調整が続くのかという状況なんだと思っております。

したがって、厳しい情勢でありますから私も樂觀はしていません。この今の企業の好況がすぐに給与所得に跳ね返ってもほしいですけれども、それはなかなか時間を要するところもまだあるんだと思っております。しかし、調整はかなりいいところまで来ているのではないかと感じは持っております。

一つの事例として、これは非常に極端な例であります。私から私がこのことだけを見ているというふうにもまた誤解されては困るんですが、自動車産業におけるこの春闘での一時金の支払、史上最高で妥結しつつあるというニュースが今どんどん入ってきております。これは自動車で特殊なんだと、日本経済全部がこんなふうに行っているとはもちろん思っておりませんが、そういうところが現れてきたということは、これはやっぱり重視したいと思えます。是非そういうような流れに全体がなっていくように、我々も注視して見ているところでございます。

○池田幹幸君 最後の自動車のところでいえば、確かに一時金のニュースありますが、これは月々の基本給を低い段階に抑えて一時金で調節するという仕組みを使っているということも一つ問題あるというところは認めていたかなきゃいかぬなというふうな思いますが。

ところで、この四半期、昨年度第四・四半期で下げ止まったということがありますが、確かにそれは記録で表れているんですね、統計で表れているんです。しかし、問題は、企業がもうかつて、そしてそれが労働者の賃金に波及する、これは自然に起こるものじゃないに、正に経営者がどうその賃金を引き上げるといふ気持ちを持つことというところによるわけですね、当然のことながら。つまり、今後どうなるかと。経営者が

今後どのようにしようとしているかということが非常に重要な問題になってくると思うんです。

そこで、財界なんですけれども、じゃ、これだけもうかりました、空前の利益を二期、三期です、連続して続きました。したがって、賃金を大幅に引き上げましょうという自動車の今おっしゃったような方向に行くのかということ、僕はそうじゃないと思うんですが、そこをどう認識しておられますか。今の日本の財界は賃金どうしようとしているか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 基本的には大変厳しい国際競争にさらされていると思いますので、この企業も引き続き人件費を含むそれぞれのコストの抑制に当然のことながら努めていくというふう

に思っております。
しかしながら、一方で、やはり優秀な人材を確保して労働者のインセンティブを高めなければいけないということも、これは正に優れた経営者ならやはり考えていくことだとも思っております。ここはまあ、ある意味で、企業がそういうところで企業経営者が競争し始める段階なんだと思います。是非とも、しっかりと稼いでしっかりと給料を払うと、そういう経営者がたくさん出てきていただきたというふうな思っているわけです。
○池田幹幸君 残念ながら、そういう方向には向かおうとしないんですかね。

経団連、日本経団連の二〇〇四年版経営労働政策委員会報告というのがあります。もちろんそんなになっておられると思うんですが、そこできちんと彼らが整理して言っていることはどういふことかという、一言で言えば、賃金はもっと下げないかぬということなんです。賃金制度も変えていかなければいかぬと。特に、私、ここで注目したいのは、その認識ですね、賃金水準について。高止まりの賃金水準を国際競争力を保てるような適正な水準へというのを言っているんです。

そこで伺いたいんですが、じゃ今の賃金水準は国際競争力を保てないような高い水準にあるんだらうかと。竹中大臣はそういうふうに認識しておられますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはちょっと一概にはやはり判断のできない問題なんだと思っております。

賃金が高い安いかは、その人がどれだけの能力を持ってどれだけの仕事をするかということによるわけですから、ある意味で労働の質と労働の賃金、価格という、対価というのは表裏を成すものでございまして、一概にはちよつと高い低いということは申し上げかねるのかなと思います。

○池田幹幸君 ちよつと私の聞き方が悪かったのかも分かりませんが、要するに国際競争力の水準を保てないような高い水準だと言っているわけですね。

そこで、私が今日お配りした資料の二枚目を見ていただきたいんですが、これは独立行政法人労働政策研究研修機構というのがあります。そこで出されておるところから引かせていただいたんですが、製造業の時間当たり賃金、これを国際比較してみました。

日本を一〇〇として比べますと、青い方、青い方じゃない、左側が為替レート換算で、右側が購買力平価で換算したものです。当然のことながら、これ購買力平価で換算するのが正しいだろうと思うんですが、比較するのが、そうしますと、為替レート換算では確かに日本の賃金は諸外国と比べ、主要国と比べてほぼ同じです。しかし、購買力平価換算しますと、日本は、イギリスよりは高いけれども、アメリカ、ドイツ、フランスに比べてはるかに低いんですね。ですから、これどう見たって国際競争力を保つ上で高い水準にあるというふうにはこれ言えないと思うんですね。これも確かにそういうふうに見えると思います。

さらに、問題になっておりますのが公的負担、これもまた高いんだということを財界は言うわけです。そのことについて、こう言っていますね、公的負担については、

公的負担も国際的に見て高いと言っているんだ

すけれども、これも私、表を用意しました。三枚目を見ていただきたいんですが、これは税調答申の、税調の資料と、それから社保審の資料から取らせていただいたんですね。

それで見ますと、このとおりですよ。法人課税負担率とそれから社会保障財源の事業者負担率、これをGDP比で見たら、そうしますと、法人課税の負担率は確かにずっと下がってきておるんです。おるのに比べて、社会保障の負担率は少し高い。日本では言えるんですが、諸外国と比較すると、これトータルすると日本はむしろ非常に低いんですね。税金でも、それから社会保障でも、これは本当に日本はむしろ低いんです。

そうすると、この点をもつて国際競争力を強化するために賃金を引き下げろだとか、あるいは企業の公的負担を下げろだとか、そういうことは成り立たぬのじゃないかと。よしんば、国際競争力、私は低いと思っていないけれども、よしんば低いとして、その原因はこの二つには求められないんじゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、二つの統計、表について御指摘をいただきましたが、大変詳しく吟味をしなければいけないポイントばかりだと思えます。

ただ、これは解釈の問題ですから、あえて申し上げさせていただきますと、先ほどの市場レートで比べた場合の賃金指数と購買力平価で比べた場合の賃金指数、これは競争に直面している企業から見ると、市場レートで換算した賃金水準に意味があるということになると思います。生活者から見ると、これは、おっしゃったように、購買力平価から見た、正に購買力でありまして、指数に意味があるということになります。

むしろ、その立場にもよると思いますし、購買力平価で見た場合にどうしてこんなに違っているのかということになると、むしろこれは国内の構造問題で、これは製造業でありますけれども、サービス業とか規制をされた産業の価格が高いこ

とによつてこういう問題が生じているんだという

ような理解をすべきではないのかなと思います。

二つ目の負担率の表でございまして、これも、まずは一体どこと比べるのかという問題はあんだと思います。総じて高福祉高負担を目指しているヨーロッパの国々、イギリスは少し違ふのか、アメリカと比べると、そういう国々とは比べるのか、アメリカと比べると、ないしは日本が今最も競争をしているアジアの工業国と比べると、その比較の問題もあろうかと思えます。

そして、ここではGDPに対する比較でございまして、ここでは、企業の所得、企業の利潤、所得に対する税負担の比較等々と比べると、実はかなりまた違った景色が出てまいります。こうしたことも含めて、やはり総合的に理解をすべき問題であると思えます。

○池田幹幸君 企業の社会的責任という観点からとらえますと、今おっしゃったように、企業、やっぱり私は購買力平価という形で比べていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

そこで、本当に、ちよつと、今の問題だつて少し議論したいんですが、あと十分少々しかないものですから、少し、まだ社会的責任のところまで行っていないので、そっちの方にちよつと急いで行きたいと思うんです。

そこで、要するに、企業の社会的責任を大義名分として、この賃金問題等々についても経団連は触れているんですね。その論をもう非常に簡潔に申ししますと、経団連のそれはこういふものなんです。まず、民主主義・自律型経済社会の実現に向けて改革をやるんだということですね。そして、そのために優先政策事項を決定すると。これ決めた、十項目。この実現のためには、これを進める政党への政治献金が必要だと。それは企業の社会的責任だ。簡単に言えば、大分詳しくいろいろ論じているんですが、そういう論法なんです。要するに、この政策を実現してください、そ

とによつて

れを政策に盛り込む政党には政治献金しますよという事です。言ってみれば政治の買収だというふうには言わざるを得ないというふうに思ふんですけれども。

奥田会長はこれまで非常に明確に説明して来ます。民間主導の改革を実現して成果を上げるためには、政治と経済が車の両輪となって突き進むことが不可欠だと、そのためには政党への寄附が必要だと我々日本経団連は考えるに至ったと言つて説明しているんですね。もう本当に私は非常に奇異な感じをします。このように企業の政治献金を社会的責任だと言っているような、そんな国はどこにもありません。これ日本独特のものですね。

そこなんです、このような政界と、財界と政党の関係をどう見るかということなんです、竹中大臣は、正に日本経済の再生、発展のためにはこういった政界と財界の関係は必要だということをお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) この部屋の中でそういうことを語る最も資格のない立場にいると私は思つておりますが、基本的には、企業の社会的責任というのはいろんな考え方があると思ひます。委員がおっしゃった七つの考え方というのも大変理解できるというふうに思ひますが、私は、やはりまず企業が市場の中でしっかりと自律をして、雇った人にきちっとした給料を払う、雇用などを、解雇などしなくて済むようになつたりとした事業活動を行う、そして利益も稼いで税金も払う、消費者に何よりいいものを届ける、これがまず企業の責任の最大のものであるというふうに思ひます。

その上で、企業というのは、やはり一種の社会的な存在として大きな存在感を持つていなければならない、それなりの役割を果たしていかなければいけない。それは環境のNPOに対してしっかりとお金を出すということも、そのこととして私は評価されると思ひますし、恐らく、今議論になっているのは政党政治という一つの社会インフラに対してはかかるべき資金を拠出していくということでは

ございますから、これは、私は、一つのやはり社会的責任を問うと、果たすという意味での見識であらうかと思ひます。

それが決して利益誘導とか、非常に個別の利益誘導に走るといふことであると問題だという指摘は、これは当然のことながら理解できるわけでございますけれども、例えば社会の、しっかりとした社会の進歩に合わせた法律の整備をやつたりやつてもらわれないと家計も企業も活動できないんだと。その意味で政治と経済は両輪なんだと、そういう立場から社会のインフラとしての政党政治に対して資金を拠出するというのは、私はこれは一つの社会的責任であると、果たしている姿にはなろうというふうに思つております。

○池田幹幸君 その内容が問題なんです。法人税を引き下げる、消費税増税せよ、企業の社会的負担を下げるという、こういう具体的なことを提案し、それを政策に盛り込む政党に献金をしようという事です。今までのような一般的な自由社会の発展に貢献するための献金、これだつてきれいな事にすぎなかつたんだけれども、しかし、そういうふうな抽象的に言つていたのとは大違いで、具体的に、政策を実施、こういう政策を実施せよということをやつていられるわけですから、これは今言われたようなそんなきれいな事じゃないということはおし上げておきたいというふうに思ひます。

それで、問題はここからなんですけれども、そういうふうな今の財界が企業の社会的責任をどう考へてやつていくことについて、政府がむしろそういう考へ方を推すといひますか、助けるといひますか、そういうことをやつていられるのが極めて問題だと思ひます。

まず、雇用の問題についてちょっと考へていきたいと思ひますけれども、一昨年十二月ですから一年ちょっと前、産業再生・雇用対策戦略本部で企業・産業再生に関する基本方針というのを決められましたですね。これは竹中大臣が実際にやりになったことだと思ひますが、そ

こではこう書いてあるんですよ。企業・産業再生に当たつての雇用面での対応ということについて、企業は、雇用の維持確保が社会的な使命であることを認識し、企業・産業再生の過程において、労働者の理解と協力を得るとともに、雇用する労働者の失業の予防、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努め、云々かんぬんと、こうなつていられるわけです。最大限の努力せよと。それから、一方、政府としては、再生を図る企業における労働者の失業の予防、雇用の安定のために必要な措置を支援するための施策を講じると、こうなつていられるんです。非常に立派なことを言つていられるんです。この点でだれも文句言いません。そうだと思います。

じゃ実際はどうだと、ここが問題なんです。ね。実際は、これは、今言われたことはこれは建前、現実とは全く逆になつていっていることを私、指摘せざるを得ないんですよ。何やつたんだと、政府は、雇用の維持確保が社会的な使命であることとを認識するように、企業に何らかの支援をやつたのかと。あるいは、再生を図る企業における失業予防、雇用の安定のためにどういう措置を取つたんだと。結局はやつたのは産業活力再生法なんですけれども、この産業活力再生法というのはどうもでもないことで、これは元々小淵内閣のときにできたものですけれども、私たちはこれはいわゆるリストラ支援法だというふうになつて付けた、当時。その終了予定の昨年度末に改正されたわけですから、これもまたリストラ支援法が強化されただけだつたと思ひます。

これまで金融庁所管だけで四十件認定しているんです。そのうち、その四十件に対して総額約七百億円の減税が行われております。これ、時間なので、そのほとんどが大手銀行グループに対するものだといふことに私、認識しておりますけれども、これ一言で、確認だけしていただければ、金融庁。

○政府参考人(五味廣文君) 今おっしゃいました認定を受けた銀行各行合計で、平成十二年度以降、認定計画で公表されております資本金額からの推計で約六百八十億円という減税があつたというふうに見込まれております。ほとんどが大手というふうにはないと思ひますが、やはりみずほグループを中心とした大手金融機関が大きなウェイトを占めております。

○池田幹幸君 銀行で六百八十兆ということですから、トータル七百兆弱ですから、まあ大部分がそうだといいことが言えると思ひます。

そこで、竹中大臣は覚えておられると思ひますが、去年、私、予算委員会だつたかな、質問しました。この問題を取り上げましたですね、みずほ銀行。みずほに対して百四十二億の減税の恩恵を与えているんだけれども、このみずほグループは、産業再生法の生産性向上基準のROE、これはこの改善目標を達成できないんじゃないかというところを指摘したところ、竹中大臣はまだ計画期間中だから決算しっかりと見たいというふうにおつちやつた。

その決算の結果がどうだったかといひますと、これ、もう時間ないから私申し上げるんですけれども、結局は赤字でした、逆で。当時二〇・六と言われていたけれども、結局ふた開けてみると二八・八%のマイナスでした。そして、その自己資本当期利益率、ROEについて更に見ていきますと、この十四年度は六・八%の目標を掲げられていたわけですから、これはもう健全化計画の報告で出されていますからもう明確なんです、これが実際だったんです。

あのときにも論議したんですけれども、目標は達成できなかった。減税してやつた。大変な減税ですよ。みずほの場合には、昨年改正後、新たに一つのフィナンシャルグループの持ち株会社化で認定して、百十四億円の減税追加したんですね。さらに、七月には新たな再生専門会社の設立と増資計画があつて、これも認定して十八億円。これ三つ合わせますと、二百七十四億円の減税の恩恵を与えたわけですよ。

しかし、これ実際、その目標を達成していない銀行に対して次々と新たな認定をして減税をやった。結局、これまた達成できなかった。減税してやったら、この減税、どうなるのか。去年も問題にしたけれども、これ、約束守らなかったけれども、減税は、この金は返さぬでいいわけですね。返さぬでいい。罰則もない。一体これで国民納得するのかと。

もう終わりですけれども、この問題について一分だけで答えていただけますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員、みずほのことを御指摘になりましたけれども、これまで認定事業の再構築計画期間を終了したところは七行でありますけれども、七行のグループでありますけれども、大変遺憾なことながら各行グループとも、その期間が終了した十五年三学期においては、そのほとんどが赤字決算になっております。したがって、自己資本当期利益率の向上についての数値の目標は達成はできなかったということになります。

ただ、この間、これまで十二年に枠組みができておりますが、その後、金融再生プログラムを我々としても作って、不良債権の処理を加速した。不良債権の処理を加速して、その費用を計上することによって、言わば利益を一気に先取りして出すことによってこの当期赤字になっている。したがって、我々としては、これは再生に向けた、正に再構築、産活の趣旨に向けた新しい要因を取り込む中でこういうような事態になったんだというふうに認識をしております。そうすることによって実は初めて今後のV字型の回復も可能になるわけでありまして、我々としては、産活法のその趣旨が生かされるように、引き続き金融の検査、監督の当局としてはしっかりとこれをフォローして、是非とも全体的な活性化を実現させたいというふうに考えているところでございます。

○池田幹幸君 昨年と同じことを答えられたんですよ。それから一年たって、その減税した額は更

に増えて、またまたマイナスになるという、自己資本利益率はマイナスになるという状況が生まれていてということをお私、指摘しておきたいと思っております。

それで、あと残された時間、二分だけあるんで、谷垣大臣に伺いたいんです。

結局、財務省も、企業の社会的責任、これを、企業が社会的責任を放棄するような方向でそれを助ける、そういったことを、そんな環境作りをやっているというふうに私は思っているんですが、その典型が、この四月一日に実施されようとしておる、我々の言う、改正消費税、消費税改悪法なんです。四月一日から消費税の総額表示方式ということが実施されるということになっていきます。で、これめぐって大変今混乱が起きています。

どういうことかといいますと、大手スーパーが納入業者に消費税分持と。つまり、今までと同じ値段で納入しなさいというんです。これ、もう私も予算委員会、衆議院予算委員会で質問をしたところ、公正取引委員長もこういった事実が起きているということをお認めしています。何でこんなことが起きるんだと。それは大企業がけしからぬからやるんですけれども、けしからぬからやるんですけれども、しかし、これ公正取引委員会に任しておいて、けしからぬことをやるやつは摘発すればよろしいということでは終わらせません。

こんなことが起きた原因は、そもそものは、大体こんな総額表示方式なんて変なことをやるからなんです。これ国民にとつて何の得もないでしょう。消費者は総額を見てその物の値段なんかすぐ分かるからよろしいなんて言っているけれども、実際は痛税感を弱めるためじゃありませんか。消費税を払っているということを忘れさせることじゃありませんか。そういったことをねらいとして将来の消費税の増税を、私はその増税のための下地作りをやっているというふうに思うんですけれども。そういったことではないとしても、この総額表示方式を盛り込んだために、それぞれの

業界で大変な問題が起きている。多くの業界から大臣のところにも要請が行っているというのを私、承知しています。一体、こういうことを放置していいのか。

私はもう絶対これは、もうこの四月一日実施というのはいったん凍結する。多くの業界からそれやってくれと言っているわけですね。混乱、目に見えているんです。ここはひとつ英断で、まず四月一日実施を凍結して、検討し直すということをやられるべきだと思います。

そのことを最後にお伺いして、終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) この総額表示方式は、委員はだれも得しないとおっしゃいましたけれども、やっぱり見て幾ら払えばいいかと、それから、いろんな、ばらばらでなくて、同じ製品が、同じ商品があつた店とこの店でどう違うかと、こういうのが分かるのは消費者にとつてメリットだと私は思います。

それから、総額表示方式といえども、一体その税抜き価格は幾らかというように表示するのとは決して差し支えないわけでございますから、全部その痛税感を和らげるためだというのは私はやや極端な御主張ではないかなと思うんです。

それから、いろんな問題を御指摘になりました。これも公取とも私もいろいろ相談しておりますけれども、やはり優越的地位の濫用というのに当たる場合があるわけですから、それは断固としてきちと取り締まらなきゃいけないというふうに私は思います。

それで、その施行を延長せよと、こういう御主張ですが、これは法律が通りまして一年間猶予期間を設けてやってまいりましたので、もう既にかなり多くのお店、企業でこの準備に入つて、実際にもうやっておられるところもたくさんございまして、今反対側にそのギアを入れ直すというのは、これは余計混乱を招くものじゃないかというふうに私は思います。

○池田幹幸君 終わります。

○委員長(平野貞夫君) 所信に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(平野貞夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主計局次長杉本和行君外二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平野貞夫君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平野貞夫君) 平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。谷垣財務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) ただいま議題となりました平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十六年度予算については、引き続き歳出改革路線を堅持し、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に前年度の水増し以下に抑制しました。一方、予算の内容については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三等を踏まえ、例えば科学技術や治安対策など、活力ある社会、経済の実現や国民の安心の確保に資する分野に重点的に配分したほか、各分野においても真に必要な施策への絞り込みを行い、めり張りのある

予算の配分を実現しました。

しかしながら、我が国の財政収支は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講じることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情の下、平成十六年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十六年度の一般会計歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができると等としております。

第二に、平成十六年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、現下の経済財政状況等を踏まえて、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等につき所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住宅・土地税制について、景気情勢を踏まえ、計画的な持家取得を支援する観点から住宅借入金等に係る所得税額控除制度を見直しの上、延長するとともに、住宅の住み替え等を支援する観点から居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度を拡充、創設するほか、土地取引の活性化を後押しする観点から土地、建物等の長期譲渡所得の

税率の引下げ等を行うこととしております。

第二に、中小企業関連税制について、ベンチャー企業、中小企業の支援や事業承継の円滑化の観点から、非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ、いわゆるエンゼル税制の拡充、中小同族株に係る相続税の課税価格の軽減特例の拡充等を行うこととしております。

第三に、金融・証券税制について、貯蓄から投資へという政策要請を踏まえ、公募株式投資信託の譲渡益に対する税率の引下げ等を行うこととしております。

第四に、年金税制について、世代間及び高齢者間の負担の公平を確保するため、公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止を行うとともに、標準的以下の年金だけで暮らしている高齢者の方々に十分に配慮する観点から、六十五歳以上の者については、公的年金等控除の最低保障額を通常の額に五十万円加算して百二十万円とする特例措置を講ずることとしております。

第五に、法人税制について、金融、産業の構造改革を促進し、企業の競争力強化を図る観点から、欠損金の繰越期間を延長するとともに、連結付加税の廃止等を行うこととしております。

第六に、国際課税について、租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例の創設等を行うこととしております。

その他、特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特例措置の整理合理化を図るとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(平野貞夫君) 以上で両案の趣旨説明の

聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村耕太郎君 今朝はどこから議論になっていましたように、今、日本経済は輸出と設備投資に牽引されて力強い回復基調にあると見られます。是非この回復基調を本格的な経済の再生、成長に結び付けていただきたい。私も評論家ではありませんので、そういう期待と決意を込めてこの二法案について質問させていただきますと思います。

総理がいろいろ言われるんですが、総理がよく言われる言葉の中で私が非常に胸に響いています。言葉の中にこういうものがあります。これ、去年の委員会でも質問したときにも引用させていただいたんですが、大事なことは失敗しないことではなく失敗を次の成功に生かすことです、人生で大切なことは挫折してもくじけず、また立ち上がることだと思えます。私、これすばらしい言葉だと思えますし、こういう社会を築くことがこれから少子高齢化を迎えてはつておけば経済活力が停滞してしまう我が国にとって大切な将来像だと思うんです。

失敗に寛容で再挑戦ができる社会。ただ、やはり再挑戦や失敗に寛容ということは大切なんですが、同じ失敗を二度三度繰り返すことはやはり許されなないと思えますし、そういうものを許している社会は衰退していくと思うんです。

この今の経済の回復基調に関しまして、失われたこの十数年、バブル崩壊以降失われた十数年と言われますが、その中で、このような環境というのは記憶にあるだけでも三回か四回あったと思うんです。それをことごとく本格的な回復に結び付けられなかったわけで、今回はその失敗から学んでは非本格的なものにしていたいただきたいと思えます。

直近のことを思い出しますと、ITバブルに沸いた平成十二年、十三年、このころ、この直前に、平成十一年の三月に早期健全化法が導入されまして、公的資金が銀行に入りました。そういう

こともありまして日本経済が回復基調にあったわけですが、それがなぜ駄目になったか。そういう純粋な議論は専門家に任せたいと思いますが、私のつたない考えですが、これは銀行の姿勢にあったのではないかと私は考えています。銀行がそういう活力、償却余力といいますが、そういうものを事業の再生に生かすのではなく、残念ながら無責任といいますが、無節操といいますが、償却放棄、こういうものを乱発してしまつて産業と金融の一体的な再生どころか両方を緩めてしまつた。モラルハザードと言われます。そういうことがあったのではないかと私は思います。

今回、そういうことではなくて、今、株価も企業や銀行の収益も回復基調にあります。この償却余力とこの活力を是非事業の再生に結び付けていただいて、金融と産業の一体的な再生、これを目指していただきたいと思うんです。

まず、伊藤副大臣に質問させていただきます。金融検査体制ですね、いろいろ言われていますが、金融検査を通じて、銀行がもう本当に本格的に誠意を持って事業再生、マーケットから評価されるような事業再生を行うような、そういう、それを担保するような仕組みについての取組と、金融庁と産業再生機構はもっと緊密に連携すべきではないかと思うんですが、その辺りについての取組に関してはお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○副大臣(伊藤達也君) 私からお答えさせていただきます。

今、田村委員から大変重要な指摘がなされたというふうにご考へておまして、今御指摘のように、景気が拡大をしていく、そうした背景にあるわけでありまして、こうした中で金融と産業の一体的な再生の弾みを付けていかなければいけない。私どもは、気を緩めることなく、引き締めてこうした問題に正面から取り組んでいかなければいけないというふうな思っております。

そのためには、まず、債務者たる企業において事業再生のためのしつかりとした内容ある再建計

このことによりまして、戦前戦中に多額の公債を日銀引受けにより発行したことによりまして、ある意味で公債発行が非常に容易になつてしまつたと。あるいは、戦前の軍事費の増発をこれで賄つたといふようなことがございまして、結果としてどうなつたかといふと、戦後、大変急激なインフレを生じました。こういう反省に基づいて、この財政法第五条では公債の日銀直接引受けを禁止する規定を設けたところでございまして、財務省としては、そういった反省に立ちまゐつてこうした原則は遵守していきたいといふふうに考えております。

○政府参考人(杉本和行君) お答えさせていただきます。

先生から財政法の幾つかの条文にわたりまして御指摘がございました。

一つ御指摘ございましたのは、まず予算の単年度主義でございますが、財政法十二条では、予算の単年度主義、いわゆる会計年度独立の原則を定めていたところでございます。これは、憲法に基づきまして、予算に対する国会のコントロールを確保するという観点から設けられたものでございまして、この原則を厳格に貫きますとかえつて予算の柔軟性を損なうという面もございまして、予算の執行の柔軟性を確保するという観点から、財政法におきましては、国庫債務負担行為とか繰越明許といった制度が設けられておりますので、運用上こういった制度を有効に活用すること、効果的、効果的な予算及びその執行を図っていくことが重要であると考えております。

さらに、十六年度予算におきましては、試行的にモデル事業というのを導入しております。これによりまして、複数年にわたる事業につきまゝして、国庫債務負担行為の活用によりまして複数年にわたる予算の執行に支障のないようにこれからいろいろな配慮していくことを考えていきたいと思つております。

それから、現金主義の御指摘もございました。この現金主義というのは、国の支出等に対する財

政統制を客観的かつ確実に行うために、現金の授受という事実をもつて収入、支出の有無を判断するという意味の現金主義でございまして、いわゆる会計上の現金主義とは観点を異にするものでございます。会計法上のその現金主義、発生主義という議論もございまして、国の財政に対する説明責任等を明らかにする、透明性を明らかにするという観点から、現在、私どもの方でも財政審議会等で御議論いただいております。こうした企業会計における手法等も活用いたしまして、国の財政、国の貸借対照表、企業会計の考え方を活用した特別会計の財務処理、こういったものを作成、公表していただくところでございます。

財政のディスクロージャーを向上させるということは重要であると考えてございまして、今後ともこうした取組に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、日銀の、五条の国債引受けの件は先ほど副大臣が御答弁されたところでございまして、それから、国有財産の管理の問題がございまして、財政法九条は適正な対価なくしてこれを譲渡又は貸し付けてはならないと定めていたものでございまして、これは、国の財産を保全する観点から、今後とも尊重していかなければいけない考え方だと思つております。

財政法は、以上申しましたとおり、財政の基本を決めているところでございます。それから、さらに、先生、財政法六条の剰余金の処理の問題についても御指摘がございました。財政法六条は、各会計年度におきまして歳入歳出の決算の剰余金を生じた場合、その二分の一を下らない金額を剰余金の生じた翌年度までに公債又は借入金金の償還財源に充てることを定めてございまして、本条の趣旨は、公債及び借入金金の償還財源として決算上の剰余金の一部を確保しようとするものでございまして、公債及び借入金金の償還を確実ならしめようとするものでございまして、過去におきまして、それぞれの年の財政事情を

かんがひまして財政法六条の特例を講じてきたところでございまして、剰余金の処理につきまゝしては、基本的にはこの財政法六条に基づく対応が必要だと考えてございまして、こうしたことを基本に考えながら今後とも対応していくことが必要だと考えております。

○政府参考人(牧野治郎君) お答えいたします。

先生から、国有財産の管理コストを考えれば一定面積以下の国有地はすべて市町村に無償又は廉価で払い下げるべきではないかという御質問をいただきました。

主計局の今の答弁とも若干重なりませんが、現在未利用となつております小規模な国有地につきましては、これは相続税の物納により収納された土地がその大宗を占めてございまして、これらは金銭に代えて納付されたものでございまして、速やかに売却を行つて国の歳入に充てるという性格のものだといふように考えております。したがって、その一定規模以下の未利用国有地を市町村に無償又は減額で譲渡するといふのはいかがかと、御指摘でございますが、御指摘でございますが、可能な限り外部委託を活用する等努力を行ひまして、コストの節減と事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

○田村耕太郎君 分りました。それでは、御多忙の政府参考人の方々はこれでもう通常の業務に戻つていただいて結構です。で、ありがとうございます。

それでは、また質問を所得税法改正の方に戻すんですが、今景気回復基調にあるといふようなデータが一杯出ていますが、そういういいデータもあるんですが、厳しいデータの中ややはり顕著なのが、これはアメリカでもそうですが、雇用に関してだと思ふんですね。アメリカではジョブロスリカバリーといつて、雇用が減りながら経済が回復するといふ言われております。日本でもやっぱいいデータがあるんですが、雇用は依然として厳しいといふような状況になっております。

今の景気回復は言うまでもなく大企業中心なんです。やはり日本の雇用や経済を支えている中小企業、こういう方々を支援することが今の経済政策にとつて一番必要だと思ふんですが、中でも雇用だと思ふんですね。

いろいろその中でもあるんですが、やはり中小企業の方々に直接意見を伺つてみますと、やはり職業訓練とかインターンシップとか、やっぱり人材の質を上げていくようなことに対して支援してほしいという意見をよく聞きます。このために多額のお金を使つてゐる中小企業さん多いんですが、どうでしょう、こういうふうなインターンシップや職業訓練のために費用を使つて損を出してしまつた、そういう会社を支援するような税制というのは考えられないものでしょうか。海外の案件なんか参考、ちよつと御意見をお伺いしたいと思ひます。

○副大臣(石井啓一君) 企業の職員に対する職業訓練やインターンシップでございまして、主要国の、まず海外の方の事例を調べてみますと、主要国の中で、フランスにおきまして、中小企業を対象にしましてインターンシップを含む職業訓練費の前年度からの増加分に対して税額控除制度が措置されております。ただ、そのほかの米国、英国、ドイツでは特段その税制上の優遇措置はないものといふふうな承知をしております。

そこで、我が国でございまして、まず事業主が実施いたします労働者に対する教育訓練につきましては、予算上の支援措置といたしまして、一定の教育訓練に要する費用の四分の一、中小企業の場合は三分の一を事業主に支給するキャリア形成促進助成金という制度が設けられてゐるところでございまして、また、インターンシップにつきましまして、これは受け入れる個別企業に対する助成はございませんけれども、受入れ先の企業を開拓したり、あるいは企業と学生のマッチングなどを行う経済団体、そういったところに対する予算上の措置は講じておるところでございまして、したがひまして、こういった予算の措置をやつ

ている上に税制をやるかどうかということについては、政策的判断ではございますけれども、慎重に検討する必要があるのではないかなというふうに考えております。

○田村耕太郎君 是非検討いただければと思います。

中小企業とともに、もう一つやっぱり支援なきやいけないのが新たなチャレンジャーであるベンチャー企業だと思うんですね。今回、エンゼル税制、これが、見直しているようなんですが、これが本当にベンチャー企業の資金需要とか資金ニーズを満たすものになっているかどうか、これに関して、大臣、またこれからこういうことも検討していきましますよみたいなことも、もしありましたらそれも含めて、改正についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(大武健一郎君) お答えさせていただきます。

エンゼル税制は、十五年度、昨年の税制改正で、ベンチャー企業に対する投資額の全額をその年の株式譲渡益から控除できると、優遇措置を作らせていただきました。これ自体はある意味では抜本的な改正だったんですが、実はそのエンゼル税制の対象となるベンチャー企業が経済産業省が認定した特定の中小企業に限られていたということから、まあ言わばその利用がしにくいというお声がございました。そこで、実は今度の改正におきましては、そのエンゼル税制を多くの、できるだけ個人投資家の方に本格的に利用いただけるように、エンゼルとベンチャーの企業をつなぐ、言わば民間の目利きの方も活用するという観点で、新たに証券会社のグリーンシートあるいはベンチャーファンドといったようなものを通じて投資を適用対象に加えるというような大幅な見直しを実はやらさせていただいております。

この両制度の改正相まちまして、それなりにかなり環境が整ってきたんだと思うんでございますが、ただ、まだ幅広い広報ができておりませんで、そういう意味ではこの利用を大いに広報して

いく必要があるのかなというふうに、法律が通りましたらやっていきたいというふうに思っているところであります。

○田村耕太郎君 是非、広報等引き続き、ベンチャーを取り巻く環境はどんどん変わって来ますので、引き続きの御努力を期待申し上げます。

それと、先ほど池田先生の方からも出ましたけれども、消費税の総額表示方式、これに関してちよつと御質問させていただきたいと思ひます。これ、これが賛成か反対かというところをいろいろなメディアが調査していますが、朝日新聞の調査なんかによりまして、四四対三三で賛成という意見になっているんですが、拮抗しているわけですね。

これが経済にどう影響を及ぼすかということはいろんな見方がありまして、もう値上げと映って買い控えが起こるんじゃないかというようなこともありますし、安心感が出て更に消費意欲が増すんじゃないかというようない意見があります。それともう一つ、私の周りで聞いてみても、総額表示方式、四月一日から、これ御存じない方がまだいらつしやいます、やつぱりもう少しPRがあつてもいいのかなと思うわけです。この経済への影響も含めまして、これからのPR状況、今までの、そしてこれからのPR状況、こういうものに対する取組にしましてお話を伺いできればと思います。

○政府参考人(大武健一郎君) 御質問がございましてこの総額表示、やはり消費税というのは消費者が負担するという意味では、消費者が購入を判断するときに総額が分かるということがやはり重要だろうというふうに認識してこの改正に取り組みましていただいた、去年改正させていただいたわけでありまして。

そこで、総額表示の円滑な実施のために事業者への周知というのは当然なんです、消費者の方の、今御質問があつたように、周知が要するという意味で、事業者の方々が店頭で掲示できます消費者向けのポスターというの、昨年あるいは今年

年通じましてそれぞれ百八十万部あるのは百十一万部というような形で掲載をさせていただいてる。あるいは新聞広告による政府広報、それからさらにはテレビ、ラジオを利用した広報も将来予定させていただいてるところであります。

今の総額表示の実施に対する消費者の御認識、民間団体の調査ではありますけれども、約七割近くの方は総額表示の実施について御認識になっているというふうには何つております。さらにまた、最近の報道でも、今先生からお話があつたように、朝日のみならず、毎日ですとか、いろいろなところのいわゆる調査で、消費者の側からはやはり賛成する意見の方が多いというふうに承知しているところでございます。

いずれにしても、やはりこれは引き続き広報を通じて事業者の方、消費者の方々にできるだけ御理解いただけるように努力をしていきたいというふうには思つております。

○田村耕太郎君 引き続きの御努力をよろしくお願いいたします。

少し話題を変えまして、今度はちよつと、この二法に関してこれはちよつとそれますが、介入と人材活用の話をしていただきたいと思います。これ、一部報道なんかでも話題になつていますが、ある劇画ですね、隔週の週刊誌に掲載されていきます劇画で、日銀と財務省とアメリカとの間で為替介入をめぐる、そういう劇画が大変財務省の中で話題になつてると、日銀の中でもなつてると。これがアメリカとの間を陰謀的にかいてるものなんです、もう劇画になるぐらい国民に対してある意味介入は関心を持たれてると思うんですね。

介入限度額が、これよく聞かれてる話だと思うんですが、介入限度額が補正で変更されていきますが、この辺りのやり方に関して、「失敗の本質」という名著がありましたが、その中にあります戦力の逐次投入になってはいないか。あるいは元財務官の方は、介入というのは冷や酒のように後で利いてくるものだというふうに言われて、

これから効果が出てくるのかもしれないんですが、今までの介入のやり方と効果に関して大臣はどのように御分析されますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、田村委員がおっしゃったのは、名前出していいのかわかりませんが、ビッグコミックに連載されているゴルゴ13のことだろつと思ひます。それで、このことを質問で取り上げられると、こういうんで、私も二十年前にゴルゴ13を読みましたけれども、なかなか今の立場を離れて読めば面白いストーリーにでき上がつていゑなと、こう思つてござい

ます。それで、今委員がおつしやいましたように、確かに、このところどういふ介入をしてきたか、一つ一つは申し上げませんが、後からその介入、どれだけ言わば使つていゑなと、その効果を発表しておりますので、それをごらんいただいたら、相当な介入をしていゑなと、これはもう否定すべくもないこととさせていただきます。

それで、介入の効果とかやり方というのは私の立場で非常にかやべりにくくて、どういふ効果をねらつていゑなと、どういふことになりまふと、つまり、どういふ水準を考へていゑなと、いろいろな思惑を生んでしまふわけですので、効果、その効果については私は結局いろいろな方、識者の御判断に任せると言ふしか言ひようがございせんし、それから手法も、こういうふうにかやべっているとか、あるいは過去のを顧みてこういふところを反省点としていゑなと言ひますと、またすぐそれが響きますので、これも誠にお答えしにくい。ただ、これも繰り返して申し上げておきますけれども、我が国の介入は一定の水準を、例えば円安のある水準をねらうとか円高のある水準をねらうということをやつて行つていゑなと、これはありまふんで、ファンダメンタルズの動きを安定的に反映してゐるのではない投機的な思惑的な動きがあつたときにそれに対応するという目的で行つておりますので、今後とも、必要なときはやりますけれども、必要でないときにはやらないと。

何を答えているのか分からぬと言われてしまう
とそうですが、そう言うしかお答えのしようが
ちよつとないんで、申し訳ございません。

○田村耕太郎君 この劇画の中にも出てくるんで
すが、今FTAなどの経済的な連携が強まる中
で、将来的にはEUみたいな形で通貨統合を目指
す選択肢も準備するべきではないかということが
あるんですが、財務省としてはこれに関して何か
準備とか研究とかしているというような事実はあ
るんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 東アジア向けの輸出と
いうのは今アメリカとEUを足したよりも大きく
なっている。非常にアジア諸国と我が国との、
東アジア諸国と我が国のつながりは最近緊密化し
ていると思いますし、したがってアジアの安定と
いうことも我が国にとって極めて重要なことでご
ざいます。

そこで、アジアと我が国の結び付きに関して財
務省どう考えているかということでありませうけ
れども、これは、その目的をどこに置くべきかとい
うようなことについてはいろんな御議論があろう
かと思いますが、EUのようにユーロ米たいのを設
けるべきだ、通貨統合しなきゃいかぬというよう
なお考えを持つ方もあるでしょうし、いろいろだ
と思ひますが、財務省としてはまだそこまで固定
的な考え方を持っているわけではありませんで、
今やっておりますことは、大きく言うと、大きく
言うことと比べてみますと、一つは、やはり私ども
も関税局がございますから、いわゆるFTAみた
いなものを推し進めていくことは、これはアジア
にとつても、アジアとのFTAを進めていくとい
うことは極めて大事なことでありふうに考
えているわけでありませう。

それからもう一つ、金融面からいいますと、や
はり私どもはあの九七年、九八年のアジア金融危
機というものが強く頭にありまして、やはりあれ
を再び起こしてはいけないということだと思ひま
すね。それで、チェンマイ・イニシアチブという
のを二国間で組み合わせて全体のネットワークを

する。昨年の後半でシンガポールに入っていた
いて、この二国間通貨スワップの取決めのネット
ワークの構築ができたわけでございますので、こ
れを今後またどのようにしていくかという議論は
あると思ひますが、それが一つであります。

それからもう一つは、アジア債券市場育成イニ
シアチブというのを、これは日本が主、まあ一番
中心になつてやっております、これはアジアの
各国の間に、アジアではそれぞれの貯蓄というの
は、域内の貯蓄というのは非常にあるわけであ
が、必ずしもそれがその域内の長期的な投資に向
いていかなない。そこで、海外から短期のものが
入つてきて、それがぱつと動くアジア危機が起
こつたというようなことでございませうので、その
域内の安定を図つていくためにも、このアジア債
券市場の育成、それから現地通貨建ての債券の発
行といったような、そういうアジア債券市場育成
プロジェクトというのを今一生懸命推し進めてい
る。

それから、通貨制度の協調の在り方ということ
にしましては、関税・外国為替等審議会の専門
部会においても報告がいたされておりますが、こ
ういふ報告の中にもあります専門家や研究機関の知
見も参考としながら、東アジアの政策当局者間で
中長期的な課題として検討しなきゃならぬこと
で、現に政策当局者間でのいろいろな意見交換は
緊密に行つていまして、こういうことでございま
す。

○田村耕太郎君 もう一つ戦略的なやり方とし
て、重要な金融経済に関する国際機関に日本人
を、そのポジションを獲得するということがある
と思ひますが、タイムリーな話言ひますと、IMF
のケラー専務理事が職を辞して大統領選挙
に出るといふような報道があるんですが、その後
るかどうか、ちよつとお聞かせいただきたいと思
ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) ケラーさんがIMF
の専務理事をお辞めになつたわけですが、今まで

あそこの専務理事というのは大体ずっとヨーロッ
プから出ておられるわけです。それで、筆頭専
務理事というのはずつとアメリカから出ておられ
る。副専務理事が三人いるわけですが、そのうち
の一人、今二代目、加藤さんが行つてお
られますが、その副専務理事の一人は日本から出
すと、大体こういうことでやつてきたわけであ
れども、日本にももちろん人材がいなければ
ありません。いろんな可能性は考える必要がある
と思ひますが、今いろんな情勢を見ながら検討中
と、こういうことでございませう。

○田村耕太郎君 最後に、天下り批判に関して聞
いて終わりにしようと思ひます。
この劇画のモデルとなつて、財務事務次官
を経験されて中央銀行の副総裁をされてい
うことなんで武蔵さんがモデルではないかと思
うんですが、この武蔵さん、日銀内、マーケットで
は非常に評判がいいと聞いています。

総理は、事務次官経験者の天下り云々につい
て、次官であつた者は云々という云々を言
われていられるんですが、私は、こういうことを見て
も、次官であつたか云々とか、そういうことより
も、適性だと思ひます。適性があればいいん
ではないかと思ひますね。次官OBは駄目だか
ら、じゃ、今度は骨抜きにするために局長OBま
でならいいとか、そういうことだつたら余り意味
がないと思ひますが、やつぱり適性を見て、そ
の前職が何であつても適性を見て、その適性に
合つた職に配置するということは必要ではないか
と思ひますが、この辺り、所管の大臣でありま
す谷垣大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) こういう人事は、政府
系のいろいろな機関の人事というのは、具体的に
例えばこの機関が次どなたが退職されるから、
じゃ、後どうしようとか、それぞれの適性という
のをやつぱり一番見なきゃいけないん
だと思ひます。せんじ詰めれば適材適所ということに
尽きるんだと思ひますが、ただ、総理のおつしや
つておられることは、要するに、じゃ、この機

のトップは何省の言わば指定席であると、言わば
持ち株みたいなように考えるのは良くないぞと、
こういうことだろうと思ひますね。

ただ、なかなかこの人事というのは難しく
て、政府系のいろんな機関に、じゃ、どなたか、例
えば、私はもう要するに官僚ばかりで占めるのが
必ずしもいいと思ひませんで、民間で適切な方
があれば就いていただくという必要もあると思
ひますが、やつてみますとなかなか簡単ではご
ざいませう。それで、ありていに言つて、一番簡
単でない理由は、やつぱり民間でこれだけの経験と
能力のおありの方なら政府系の機関に就いて
いただきたい、そうすると、なかなか、政府系で
お出ししている給与と民間でその方が取つてお
られる給与との相当差があつたりするようなことが
現実問題としてはなかなかネックになる場合があ
つたりして、なかなか、もう少しいろんな適材が自由
にいろんなポジションに就くというにはまだ日本
はそういうモビリティといひますか、余りそう
いうことが今まで少ないものですから、相当い
ろんなことをやらんでやつていけませんとなかなか
難しい面もあるなというふうに感じております。

○田村耕太郎君 逆の質問をして終わらせていた
だきます。
今、次官の天下りの話があつたんですが、逆
に、イギリスの大蔵省、あそこも大蔵省が非常
に幅を利かせているわけなんです、イギリスの大
蔵省の連中なんか聞きますと、同期で年功序列
というのとはもうほとんど考えられない。同期で
も平であつたり課長であつたり、極端な例でい
うと局長であつたりと。あそこは難しい試験を
入つていって、非常に基本的には皆さん優秀な
んですが、入つてからのその実力によつて大変大
きな差が付く。

もう天下りだけでなく、今度は抜てき人事で
すね。是非、大臣、民間ではもうこれは当たり前
の話ですので、本当に同期であつても、もう何段
階か飛び越してでもその優秀な人材を配置する
ということも逆にあつてはいいのではないかと思

わけです。この辺りに関して大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、私は財務省にいるわけですが、過去に経験した幾つかの閣僚ポストでは、場所によっては随分民間の方を任期付きの公務員で、あの例を利用してやっていただいたり、そしてかなりそういうことがいい刺激を与えた例がございます。

ですから、財務省でも副財務官に伊藤先生や何かに来ていただいたこともございますので、今後ともそういう優秀な方に来ていただいて、何というんではないか、刺激を与え合うというようなことは工夫していかなきゃいけないと思います。

○田村耕太郎君 終わります。

○統訓弘君 私は公明党の統でございします。

平成十六年度の税制改正に関して何点か御質問いたします。

現在、我が国は、少子高齢化やグローバル化の進展など、急速な経済社会の構造変化にさらされております。本格的な少子高齢化の到来を目前に控え、国民が自信を持って将来に安心できる社会を作り上げていくには今日ほど重要な時期はありません。

ここへ来て、我が国経済は、十年以上にもわたる続いた構造的な不況からようやく脱却する兆しを見せております。先ほど谷垣大臣がこのことについての認識を示されました。アフレは依然として問題があるんだ、また中小企業やあるいは地方にも問題点がたくさんある、しかし確かに経済の流れは変わったと、こんな認識を示されました。

そこで、こういう景気の流れを、上向きの流れを逃さずに、政府・与党は一体となって税制を含めたあらゆる分野の構造改革を推し進め、ようやく出てきた芽を大きく育てていかなければならないと思います。

このような認識に立つて、平成十六年度改正では、私たち与党は、十五年度税制改正に引き続き経済の活性化に向けた措置を切れ目なく講ずるとともに、国民の皆様から将来にわたって安心して

いただける年金制度の構築に向けた税制改正を柱として取り組みました。

そこで、まず財務大臣にお伺いいたします。十五年度税制改正では、研究開発、設備投資に対する大胆な支援措置や中小企業の方々への最大限の配慮、金融・証券税制の大幅な軽減簡素化など、経済活性化に向けて思い切った減税措置を講じたわけでありまして、平成十六年度の税制改正では経済活性化のためにどのような措置を講じようとするのか、お考え方を御説明願います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、統先生おっしゃいましたように、平成十五年度では、研究開発税制等を始めとしまして、いろいろ工夫して、先行減税一・八兆円という形で切れ目ない持続的な成長への支援とありますが、あるべき税制を考えたわけでございますが、平成十六年度も、考え方は平成十五年度の考え方に引き続いてその考えを推し進めていこうということでございます。

それで、具体的に申しますと、景気動向とそれから住宅政策の両方に意を用いまして、住宅ローン減税は見直した上で延長する、それから個人資産の活用を促進するために土地譲渡課税の税率を引き下げる、それから公募株式投資信託の譲渡益課税を上場株式並みに軽減するというようなことをまず一つやってまいります。

それから、創造的な企業活動と事業の再構築を支援していこうということで、田村議員からも御質問のありましたエンゼル税制の拡充を始めとした中小企業の関連税制、それから法人税制の見直しも一つの柱としたところでございます。

それからもう一つ、国際的な投資交流を促進する必要があるということで、日米租税条約、昨年度署名をしたわけでございますが、この全面改正に関連する国内法令の見直しを行って、これは日米だけでなく、今後これをモデルとして更にいろいろな国に広げていきたいと考えておりますが、国際的な投資交流を促進するというのも一つの柱でございます。

こういう措置が十五年度税制改正の効果と相まって民間需要主導の持続的な経済成長の実現に効果をもたらすのではないかと、こんなふうに考えております。

○統訓弘君 ありがとうございます。今、大臣も触れられましたけれども、具体的な改正の内容についてお尋ねいたします。十六年度税制改正に当たっては、住宅ローン減税の取扱いが一つの重要な課題となっております。住宅ローン減税は、十年間にわたり住宅ローン残高の二割を所得税から税額控除することにより、厳しい景気の中でもマイホームを持ちたいという夢を、庶民の切実な夢をかなえるための一助となるとともに、住宅投資の牽引役として景気を支える役目を果たしてまいりました。このような制度が今年入居される方については大幅に縮減されるのが既に法律上決まっております。

に、私たちは延長の必要性を主張してまいりました。その結果、本法案に盛り込まれておりますとおり、減税対象となるローン残高の限度額が引き下げられるなどの見直しは行われましたものの、おかげさまで五年間の延長が決定されました。そこで、この改正の趣旨を、特に景気への配慮と国民のマイホーム取得への支援という観点から御説明願います。

○副大臣(石井啓一君) 住宅ローン減税につきましては、平成十一年度の改正以降、景気対策の観点から拡充がなされてきたところでございますが、今御指摘のとおり、平成十六年分につきましては、現行、平成十五年分より大幅に縮減されるのが法律上予定されておりましたところでございます。平成十六年度の税制改正におきましては、現下の景気情勢への配慮、計画的な持家取得の支援の要請、財政構造改革の必要性、こういったことを総合的に勘案をいたしまして、見直しを行った上で延長することとしたところでございます。

具体的に申し上げますと、平成十六年分につきましては、当面の景気に十分配慮するといったことから、平成十五年分と同じ制度とさせていた

きました。次に、平成十七年分から平成二十年分までの四年間につきましては、税額の控除期間、この十年は維持をしつつ、対象となるローン残高を中堅層のローン水準を念頭に順次縮減をさせていただくといった上で延長させていただいておりまして、計画的な持家取得に対して十分な支援を確保できたものというふうに考えております。

従来の改正と比べますと、今回の改正では五年間という比較的長い期間にわたる制度の全体像をお示しをいたしましたので、いつ住宅を取得すればどの程度の減税が受けられるのか、これがあらかじめ分かるということもさせていただきまして、これは住宅をより早く取得していただければより多くの減税を受けられる、こういう制度にもなっているところでございます。

私もそういったしましては、この十六年度の改正によりまして、十五年度の改正の効果と合わせまして住宅ローン減税などの住宅・土地税制において持続的な経済社会の活性化に寄与することができるといふふうに考えているところでございます。

○統訓弘君 確かに五年間の延長を受けられる方々にとっては大変な幸運だと私は思います。ありがとうございます。

次に、住宅税制につきましても一つ忘れてはならない改正がございます。今日では、サラリーマンの方が転職して新天地で第二の人生に挑戦する場合や、子供さんが独立して夫婦二人になったときに郊外から生活の便利な都心に引越す場合など、人生の節目に当たって住み替えをする人が増えてまいりました。その一方で、十年以上の長きにわたる地価の下落により住宅の価値が目減りをもたらした、今住んでいる家を売りたいけれども売れないという状況にある人がたくさんございます。

そのようなパブルの被害者ともいふべき気毒な方々の再出発を支援することは政治の役目だと考えますが、今回の税制改正に盛り込まれた居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の拡充、創設について、その内容の趣旨を御説明願います。

○副大臣(石井啓一君) 居住用財産に係ります譲渡損失の特例につきましては、現在住んでおります住宅を譲渡した場合に発生した損失を、一定の要件の下で、住宅を譲渡した年及びその後三年間の総所得から控除できる制度でございますが、十六年度の税制改正におきましては、住宅価格が下落する中におきましてライフステージに応じた住み替えをきめ細かく支援をする、こういった観点から制度の拡充、創設を行うこととしたところでございます。

具体的に申し上げますと、二点ございます。まず一点目は、従来の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除につきまして、その要件を拡充をさせていただきました。これまでは譲渡資産に係る住宅ローンが残っていることが要件でございましたけれども、住宅ローンを早期返済した方も住み替えを支援するという観点から、住宅ローンが残っているという要件を廃止いたしました。その上で、適用期限を三年間延長させていただいたところでございます。

それから二点目でございますが、これ、従来は買換えの場合といった要件がございましたが、これまで対象としてなかった買換えをせずに借家等に住み替える場合につきましても、住宅の売却代金でローンを返し切れないう方には税負担を軽減して再出発を支援をする、こういう必要があるという観点から新たな制度を創設をさせていただきました。譲渡資産に係るローンの残高が譲渡価格を超える場合、その差額を限度といたしまして譲渡損失の繰越控除を認める制度を創設をさせていただきますところでございます。

○統訓弘君 この新たな制度も大変該当者にとつては幸運だと思います。さて、次は、住宅税制のほかにも、十六年度税制改正では土地税制、中小企業関連税制について現下の経済情勢を踏まえきめ細かな措置が講じられていくと承知しておりますが、本日は、本格的な少子高齢化の到来に税制がどう対応していくべきかという視点に絞って質問をさせていただきます。

ます。

まず、少子高齢化が急速に進展して支え手が減少する一方で、国の財政は大幅な財政赤字が続く、経済状況も持続的な成長軌道を回復してきたかどうか定かではありません。こうした状況の中で、国民の多くは将来に不安を抱えております。自分ははじめに保険料を納めているけれども、将来は老後の生活に困らない程度の年金を本当に受けることができるだろうかという不安です。こんな不安を抱えていては財布のひもと固くなり、景気回復にもマイナスの影響があることは明らかでしょう。

したがって、今すぐにも私たちが取り組まなければならない最重要課題は、将来にわたって安定的な社会保障制度を作り、国民が将来に不安を抱くことなく安心して暮らしていける社会を築くことであると思います。そうした将来にわたって安定的な社会保障制度に必要な財源について、国民がひとしく公平に負担を分かち合うということが基本であると考えます。こうした考え方に立つて十六年度税制改正において年金税制の見直しが行われております。

そこで伺います。年金制度の見直しの趣旨はどのようなものか、また年金税制の見直しに当たって所得の少ないお年寄りにどのような配慮がなされているかを併せてお答え願います。

○副大臣(石井啓一君) 今回の年金税制の見直しにつきましては、世代間の税負担の公平を確保すると、また、同じ高齢者であっても高齢者間の税負担の公平性を確保すると、こういった観点から、年齢のみを基準といたしまして高齢者を優遇する措置となっており公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除を廃止することとしたところでございます。その際、標準的な年金以下の年金だけで暮らしていらいっしやる高齢者世帯に十分な配慮を行うと、こういった観点から、六十五歳以上の高齢者につきましては公的年金等控除の最低保障額を加算する特例措置を講じることとして

おります。

このため、六十五歳以上の年金受給者のうち今回の年金課税の見直しの影響を全く受けない方、これが約四分の三程度を占めると。具体的に申し上げますと、六十五歳以上の年金受給者約二千万人いらいっしやいますけれども、そのうち一千五百万人は影響を受けないと。影響を受けるのは五百万人程度ということでございます。例えて申し上げますれば、いわゆるモデル世帯、年金のモデル世帯がございましてけれども、このモデル世帯が受けているモデル年金、夫で二百三十五万五千円、妻が七十九万七千円、合計年間二百八十三万二千円、これを受給している御夫婦については税負担は生じないと、こういうことになっております。

○統訓弘君 願わくば、今のような解説を関係者の方々にちゃんとPRをして、幾らか安心していただくような、そういう配慮をお願いを申し上げます。次に、今回の年金制度改革に当たって、私たち与党は抜本的な改革案をまとめ上げました。その際、必要な財源がきちんと確保されていなければ国民の皆様から信頼される社会保障制度にはなりません。このため、平成十六年度においては年金税制の見直しによる増収分を財源として基礎年金の国庫負担割合の引上げを行いました。さらに、将来にわたっても税制改革による財源確保をきちんと図った上で国庫負担割合を二分の一に段階的に引き上げていくことを決定いたしました。

そこで、財務大臣にお尋ね申し上げます。国民の皆様から信頼される年金制度の確立に向けて安定した税財源を確保するためには、景気の動向を踏まえた上で定率減税の縮減、廃止を行う必要があると考えますが、私たち与党が決定した今後の税制改革の道筋を踏まえ、財務大臣のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 昨年暮れの与党税制改正大綱で今後数年間の税制改正の道筋を議論していただいていた示していたと、こういうふうに思っております。

それで、その中身は、今、統委員がおっしゃった、年金をどう持続可能な国民にとって安心できるものかという観点、それともう一つやはり大きなものとして、三位一体の改革をどう進めるかという視点も入っているというふうに思うわけでございますが、「平成十七年度及び平成十八年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。」と、こういうふうに書かれておりまして、これを受けて政府、与党間の合意が昨年暮れなされたわけでございます。

政府としては、総理の施政方針演説にもございましたし、また私の財政演説でも表明いたしましたけれども、この与党税制改正大綱を踏まえてこれから努力していかなきやいかぬと、こういうことだろうと思っております。

そこで、今委員のおっしゃった定率減税をどうしていくかということになります。改正の大綱にも書かれておりますように、今後の我が国の経済社会、景気の動向等もよく見ていく必要があると思ひますし、さらに、三位一体との絡みがございます。小手先でいじるといっていいわけでは、これはなかなか進まないだろうと思ひます。先ほどの話のように、我が国の経済構造の在り方や、それからどうやって国民が所得を得ているか、就業形態の在り方とか、いろんなことを踏まえて本格的なものにしていかなければいけないのではないかなというふうに私は思っております。

そこで、税制改革の具体的内容については、政府税制調査会におきまして、去年十月、総理から諮問をされたわけですが、その諮問も踏まえて、我が国社会の現状と将来を見据えながら、あるべき税制の具体化に向けた審議を今やっているところでございますが、私からも、一月十六日の総会で、税制改正、この与党税制改正大綱を踏まえまして、個人所得課税、それから消費税

を中心に、あるべき税制の具体化に向けた審議を進めていただくようお願いしたところでございます。今後こういう御議論を踏まえながら、そして先ほどの与党税制改正大綱を踏まえて議論を進めていきたいと、こう思っております。

○**純訓弘君** 私たち与党と政府が真剣にこの問題について議論を深めて、そして国民の幸せのための立派な制度を構築したいと存じます。

そこで、最後に質問申し上げます。

少子高齢化を支える社会保障制度を構築していくためには消費税の議論は避けて通れないと思います。私たちが与党が取りまとめた税制改革の道筋では、平成十九年度をめどに、社会保障給付全般に要する費用の見通しを踏まえつつ、消費税を含む抜本的税制改革を実現することとしております。小泉総理も消費税率の引上げについては大いに議論すべしとの立場であると承知しております。財務大臣は、持続可能な社会保障制度の確立という観点も踏まえて、今後の消費税の役割についてどのように考えておられるのか、お考え方を伺わせていただきます。

○**国務大臣(谷垣禎一君)** 今、委員もおっしゃいましたように、小泉総理は自分の任期中は消費税をいじらないとおっしゃっておられるけれども、議論はどんどんやってくれと、こうおっしゃっているわけです。

そこで、先ほどお引きになりました与党税制改正大綱でも、平成十九年度をめどに消費税も視野に入れながらという表現になっているわけでございますけれども、これは少子高齢化が進んでいく中で、世代間の公平を確保しながらその持続的な社会保障を支える歳入構造を、社会保障制度を始めとするいろんな公的なサービス、サービスですね、これを支える財政構造を、歳入構造を作っていく上で消費税は私は非常に大事な避けて通れない課題ではないかなと、極めて重要な問題であるというふうに思っております。

昨年の与党税制改正大綱でもお示しいただいたように、先ほど申しました所得税、それから消費

税に向けてあるべき税制はどういうものか、私も政府税調で議論をしていただくようお願いしたわけでございますから、その議論を踏まえて我々も議論を具体的に進めていきたいなと、こう思っております。

○**純訓弘君** 大変ありがとうございます。

○**国務大臣(谷垣禎一君)** ちょっと一つ付け加えます。

ただ、そのためには徹底した行財政改革もともに進めていくという覚悟が必要であらうと、こう思っております。

○**純訓弘君** 今それを言おうと思ったわけで、私も行政マンだった。都庁の財政再建について私は一肌脱いだわけです。そんな意味では、やはり内なる改革が是非とも必要だ、それでないとい

国民の理解は得られないということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○**委員長(平野貞夫君)** 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時十一分散会

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
一、所得税法等の一部を改正する法律案

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

所得税法等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、業者婦人の地位向上施策等に関する請願(第二二二二号)(第二二二二二号)(第二二二三三

号)(第二二三四号)(第二二三五号)(第二二三六号)(第二二二七号)(第二二二八号)(第二二二九号)(第二二三〇号)(第二二三一号)(第二二三二号)(第二二三三号)(第二二三四号)(第二二三五号)(第二二三六号)(第二二三七号)(第二二三八号)(第二二三九号)(第二二四〇号)(第二二四一号)(第二二四二号)
一、業者青年の地位向上のための税制改正等に関する請願(第二二八七号)
一、消費税の大増税反対に関する請願(第二三〇三号)
一、年金課税強化の撤回に関する請願(第二三〇九号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

第一百五十九回
国

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

第一条 この法律は、平成十六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十六年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成十七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十六年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

財政金融委員会会議録第四号(その二)

平成十六年三月十八日
【参議院】

第三條 平成十六年度における国民年金法（昭和三十三年法律第四百一十一号）第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）とあるのは、「国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。）とする。」

2 前項の場合における国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに關する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「受入金、国民年金事業の業務取扱いに關する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」とする。

(厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例)

第四條 平成十六年度における厚生保険特別会計
法昭和十九年法律第十号)第五条及び第六条の
規定の適用については、同法第五条中「同事業
ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「同事業ノ
業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕
費」と、同法第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉
施設費若ハ営繕費」とあるのは「厚生年金保険事
業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営
繕費」とする。

(国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例)

第五條 平成十六年度における国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、同号及び同条第四項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、これを負担する。

2 前項の場合における国家公務員共済組合法第

九十九条第一項、第二百二條第一項及び第四項、第二百二十四條の二第一項並びに附則第二十條の二の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、「納付に要する費用を含み」と

あるのは、納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）第五条第一

項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るものと並びに第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する同号の規定による独立行政法人又は国立大学法人等の負担に係るものを除く。）を含み」と、

〔を含み〕とあるのは、及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（平成

十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定による国の負担に係るもの、次項第五号の規定による公社の負担に係るもの並びに第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する同号の規定

による独立行政法人又は国立大学法人等の負担に係るものを除く。を含み」と、同法第百二条第一項中の規定」とあるのは「及び平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特

例等に関する法律第五条第一項の規定」と、同条第四項中「長期給付」とあるのは「長期給付（以

下この項において単に「長期給付」という。）」と、「限る。」とあるのは「限る。」及び平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）」と、同法第二百

十四条の二第一項中「場合を含む。」とあるのは

〔場合を含む。〕及び平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項」と、同法附則第二十条の二中「一、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とあるのは「一、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあ

るのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とあるのは「及び長期給付金（基礎年金拠出金」とあるのは「長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含み」とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律
(所得税法の一部改正)
第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の
一部を次のように改正する。
目次中「第百八十条」を「第百八十条の二」に改

める。

第二条第一項第三十号を削り、同項第三十一号中「で老年者に該当しないものを削り、同号口中「合計所得金額」を「第七十条（純損失の繰越

控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十

二条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。))に改め、同号を同項第三十号とし、同項第三十一号の二中「であつて、老年者に該当しないもの」を削り、

同号を同項第三十一号とする。

第三十五条第四項中「百四十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円)に満たないときは、百四十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円)」を「七十万円に満たないときは、七十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 五十万円

第三十五条第五項を削る。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第八十五条第一項中「又は第八十条から第八十二条まで(老年者控除等)」を、「第八十一条(寡婦(寡夫)控除)又は第八十二条(勤労学生控除)」に改め、「老年者」を削り、「第二号第一項第三十一号又は第三十一号の二」を「第二号第一項第三十号又は第三十一号」に改める。

第八十七条第一項中「老年者控除」を削る。

第九十二条第一項中「係るもの」の下に「(外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るものを除く。)」を加える。

第二百一十一条第一項第二号中「老年者控除の額」を削る。

第六百六十一条第四号ロを次のように改める。

ロ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子

第六百六十一条第五号を次のように改める。

五 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。又は基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。))

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運

用投資信託を除く。又は特定目的信託の収益の分配

第六百六十五条中「第七十九条から第八十五条まで(障害者控除等)」を「第七十九条(障害者控除)、第八十一条から第八十五条まで(寡婦(寡夫)控除等)」に改める。

第六百六十九条第三号中「十二万円(その非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円)」を「六万円」に改める。

第八十条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第一号中「第六百六十一条第二号、第三号」を「第六百六十一条第一号の二から第三号まで」に改め、「掲げる国内源泉所得」の下に「同条第一号の二に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書(信託財産に係る収入及び支出の帰属に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。)」を加え、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 所轄税務署長は、第一項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたものと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに對し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による公示があつたとき。

第三編第三章第二節中第八十条の次に次の一条を加える。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第八十条の二 第七号第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲、第七十八号(外国法人に係る所得の課税標準)及び第七十九号(外国法人に係る所得の税率)の規定は、外国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一号第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。が、第七十六号第一項各号(信託財産に係る利子等の課税の特例)に掲げる信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に属する公社債等(同項に規定する公社債等をいう。以下この項において同じ。))につき第六百六十一条第四号(同号ロを除く。))又は第五号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 外国法人である信託会社がその引き受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託(第百七十六号第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。))で国内にある営業所に信託されたものの信託財産について納付した所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

第八十七号中「老年者」を削る。

第九十条第二号ハ中「障害者、老年者」を「障害者」に、「第七十九条から第八十三条まで(障害者控除等)」を「第七十九条(障害者控除)、第八十一条から第八十三条まで(寡婦(寡夫)控除等)」に改め、「老年者控除の額」を削る。

第九十四条第一項第二号中「老年者」を削る。

第九十五条第一項中「老年者控除の額」を削る。

第二百三条の三第一号イ中「十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万五千円)」を「六万五千円」に、「十五万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、九万円)」を「九万円」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「六万五千円」を「三万二千五百円」に、「七万二千五百円」を「四万円」に改め、同号二を同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

第二百三条の五第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老年者を削る。

第二百三条の六中「規定する公的年金等」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加える。

第二百一十二条第一項中「特例」の下に「又は第百八十条の二第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）」を加える。

第二百一十三条第一項第一号イ中「十二万円」その支払を受ける非居住者が年六十五歳未満である場合には、六万円を「六万円」に改める。

第二百一十四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に、「当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後を」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 納税地の所轄税務署長は、第一項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第二百一十四条に次の三項を加える。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 納税地の所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定による通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の氏名その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該証明書につき納税地の所轄税務署長

が定めた有効期限を経過したとき。
二 前項の規定による公示があつたとき。
第二百一十四条の三の次に次の一条を加える。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百一十四条の四 信託（合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百一十八条第三項（基金の業務）若しくは第二百一十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定めるところとする。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その信託受益権の譲渡を受けた法人（次

号に掲げる者及びその者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二 一の信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた信託業法（平成十六年法律第 号）第二十一条（定義）に規定する信託受益権販売業者（同法第五十五条第二項信託会社等の信託受益権販売業者を含む場合の準用）（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第三項（信託業務を営む金融機関の信託受益権販売業者を含む場合の準用）において準用する場合を含む。）の規定により信託受益権販売業者とみなされる者を含む。）

第二百一十五条第一項第十号中「前条第二項」を「第二百一十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」に改め、同項第十一号中

「前条第三項」を「第二百一十四条の三第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

第二百一十二条第二号中「及び第百八十条第二項」を「第百八十条第二項」に改め、「しなかつた者」の下に「及び第百八十条第四項又は第二百一十四条第四項の規定による通知をしなかつた者」を加える。

別表第二の備考（一）（四）、別表第三の備考（一）（四）及び別表第四の備考（二）中「株式会社」を削る。

（法人税法の一部改正）
第二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

「第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第百四十五条の二、第二節 税額の計算（第百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第百四十五条の五）

「第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第百四十五条の二、第百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第百四十五条の四、第百四十五条の七）

第三節 申告、納付、還付等（第百四十五条の八）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第百四十五条の九、第百四十五条の十）

第二節 税額の計算（第百四十五条の十一）

第三節 申告及び納付（第百四十五条の十二）

（1）当該移転資産の帳簿価額（当該適格

に、〔負債（二）を「負債（2）」に、〔当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へ掲げる金額を（1）に掲げる金額から（2）に掲げる金額に改め、同号二に次のように加える。

合併に基因して第十八号へ又は第十八号の二に掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額を含む。）
（2）当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へ掲げる金額
第二条第十七号ホ中「資産（ホ）を「資産（1）」に、〔負債（二）を「負債（2）」に、〔当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当

該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額を(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額に改め、同号ホに次のように加える。

- (1) 当該移転資産の帳簿価額(当該適格分割型分割に基因して第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。)
- (2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額

第二条第十七号レ中「帳簿価額から」を「帳簿価額(当該適格分割型分割に基因して第十八号ホへに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。から」に、「第十八号タ」を同号タに改め、同条第三十一号の四中「中間申告」の下に「(第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三十二号中「確定申告」の下に「(第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 外国法人は、第百三十八条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するとき(外国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。)、特定信託の引受けを行うとき又は第百四十五条の十

(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

第十条の二中「第百四十五条の三」を「第百四十五条の十」に改め、「範囲」の下に「及び前条」を加え、第一編第三章中同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

(特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税)

第十条の二 特定信託の受託者である外国法人に対しては、第九条外国法人の課税所得の範囲の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

第十五条の三第四項中「内国法人」を「法人」に改める。

第二十三条第一項中「受けるもの」を「受ける第一号に掲げるもの」に改める。

第三十一条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産(適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十一条の十一第一項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

第三十二条第四項中「及び第七項」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 前項の場合において、内国法人の繰延資産

(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた繰延資産、第六十一条の十一第一項連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該引継ぎの直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

第五十七条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同条第三項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第五項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第七項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同条第八項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第九項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第五十八条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同条第三項中「前七年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第六十一条の九第一項中「又は選定した方法により換算しなかつた場合」を削る。

第六十二条の二第二項中「帳簿価額」の下に「(当該適格合併に基因して第二条第十八号へ(定義)に規定する事由に該当することとなつた

場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分割に基因して同号へに規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額のうち当該内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。)」を加え、「同条第一項後段」を「前条第一項後段」に改め、「(定義)」を削る。

第八十一条の九第一項、第二項及び第四項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

第八十一条の九第三項中「連結確定法人税額に当該連結子法人」の下に「(当該連結完全支配関係がある連結法人との間で自己を被合併法人とする合併を行つたものを除く。)」を加え、「(当該金額が零を下回る場合には、零)」を削り、同条第四項中「当該期間内」を「これらの期間内」に改め、「開始の日」との下に、「各事業年度その月数」とあるのは「各事業年度(当該前連結事業年度において行つた連結法人間合併(連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とする合併をいう。以下この項において同じ。))に係る被合併法人の当該連結法人間合併の日の前日の属する事業年度以外の各事業年度にあつては、その月数」とを加え、「属する事業年度若しくは」を「属する事業年度又は」に、「適格合併の日」を「適格合併の日の」に、「若しくは合併連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。の」の日を「次号において同じ。又は連結法人間合併の日の」に、「と読み替える」とを、「その適格合併の日から」とあるのは「適格合併又は連結法人間合併の日から」と読み替えるに改め、同条第六項第二号中「(当該金額が零を下回る場合には、零)」を削り、同条に次の一項を加える。

8 第一項の申告書に記載すべき同項第一号に

掲げる金額につき第二項から第六項までの規定のうちいずれか二以上の規定の適用を受ける場合における当該金額の計算その他第二項から第六項までの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第八十二条の五第五項中「第二項」を「第一項」に、「第一項及び」を「同項及び」に改める。

第八十二条の十七第一項中「内国法人である」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第二項中「である内国法人」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第五項中「である内国法人」を削る。

第九十三条第二項第一号中「場合には、連結個別利益積立金額」を「場合には連結個別利益積立金額とし、その解散に基因して第二十八条十八号へ又は第十八号の二(定義)に掲げる金額が生ずる場合には当該金額を含む。」に改め、同項第二号中「内国法人公益法人等及び人格のない社団等を除く。」から「を削り、同項第三号中「(定義)」を削る。

第百三十八条第四号ロ及びハを次のように改める。

ロ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「営業所」という。)に預け入れられた所得税法第二十一条第十号に規定する預貯金の利子

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託(所得税法第二十一条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。)の収益の分配

第百三十八条第五号を次のように改める。

五 所得税法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)又は

基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定目的信託の収益の分配

第百四十五条の五中「第百四十五条の四」を「第百四十五条の十一」に改め、第三編第三章第三節中同条を第百四十五条の十二とし、同章第二節中第百四十五条の四を第百四十五条の十一とし、同章第一節中第百四十五条の三を第百四十五条の十とし、第百四十五条の二を第百四十五条の九とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)

第百四十五条の二 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

第百四十五条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第二編第一章第一節第二款から第八款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十二条から第四十六条まで(固定資産等の圧縮額の損金算入等)及び第五十二条(返品調整引当金)並びに第四款第九目(契約者配当等)及び第六款(組織再編成に係る所得の金額の計算)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特

定信託の各計算期間の所得の金額の計算に必要事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

第百四十五条の四 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国法人に係る同族特定信託の特別税率)

第百四十五条の五 同族特定信託(第八十二条の五第一項(同族特定信託の特別税率)に規定する同族特定信託をいう。以下この項において同じ。)の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である外国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一 年三千万円以下の金額 百分の十

二 年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五

三 年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額(次項において「所得等の金額」という。)のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額(次条において準用する第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)及び第百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定により控除した金額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による

道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

3 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二 年千五百万円

4 第八十二条の五第五項から第七項までの規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。

(外国法人に係る特定信託に係る所得税額の控除)

第百四十五条の六 第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十八条(外国法人に係る所得の課税標準)に規定する国内源泉所得で同法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。

2 前項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(外国法人に係る特定信託に係る外国税額の控除)

第百四十五条の七 第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税第六十九条第一項(外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)を納付することとなる場合(特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。)又は特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき納付することとなつた外国法

人税の額が減額された場合について準用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 申告、納付、還付等

(申告、納付、還付等)

第四百四十五条の八 前編第一章の三第三節(内国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の申告、納付、還付等)の規定は、外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての申告、納付、還付、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求及び納税義務の承継並びに同法又は行政不服審査法の規定による不服申立て並びに滞納処分の執行について準用する。この場合において、第八十二条の十第一項第二号(特定信託に係る確定申告中「前節」とあるのは「第三編第二章の二第二節」と、同項第三号及び第八十二条の十五第一項特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付)中「第八十二条の六及び第八十二条の七(税額控除)」とあるのは「第四百四十五条の六(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除及び第四百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)」と読み替えるものとする。

第四百四十六条第一項中「及び中間申告書」の下に「特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書」を加える。

第四百四十七条を次のように改める。

(更正及び決定)

第四百四十七条 第三百三十条から第三百三十二条の二まで(内国法人に係る更正及び決定、第三百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)、第三百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は連結確定申告に係る更正)

は決定による中間納付額の還付)、第三百三十四条の三(特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付)及び第三百三十四条の四(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税、外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

第四百四十八条の二中「内国法人」を「法人」に改める。

第四百四十九条第一項中「(特定信託の確定申告に係る法人税額)」の下に「(第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る所得税額の控除)」の下に「(第四百四十五条の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る外国税額の控除)」の下に「(第四百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に、「又は第四百四十五条の八」を「第四百四十五条の十一」に改める。

第四百五十条中「(特定信託に係る確定申告)」の下に「(第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改める。

第四百五十一条第一号中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改める。

附則第二十條第二項中「第四百四十五条の三」を「第四百四十五条の十一」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「市街地再開発事業又は」を「市街地再開発事業、」に改め、「に規定する住宅

街区整備事業」の下に「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業」を加え、同条第十三号中「第四十九号」を「第五十号」に改める。

第二十三条第一項中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

第二十四条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合には、この限りでない。

第二十四条の二第二項中「前項に規定する場合において、」を削り、「同項」を「前項」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に改める。

第二十六条第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加える。

別表第一第二十四号(ロ)を削り、同号(ハ)を同号(ト)とし、同号(ロ)を同号(イ)とし、同号(ト)を同号(ハ)とし、同号(イ)を同号(ロ)とし、同号(ハ)を同号(ト)とし、同表第二十四号の五を同表第二十四号の六とし、同表第二十四号の二から第二十四号の四までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録			
(一) 信託業法平成十六年法律第 号第三号又は第五十三号第一項(免許)の規定による信託業の免許	登録件数	一件につき十	五万円
(二) 信託業法第七号第一項(登録)の管理型信託会社の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十	五万円
(三) 信託業法第五十四号第一項(登録)の管理型外国信託会社の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十	五万円
(四) 信託業法第五十二号第一項 特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	登録件数	一件につき十	五万円
(五) 信託業法第六十七号第一項(登録)の信託契約代理店の登録	登録件数	一件につき九	万円
(六) 信託業法第八十六号第一項(登録)の信託受益権販売業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九	万円

別表第一第三十二号の二を削り、同表第三十二号の二とし、同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める。

別表第三の十九の二の項の第四欄中「登記」を「登記又は登録」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二阪神高速道路公団の項の次に次のように加える。

防災街区整備事業組合

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)

(国税通則法の一部改正)

第五條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「納付義務の承継」の下に「(同法第四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「納付義務の承継」の下に「(同法第四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「二」を「いずれかに」に改め、同条第四項第三号ハ中「(特定信託に係る欠損金に対する準用)」の下に「(同法第四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十五條第三項第二号ロ中「特定信託に係る所得税額の控除」の下に「(同法第四十五條の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る外国税額の控除)」の下に「(同法第四十五條の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十二」に改める。

第七十條第一項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「以後」の下に「(法人税に係る更正については、第一号に定める期限又は日から五年を経過した日以後)」を加え、同条第二項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「五年を経過する日」の下に「(第二号及び第三号に掲げる更正(純損失等の金額に係るものに限る。))のうち法人税に係るものについては、同項第一号に定める期限又は日から七年を経過する日」を加え、同条第四項及び第五項中「掲げる期限」を「定める期限」に改める。

第九十五條中「第九十三條第四項」を「第九十三條第六項」に改める。
(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
第六條 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改

正する。

第二条第一号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 相手国居住者等 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等)以下「人格のない社団等」という。))を含む。以下「外国法人」という。で、租税条約の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国(以下「相手国」という。))の居住者又は法人とされるものをいう。

第二条第三号中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「こえない」を「超えない」に改める。
第三条第一項から第三項までの規定中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改める。
第三条の二から第四条までを次のように改める。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)
第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等(租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。))のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国居住者等配当」という。))であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの(以下「限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの」という。))とされる部分(次項において「株主等配当」という。))であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十九條若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法第八條の二第三項若しくは第四項、第九條の三、第四十一條の九、第十條第一項から第三項まで、第四十一條の十第一項若しくは第四十一條の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

若しくは第二項の規定の適用については、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第三号及び第五号、第百六十四條第二項、第百六十九條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三條第一項、第八條の二第一項、第四十一條の九第一項並びに第四十一條の十二第一項及び第二項並びに第四十一條の十二第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等(当該外国法人が人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者をいう。以下同じ。))である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。))の所得として取り扱われるものとされる部分(次項において「株主等配当」という。))であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十九條若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法第八條の二第三項若しくは第四項、第九條の三、第四十一條の九、第十條第一項から第三項まで、第四十一條の十第一項若しくは第四十一條の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第五号、第百七十八條、第百七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一條の九第二項及び第三項並びに第四十一條の十二第二項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等(租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。))のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国居住者等配当」という。))であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十九條若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法第八條の二第三項若しくは第四項、第九條の三、第四十一條の九、第十條第一項から第三項まで、第四十一條の十第一項若しくは第四十一條の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(次項及び第十二項において「第三国団体配当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第八條の二第四項、第九條の三(所得税法第二百三十三條第一項に係る部分に限る。)若しくは第四十一條の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百三十三條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一條の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者(以下この条において「居住者」という。)又は同項第六号に規定する内国法人(人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。)が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この条において「特定配当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七十五條、第百八十二條、第二百九條の三若しくは第二百

十三條第二項又は租税特別措置法第八條の二第三項若しくは第四項、第九條の三若しくは第四十一條の九第二項若しくは第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

10 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第四号、第百七十四條、第百七十五條、第百八十一條、第二百九條の二及び第二百三十二條第三項並びに租税特別措置法第四十一條の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

11 第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、これらの規定に規定する配当等に対し所得税を課さず、又は当該配当等に対する所得税額をその支払を受けるべき金額にこれらの規定に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

12 所得税法第七十二條第一項(第二号を除く。)及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等(同法第百六十五條又は法人税法第百四十二條の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けることについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第百七十二條第一項 次条の規定による申告書を提出することができるときを除き、その

第百七十二條第一項 第一号	第百七十二條第一項 前号に掲げる	第百七十二條第一項 第四号	第百七十二條第三項
年の翌年三月十五日(同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日)	第百七十条(税率)	国内における勤務	非居住者
第百七十条(非居住者に係る税率)又は第百七十九條(外国法人に係る税率)	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。)第三條の二第七項(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)の限度税率を適用して計算した	金額(前項の規定の適用を受ける者については、当該金額と同項第三号に掲げる金額との合計額)	金額

13 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三條第一項に規定する利子等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項において「特定利子」という。)については、所得税法第二十二條及び第八十九條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額(以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。)に対し、特定利子に係る利子所得の金額(次項第三号の規定により読み替へられた同法第七十二條から第八十七條までの規定

の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率(当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第三條第一項の規定は、適用しない。

14 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるの

「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十三項（特定利子に係る分離課税）の規定による所得税の額」とす

は、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。第三条の二第十五項(特定収

得税の額及び租税条約実施特例法第二条の
第十五項(特定収益分配に係る分離課税)
の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第

に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。第三条の二第十七項(特定懸賞金等に係る分離課税)に規定する特定懸

賞金等に係る一時所得の金額(以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。)

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約実施特例法第三条の第二十七項(特定懸賞金等に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る一時所得の金額(租税条約実施特例法第三条の第二十八項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額」という。の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の第二十七項(特定懸賞金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に關する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

十九 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の第十項に規定する給付補てん金等に該当するものである第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項及び次項において「特定給付補てん金等」という。))については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。))に対し、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率(当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率)を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の第十項の規定は、適用しない。

二十 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補てん金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。))第三條の二十九項(特定給付補てん金等に係る分離課税)に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(以下「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。))とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約実施特例法第三条の第二十九項(特定給付補てん金等に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(租税条約実施特例法第三条の第二十項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額」という。の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の第二十九項(特定給付補てん金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に關する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

二十一 第十三項、第十五項、第十七項又は第十九項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

二十二 第一項から第十一項まで、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付)

第三條の三 租税特別措置法第四十一条の第十二項第七に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。))の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益(以下この条において「償還差益」という。))の支払をする場合において、当該償還差益(当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。))につき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。))の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税と同条第四項の所得税とみなされたものの額(次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。))に相当する金額の全部又は一部を還付する。

二 割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益(租税条約の規定において、当

該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。)につき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益(資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。)のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国居住者等所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

減する。

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七十一条第三号、第六十四条第一項及び第六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第四十一条から第四十四条までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分(次項において「株主等所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第六十二条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(当該配当等の金額又は当該譲渡収益に当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)については、同法第九条、第十条及び第四十一条から第四十四条までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつて当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国団体所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(当該配当等の金額又は当該譲渡収益に当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七十一条第三号、第六十四条第一項及び第六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第四十一条から第四十四条までの規定の適用はないものとする。

7 第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。)をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に一を加えた数で除したものと政令で定める税率とする。

第五條第一項中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「前条第一項」を「前条第一項、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条第一項、第三項及び第五項」に、「同条第二項」を「同条第二項、第三項及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第四項」に改め、同条第四項中「前条第一項に規定する相手国の居住者の行なう」を「前条第一項から第六項までに規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者の行なう」に、「配当等」を「これらの規定に規定する配当等」に改める。

第六條中「わが国以外の締約国」を「当該租税条約の相手国」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相手国居住者等に係る租税条約に基づく認定)
第六條の二 所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得(同法第六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)又は法人税法第三十八条に規定する国内源泉所得(同法第三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)を有し、又は有することとなる相手国居住者等は、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定を受けることができる。
2 前項の認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるという理由その他の財務省令で定める事項を記

載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項の認定をしたとき又は当該認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 国税庁長官は、第一項の認定を受けた者について、第二項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。

5 国税庁の当該職員は、第一項の認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。

6 国税庁長官は、第四項の規定により第一項の認定を取り消した場合に、当該認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

7 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る第二項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

8 国税庁長官は、第一項の認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。

第七条第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に、「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改め、「(同条第一項第六号に規定する内国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等)同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。)をいう。以下この条において同じ。」を削り、「受託者である内国法人」を「受託者で

ある法人」に改め、「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加え、同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加え、「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「並びに第八十二条の五第三項及び第四項を」、「第八十二条の五第三項及び第四項並びに第四百四十五条の五第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に改める。

第八条第一項中「わが国以外の締約国」を「相手国」に改める。

第九条第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に、「当該締約国」を「当該相手国」に改める。

第十三条第三項中「(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)
第七条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の七」に、「特別控除額の特例等」を「特別控除額の特例」に、「第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の三」に、「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に、「第九節 連結法人の法人税率の特例(第六十八條の八)」を「第九節 削除」に改め、「(第六十八條の六)」を削り、「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に、「第九十条の九」を「第九十条の九」に改める。

第四条の二第九項中「この法律」の下に「(第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。)」を加える。

第六条及び第七條中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九条第二項中「係るもの」とあるのは、「係るもの」を「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」に改める。

を削る。』に改める。
第九条の四第二項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 所得税法第七条第一項第五号、第七十七八条、第七十九條並びに第二百二十二条第一項及び第二項の規定は、外国法人である信託会社(同法第八十条の二第一項に規定する信託会社をいう。が、証券投資信託以外の投資信託で国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託されたものの信託財産に属する公債債等につき同法第六十一条第四号(同号ロを除く。又は第五号に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公債債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公債債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。
第九条の五第二項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改め、第二章第一節中同条を第九条の六とする。

第九条の四の次に次の一条を加える。
(公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取つた証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)
第九条の五 証券業者(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。その他政令で定める者(以下この条において「証券業者等」という。が募集その他の政令で定める取扱いを行つた公債債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。))により行われたもの(特定株式投資信託を除く。以下この条において「公募株式等証券投資信託」と

いう。)の受益証券を当該取扱いに係る顧客から買い取つた場合において、当該受益証券が社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該証券業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日(政令で定める場合にあつては、政令で定める日)に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益証券を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八條、第七十九條並びに第二百二十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、証券業者等が、政令で定めるところにより、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配につき同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。
第二章第一節中第九条の六の次に次の一条を加える。
(相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社譲渡した場合のみなし配当課税の特例)
第九条の七 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。))による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七條第一項又は第二十九條第一項の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第三条の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に

係る同法第三十一条第二項の規定による申告書)の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格(同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された前条第一項に規定する上場会社等以外の株式会社(以下この項において「非上場会社」という。)の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第四項(第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七条の十第四項中の「金額」とあるのは、「金額(第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「もの」とし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限るを削り、同項第四号を削る。

第十條の三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十條の四第一項第二号中、「小売業又は飲食店業(政令で定める事業を除く。)」を「又は小

売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む第十條第五項に規定する中小企業者に該当する個人、器具及び備品当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。

第十一條第一項の表の第一号中「個人」の下に「畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。」を加える。

第十一條の五を次のように改める。

第十一條の五 削除

第十一條の七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十一條の九第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第一号及び」を削り、同項第一号中「若しくは特定家庭用機器再商品化法平成十年法律第九十七号(第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物)を削る。

第十一條の十を削る。

第十二條第一項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「地区」の下に「及びこれに類する地区」として政令で定める地区を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三條第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十三條の三第一項中「又は第四号」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前号に掲げる場合に該当する個人を除く。」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号中「前項第二号から第四号まで」を「前項第二号又は第三号」に、「同項第二号から第四号まで」を「同項第二号又は第三号」に改める。

「一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの(を)」「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの(を)」「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の百三十一(当該特定優良賃貸住宅)を「百分の百三十一(当該特定優良賃貸住宅)を「百分の百四十」を「百分の百二十八」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第十四條の二第二項第五号中「(政令で定める規模のものに限る。)」を「政令で定めるもの」に改める。

第十五條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第四項に規定する臨港地区又は「及び」当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の百十二」を「百分の百十」に改める。

第十八條第一項第二号を次のように改める。

二 沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法(以下この号において「読替え後の中小企業経営革新支援法」という。)第四条第一項に規定する経営革新計画中小企業経営革新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。に係る読替え後の中小企業経営革新支援法第四条第三項の承認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等 読替え後の中小

企業経営革新支援法第四条第二項第五号に規定する負担金

第十九條第一号中「第十條の二から第十五条まで」を「第十條の二から第十四条の四まで又は第十一條の六から第十五条まで」に改める。

第二十條第一項中「平成十六年」を「平成十八年」に改める。

第二十條の三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第二十二條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第二十五條第三項中「(乳牛の雌のうち政令で定めるものを含み、牛の胎児を)及び乳牛の雌等(政令で定めるもの)」に改める。

第二十五條の二第三項第一号を次のように改める。

一 六十五万円

第二十六條第二項第三号中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)」に改める。

第二十八條第一項第二号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十八條の四第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第四号中「都市計画法」の下に「昭和四十三年法律第百号」を加え、同条第六項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「平成十六年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「第五項第二号の規定により適用される同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。以下第三十五条まで」を「第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第三十一条の四に、「から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額(同号の規定により適用される)を」に代し、長期譲渡所得の金額(第三項第三号の規定により読み替えられた)に、「に代し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「の百分の十五に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項を」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第二項の規定により適用される場合を含む。第四号において同じ。」を削り、同項第一号中「同条第二項」を削り、同項第四号中「前二項」を「前各号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第六十九条を」を「第七十一条」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額

(長期譲渡所得の金額を除く。)」とする。

第三十一条の二第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「前条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)」を「前条第一項前段」に、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項前段」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の十五を」を「百分の十」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に改め、同項第三号中「六百万円」を「二百万円」に改め、同項第四号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同項第八号中「建築基準法の下に(昭和二十五年法律第二百一十一号)」を加え、同項を同項第十五号とし、同項第十三号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同項第十四号とし、同項第十二号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同項第十三号とし、同項第十一号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同項を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五号」を「第六号」に改め、同項を同項第十号とし、同項第八号中「第十一号から第十四号まで」を「第十二号から第十五号まで」に改め、同項第七号中「第九号又は第十一号から第十四号まで」を「第十号又は第十二号から第十五号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「前二項」を「前二項」に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く)。

第三十一条の二第三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「前項第九号から第十四号まで」を「前項第十号から第十五号まで」に改め、同条第四項中「第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項を」を「その有する土地等につき、第三十三号から第三十三条の四まで、第三十四号から第三十五号まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七号の四から第三十七条の七まで、第三十七号の九の二又は第三十七号の九の三に改め、同条第五項中「第二項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「第二項第九号から第十四号まで」を「第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第二項第九号から第十四号まで」を「第二項第十号から第十五号まで」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「若しくは第三十七條の九の二を」、「第三十七條の九の二若しくは第三十七條の九の三に」、「第三十一条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)」を「第三十一条第一項前段」に、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項前段」に改め、同条第二項第四号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「第四項において準用する第三十一条第五項第二号の規定により適用される同法第六十九条から第七

十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。第一号」を「第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項に、「次に掲げる金額のうちいずれか多い金額」を「課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(第四項において準用する第三十一条第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう)の百分の三十に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

第三十二条第三項中「同項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」を「同項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十五」に改め、同条第四項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第三項」に、「同条第五項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、「同条第二項」を削り、「同項第二号」を「同項第二号中「第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得」とあるのは「第三十二条第一項(短期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十三条第一項中、「買入れ」を削り、「以下第三十七條の九の二まで」を、「以下第三十七條の九の三まで」に改め、同項第三号中「大都

市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(下)に「昭和五十年法律第六十七号」を加え、同項第三号の五中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同項第三号の六とし、同項第三号の四を同項第三号の五とし、同項第三号の三「第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十五条」を、「又は」の下に「都市計画法を」、「第三十四条第二項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第二百二十六条の規定による補償金(同法第二百二十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたこと又は政令で定める規定により防災建築物の部分が与えられないように定められたこと)により支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限り、取得するときは(政令で定める場合に該当する場合を除く)。

第三十三条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六の二 資産に関して有する権利で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合(政令で定める場合に該当する場合を除く)。

第三十三条第二項中「であり、かつ、財務省

令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたを」であるに、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第三項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第六号」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十三条の二第一項第一号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第六項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第三十三条の三第二項中「以下次条まで」を「次項及び次条第一項」に改め、同条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 個人が、その有する資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権(当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築物敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利)を取得したときは、第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該権利変換により譲渡した資産(次項及び次条第一項において「防災旧資産」という。)の譲渡がなかったものとみなす。

とみなす。

5 前項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条又は第二百五十七条の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利)を取得する権利を含む。)につき譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈又は贈与のあつた日において防災旧資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条若しくは第五十九条の規定を適用し、前項に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において防災旧資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき取用等による譲渡があつたものとみなして第三十三条の規定を適用する。

第三十三条の四第一項中「及び前条第三項」を「前条第三項」に、「場合を含む」を「場合及び同条第五項の規定により防災旧資産のうち同項の政令で定める部分につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から五千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十三条の四第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が五千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分

の金額)を控除した金額」とする。

第三十三条の四第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改める。

第三十三条の五第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「第三十三条第二項」の下に「の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、同条第四項中「に規定する税務署長の承認を受けたを」の規定により読み替えられた同条第一項に規定するに改める。

第三十三条の六第一項中「施設建築物に関する権利又は」を「施設建築物に関する権利、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十二条第二項の規定による防災施設建築物の一部若しくは同法第二百五十五条第四項若しくは第二百五十七条第三項の規定による同法第二百五十五条第二項(同法第二百五十七條第二項において準用する場合を含む)の防災施設建築物に関する権利又は」に改め、同項第二号中「譲渡資産」を「譲渡資産」に、「又は」を「を」に改め、同項第三号中「規定により読み替えられた第三十三条第一項に規定する」に、「につき税務署長の承認を受けたを」を「を」に改め、「における当該承認を受けた取得価額の見積額を超える場合」を削り、同条第二項中「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第六項」に改める。

第三十四条第一項中「又は第三十七條の九の二」を「第三十七條の九の二又は第三十七條の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から二千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が二千万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替

えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には二千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいづれか低い金額とする。)を控除した金額」とする。

第三十四条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改め、同条第二項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団を削り、「又は都市再開発法」を「都市再開発法」に、「として行」を「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」による防災街区整備事業として行」に、「第三十三

条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買

い取られる場合
第三十四条第二項第三号中「及び第五十六条」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改める。
第三十四条の二第二項中「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土

地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には千五百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいづれか低い金額とする。)を控除した金額」とする。

第三十四条の二第二項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改め、同条第二項第一号中「同じ」の下に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「平成九年法律第四十九号」を削り、「都市計画法」の下に「第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法を加え、

「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法平成十一年法律第十九号第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法平成十四年法律第四百七十七号第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設」の設置に関する事業」を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項

第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から八百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が八百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には八百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいづれか低い金額とする。)を控除した金額」とする。

第三十四条の三第二項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十六号」を「前条第二項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同項第四号中「第五条第三項」を「昭和四十六年法律百二十二号」第五条第三項に改め、同項第八号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の下に「(昭和五十四年法律第五十一号)を加える。

第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二若しくは第三十七号の九の三」に、「若しくは第四十一条の五」を「第四十一条の五若しくは第四十一条の五の二」に改め、同項第一号を次のように改める。
一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金

額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から三千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が三千万円に満たない場合には当該資産の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には三千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該資産の譲渡に係る部分の金額とのいづれか低い金額とする。)を控除した金額」とする。

第三十五条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、「控除した金額」を「控除した金額」に改める。

第二章第四節第七款の款名中「特例等」を「特例」に改める。
第三十六条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第一項中「前条第一項又は第三十一条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含むものとし、第三十三号の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は前条第一項の規定により適用される場合を除く。）」を「又は前条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七号の九の三」に、「又は第四十一条の五」を「第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「その取得価額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「の規定は、同項を「前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」の規定は、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十三号第七項」を

「第三十三条第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前第三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十六條の三第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

第三十六條の六第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第四十一条の五」を「、第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第七項」を「第六項」に改め、同条の第三十六條の二第二項の項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同表中

日」に改め、同表中

第三十六條の二第三項		第一項（前項において準用する場合）	第三十六條の六第一項（同条第三十六條の二第二項の
第三十六條の二第四項及び第五項		第一項	第三十六條の六第一項
第三十六條の二第六項		第四項	第三十六條の六第二項にお
第三十六條の二第七項		同条第七項	第三十三條第七項
		第三項から前項まで	第三十六條の六第二項にお
		第一項	条の二第三項から第六項ま
			第三十六條の六第一項

第二項において準用す		第三十六條の二第三項		第一項（前項において準用する場合）	第三十六條の六第一
規定		第三十六條の二第四項		第一項	、第三十六條の六第
第三十六條の二第五項		第三項		第三十六條の六第一	、第三十六條の六第
第三十六條の二第六項		同条第六項		第三十三條第六項	第三十六條の六第二
第三十六條の二第七項		前三項		第三十六條の六第二	条の二第三項から第
第三十六條の二第八項		第一項		第三十六條の六第一	第三十六條の六第一

項（同条第二項において準用		第三十六條の三第		前条第二項において準用	第三十六條の
第二項の規定		二項		する同条第一項	の二第二項の

項において準用する第三十六

六第二項において準用する第三十六條	規定により第三十六條の六第一項
において準用する第三十六條の二第二	六第二項において準用する第三十六條
規定する	

六条の六第二項において準用する第三十六條

二項の規定により第三十六條の六第一項

第二項において準用する第三十六條の二第二

六条の六第二項において準用する第三十六條

二項の規定

六条の六第二項において準用する第三十六條

二項に規定する

第三十七條第一項の表以外の部分中「次の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」を削り、「で次表」を「で次の表」に改め、同表の第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同表の第十四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十八号を次のように改める。

十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得をされるもの（政令で定めるものを除く。）

の同条第二項	の同条第二項
前条第二項に規定する	第三十六條の二第二項に

第三十六條の三第二項		前条第二項において準用	第三十
		する同条第一項	の二第
		の同条第二項	の同条
		前条第二項の規定	第三十
		前条第二項に規定する	第三十
			の二第

に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改め

物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物(それぞれ建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

第三十七条第三項中「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に同表を」の間に第一項の表に改め、同条第四項中「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に同表を」の間に第一項の表に改め、「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十三条第七項を」第三十三条第六項に、「第七項を」第六項に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成

十八年十二月三十一日」に改め、同項を同条第十項とする。

第三十七条の二第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に、「当該税務署長の承認を受けた買換資産」を「同条第四項」に改める。

第三十七条の四中「第三十七条第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」を削り、「同表を」第三十七条第一項の表に、「第三十七条の九及び第三十七条の九の二を」及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条の五第二項の表以外の部分中「第九項を」第八項に改め、同表の第三十七條第四項の項中「(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に同表を

第三十七條第六項		第一項の規定の適用を		第三十七條の	
第三十七條第七項及び第八項		同項の資産		第三十七條の	
第三十七條第九項		第一項		第三十七條の	
第七項		同項の資産		第三十七條の	
同条第七項		第七項		第三十七條	
同条第七項		第七項		第三十三條第	

五第一項(同条第二項において準用する第四項の規定を含む。以下この条においてこの条に規定する譲渡資産

五第一項に規定する譲渡資産

五第一項

の五第二項において準用する第三十七

七項

七条の五第一項(同条第二項において準用する十七條第四項の規定を含む。以下この条における規定は、第三十七條の五第一項

七条の五第一項

十七條の五第二項において準用する第三十七

三條第六項

第三十七條の五第二項において準用する第三十七條

第四項の規定により第三十七條の五第一項

同条第二項において準用する第三十七條第四項

第三十七條の五第二項において準用する第三十七條

第四項に規定する

事業の用又は居住の用

第三十七條の五第二項において準用する第三十七條

第四項の規定により第三十七條の五第一項

に同条第二項において準用する第三十七條第四項

第三十七條の五第二項において準用する第三十七條

第四項の規定

第三十七條の五第二項において準用する第三十七條

第四項に規定する

第三十七條第六項		第一項の規定は、同項		第三十三	
第三十七條第七項		第一項		第三十三	
第三十七條第八項		第六項		第三十三	
同条第六項		第六項		第三十三	

第三十七條の二第二項		前条第四項において準用		する同条第一項	
事業の用		前条第四項に規定する		同条第四項	

第三十七條の二第二項		前条第四項において		する同条第一項	
事業の用		前条第四項の規定		同条第四項	

に改め、同条第四項中「第九項」を

事業の用又は居住の用

「第八項」に改め、同条第五項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。
第三十七条の六第一項中、「第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条の七第三項中「第一項」を「第一項の個人が、同項」に改め、同条第四項中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第一項の規定の適用を」と、「第一項の規定は、同項」に、「の規定の適用を」と、「同項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七条の七第一項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七条の七第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二までに改め、同条第四項の表以外の部分中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第三十七条の九」を「前条」に改め、同条の第三十七条第六項の項を削り、同表

るのは「第三十七条の七第一項」を「の規定は、第三十七条の七第一項」に、「とあるのは「同項」を「とあるのは「同項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「第三十七条第七項」を「第三十七条第六項」に改める。

第三十七条の九の二第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二までに改め、同条第四項の表以外の部分中「第三十七条第六項から第八項まで」を「第三十七条第六項及び第七項」に、「第三十七条の九」を「前条」に改め、同条の第三十七条第六項の項を削り、同表

第三十七条第七項

第一項
同項の譲渡
当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその

第三十七条の九の二第二項
同項に規定する交換又は譲渡

当該交換の日における当該交換により譲渡した隣接土地等及び当該交換により取得した土地建（同項第一号に規定する土地建物等をいう。以下この条において「土地建物」という。）の価額（同号に規定する交換差金を取得又は支払った場合には、当該所有隣接土地等及び地建物等の価額並びに当該交換差金の額）又はに規定する譲渡による収入金額及び同項第二号り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受見込みである土地建物等の取得価額の

第三十七条第八項

第一項

第三十七条の九の二第二項

第三十七条第六項

第一項の規定は、同項

同項の譲渡

当該譲渡をした資産の譲

所有
物等
下同

同項に規定する所有隣接土地等（以下「所等」という。）の同項に規定する交換又は

当該交換の日における当該交換により譲

し、
び土
を

同項
の譲
ける

第三十七条第七項

第一項

渡価額、買換資産の取得
価額又はその

隣接土地等及び当該交換により取得した（同項第一号に規定する土地建物等をいう。）の価額（同号に規定する交換差金をは支払った場合には、当該所有隣接土地建物等の価額並びに当該交換差金の額）規定する譲渡による収入金額及び同項第受けた土地建物等の取得価額若しくは譲込みである土地建物等の取得価額の

において準
は、同条第
有隣接土地
譲渡
渡した所有
土地建物等
う。以下同
取得し、又
等及び土地
又は同項に
二号的譲り
り受ける見

に改め、同表の第三十七条の七第六項の項中「又は第一号」を「から第二号の二までに

改め、同表の第三十七条の九第一項の項中「第三十七条の九第一項」を「前条第一項」に改め、同表の第三十七条の九第二項の項中「第三十七条の九第二項」を「前条第二項」に改める。

第二章第四節第八款中第三十七条の九の二の次に次の一条を加える。

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）
第三十七条の九の三 個人の有する土地等につき独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第三項の規定によ

る認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該個人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第

土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額	土地等の取得価額のうち当該交換差金
交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に等しい場合	交換取得用地の価額に等しい場合
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額	土地等の取得価額に相当する金額
交換取得宅地を取得した場合(交換差金を支払った場合に限る。)又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合	交換取得用地を取得した場合(交換差金を支払った場合に限る。)
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額	土地等の取得価額に当該交換差金の額
第三十七条の九第二項 交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得用地

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。
第三十七条の十第一項中「平成元年四月一日」を「平成十六年一月一日」、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「投資口」の下に「(次条第一項において「投資口」という。)」を加え、「(昭和四十六年法律第五号)」を削り、「第三十七条の十一の四」を「第三十七条の十一」

の三に改める。
第三十七条の十一第一項中「以後」を「から平成十九年十二月三十一日までの間」に、「政令で定めるものに限る」を「政令で定めるもの並びに同条第五項に規定する株式等証券投資信託その設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定

めるものをいう。)により行われたものの受益証券及び特定投資法人(その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口に係る証券取引法第二十三条に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるもの)により行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条に規定する投資法人をいう。)の投資口に限る」に、「から第三項まで」を「及び次項」に、「百分の十五」を「百分の七」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

第三十七条の十一第一項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「第一項又は前項の規定の適用を受けるため、証券業者」を「前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。又は登録金融機関(同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。)(以下この条及び次条において「証券業者等」という。)」に、「当該証券業者」を「当該証券業者等」に改め、同項第一号及び第三号並びに同条第四項から第八項までの規定中「証券業者」を「証券業者等」に改め、同条第十項中「第四十

一条の十二第二十三項」を「第四十一条の二十五項」に改める。
第三十七条の十一の四第一項、第三項、第四項及び第八項中「証券業者」を「証券業者等」に改める。

第三十七条の十二第一項中「平成元年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

第三十七条の十一の二第四項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十七条の十三第一項中「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社」を「区分に応じ当該各号に定める」に、「これらの株式」を「当該株式」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社が当該発行される株式

二 内国法人のうち、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社 当該株式会社が当該発行される株式で中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律(平成十年法律第九号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合(財務省令で定めるものに限る。)に係る同法第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの

三 内国法人のうち、証券業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社であつて、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するもの

として財務省令で定めるもの。当該株式会社が発行される株式で当該規則において当該株式を取り扱うことができることとされている第三十七条の十第二項に規定する証券業者を通じて取得をされるもの

第三十七条の十三の第三項中「当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む)が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日(以下この項において「上場等の日」という。以後これを削り、「その上場等の日」において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限り、その譲渡(その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二十条第二項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。))で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限り、以下この項において同じ。)」を「譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限り、)」に、「同条第一項」を「第三十七条の十第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。))が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日(次号において「上場等の日」という。))前に譲渡する場合。当該特定中小会社以外に譲渡する譲渡で財務省令で定めるもの

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行し

た株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合。その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二十条第二項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。))で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

第四十条の二第二項第二号中「金額とし、あるのは、「金額の二分の一に相当する金額とし、」を「金額とする。」とあるのは、「金額とする。」の二分の一に相当する金額(二)に改める。

第四十一条第一項中「第八項」を「第七項」に、「この項及び第三項」を「この項及び次条」に、「平成十六年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「第三項及び第五項」を「第四項及び次条」に、「次項及び第三項」を「次項及び次条」に、「から第三項まで」を「次項及び次条」に、「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に改め、「次条において「合計所得金額」という。」を削り、同項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項第三号中「又は平成十五年」を「平成十五年又は平成十六年」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 居住年が平成十七年である場合。次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合。その年十二月

三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条第二項に次の三号を加える。

五 居住年が平成十八年である場合。次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

六 居住年が平成十九年である場合。次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円)の〇・五パーセントに相当する金額

七 居住年が平成二十年である場合。次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合。その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「次条第五項」を「第四十一条の二の第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第四十一条の二第二項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に、「合計所得金額」を「同法第二十一条第三十号の合計所得金額(次項において「合計所得金額」という。))」に改め、同条第四項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二の第二項」に改め、同条第五項中「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第四十一条の二とする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 居住者が、その適用年において、二以上の居住年(居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合)にお

ける居住年)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えたときは、当該適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

2 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成十六年 五十万円

二 平成十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

三 平成十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五

十万円

ロ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

四 平成十九年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

二 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

五 平成二十年又は平成二十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

二 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ホ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イから二までに掲げる場合を除く。) 二十五万円

六 平成二十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

二 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ホ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

が平成十一年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。)二十五万円

七 平成二十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)四十万円

ハ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等(その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)三十七万五千円

ニ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。)三十万円

ホ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。)二十五万円

八 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成二十四年十二月三十一日における

住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)四十万円

ハ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)三十万円

ニ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十九年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。)二十五万円

九 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期中の日

であるものに限り)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)二十五万円
ハ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)二十万円

であるものに限り)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)二十五万円

ハ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)二十万円

ニ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。)十五万円

十 平成二十六年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日

が平成十三年前期中の日であるものに限り)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 二十五万円

ロ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)二十万円

ハ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)十五万円
ニ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る

住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。)十二万五千円

十一 平成二十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等(その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 二十五万円

ロ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。)十五万円

ハ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)十二万五千円

十二 平成二十八年 十二万五千円
第四十一条の三第一項中「第四十一条第七項」を「第四十一条第六項」に、「前条第四項第二号」を「同条第四項第三号」に改める。

第四十一条の五の見出しを「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の

渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで
に買換資産の取得をしない場合、買換資産の

定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第百

にあつては、政令で定める日)において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合

年において生じた純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当

該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第四十一条の五第二項の次に次の四項を加える。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限る、第一項の規定を適用することができ

4 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。)を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日)において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産(第七項第一号に規定する買換資産をいう。)に係る住宅借入金等の金額を有するときは、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二十一条第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りで

ない。

5 前項の規定は、当該個人が居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

第四十一条の五の次に次の一条を加える。
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十一条の五の二 個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がな

い確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限る、第一項の規定を適用することができ

4 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。)を有する場合においては、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二十一条第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

5 前項の規定は、当該個人が特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 当該

個人が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間(次項において「適用期間」という。)内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるもののうち次に掲げるもの(以下この号及び次項において「譲渡資産」という。)の譲渡(第三十三条第三項第一号に規定する譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号及び次項において「特定譲渡」という。)をした場合(当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けていない場合を除く。)において、当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入

金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。をいう。

イ 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの

ロ イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの(当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

ハ イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

ニ 当該個人のイに掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとみならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えたる当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利(当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

二 純損失の金額 所得税法第二十一条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。

三 通算後譲渡損失の金額 当該個人のその年において生じた純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

四 住宅借入金等 住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得(以下この号において「住宅の取得等」という。)に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関又は住宅金融公庫から借り入れた借入金で契

約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもののその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)で政令で定めるものをいう。

8 確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額(適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。次項及び第十項において同じ。)がある場合における同条第一項(同法第六十五条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「及び第四百二十二条第二項」とあるのは、「第四百二十二条第二項」と「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第八項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」とする。

9 確定申告書を提出する個人のその年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額がある場合における所得税法第四十条第一項又は第四百四十一条第一項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第四百四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額(租税特別措置法第四十一条の五の二第九項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額を除く。）」とする。

10 当該個人につき所得税法第四十条第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第四百四十一

条第四項(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四百四十一条第五項中「及び第四百四十二条第二項」とあるのは、「第四百四十二条第二項」と「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」と、同法第四百四十一条第四項中「及び次条第二項」とあるのは、「次条第二項」と「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」とする。

11 第一項、第四項及び前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十一条第三十号から第三十四号の二までの規定の適用については、同項第三十号中の「規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)の規定」とする。

二 所得税法第二十二條の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)とあるのは」、「第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)と、同条第三項中「の規定」とあるのは「又は租税特別措置法第四十一条の五の二の規定」とする。

三 所得税法第二百一十三條の規定の適用については、同条第一項中「の規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五の二第四項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)の規定」と、「又は第七十一

条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における所得税に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の九第四項中「とする」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「(同法)とあるのは「(所得税法)と、同法第四百四十五条の六第一項中「国内源泉所得で同法」とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の九第二項(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等で所得税法又は租税特別措置法」とするに改める。

第四十一条の十二第四項中「とする」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「(同法)とあるのは「(所得税法)と、同法第四百四十五条の六第一項中「国内源泉所得で同法」とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項(償還差益に対する分離課税等)に規定する償還差益で所得税法又は租税特別措置法」とするに改め、同条第九項第九号中「短期社債」の下に「又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの」を加え、同条第十二項中「第九項第一号から第八号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの」を「特定短期公社債」に、「第十六項を」第十八項に改め、同条第二十五項中「第二十三項を」第二十五項に改め、

同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関」が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける「を」当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定するに、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「支払をする法人」を「支払をする次の各号に掲げる者(当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者(当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関)が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。)」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第二十三項から第二十五項まで」に、「確定した日の属する年」を「確定した日(その支払者が当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。)」の属する年」に、「支払をする者」を「支払者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その特定振替国債等の譲渡を受けた法人(次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。)
 - 二 その特定振替国債等の譲渡について売委託を受けた特定振替機関等又は外国仲介業者
- 第四十一条の十二第十九項を同条第二十一項

とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十六項前段」を「第十八項前段」に、「第十六項後段」を「第十八項後段」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

- 15 外国仲介業者は、第十二項に規定する振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき帳簿を備え、当該振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 16 外国仲介業者は、前項に規定する振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該振替記載等を受けた者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該外国仲介業者が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等(当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関)が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等(当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関等)に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該特定振替国債等につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 第四十一条の十三中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
- 第四十一条の十五の次に次の一条を加える。
- (公的年金等控除の最低控除額の特例)
- 第四十一条の十五の二 年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において

て、その年中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下この項及び次項において「公的年金等」という。)の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第四項同法第六十五条において適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける公的年金等に係る所得税法第四編第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - 一 年齢が六十五歳以上である居住者が提出した所得税法第二十三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその居住者の年齢が六十五歳以上である旨の記載がある場合における同法第二十三条の三の規定の適用については、同条第一号イ中「九万円」とあるのは、「十三万五千円」とする。
 - 二 前号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 年齢が六十五歳以上である非居住者が平成十七年一月一日以後に所得税法第六十一条第八号ロに掲げる年金の支払を受ける場合における同法第三編第二章第三節及び第四編第五章の規定の適用については、同法第六十一条第九号第三号又は第二百三十三条第一項第一号イ中「六万円」とあるのは、「十万円」とする。
- 4 第一項の個人の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の年齢によるものとし、第二項の居住者又は前項の非居住者の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日の年齢によるものとする。

第四十一条の十七第一項中「第二条第一項第三十一号イ」を「第二条第一項第三十号イ」に、「であつて、同号に規定する老年者に該当しない」とあるに改める。

第四十二条の二第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「利子(の下に「政令で定めるものを除く。」を加える。

- 第四十二条の二の二を削る。
- 第四十二条の三第一項第一号中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「第四十一条の十二第十九項」を「第四十一条の十二第二十一項」に改め、同項第四号及び第五号中「第四十一条の十二第二十三項」を「第四十一条の二十五項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十二第十九項」を「第四十一条の十二第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改める。
- 第四十二条の三の二第二項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改める。
- 第四十二条の五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「もの」とし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削る。
- 第四十二条の六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
- 第四十二条の七第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「小売業又は飲食店業」を「政令で定める事業を除く。」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一括し、同項第二号の次に次の一を加える。
- 三 飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む第四十二条の四第七項に規定する中小

種鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。

く」を「適用事業年度」に「特定都市鉱造整備促進特別措置法第三条第二項の認定を」同法第三条第一項の認定（平成十七年九月三十日まで

項」に改め、同項第一号中「鉄道事業」を「鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業

〔以下この条において「鋳造事業」という。〕に
「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項
第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「次項」

[illegible]

第五項まで」に「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条第十九項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第

を「第一項から第八項まで及び第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中

第五十六條第一項から第三項までを「第五十六條第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六條第三項」を

第五十六條第四項に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十六項前段」を「同条第十七項前段」

に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「第六

十八條の四十七第七十四項を「第六十八條の四十七第七十五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六條第三項」を「第五十六條第四項」

に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十四項前段」を「同条第十五項前段」に改め、同項を同

条第十六項とし、同条第十四項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八条の四十七第

二九

(第四項第一号において「整備事業計画の期

第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、

まで」を「第六十五条の七から第六十五条の十五

地における防災街区の整備の促進に関する

法律に規定する権利変換により新たな権利に交換することのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合(政令で定める場合に該当する場合を除く。)

第六十四条第二項中、「第一項を」と、同項に改め、同項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中、「第六号」を削る。

第六十五条第一項第一号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権(当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築物地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利)を取得するとき。

第六十五条第七項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、同条第十一項中、「第七項又は第八項」を「又は第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

八 第一項第五号の規定の適用を受けた場合(連結事業年度において第六十八条の七十二第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合を含む。)において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利

及び防災施設建築物地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額(次条第一項において「防災変換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十五条の二第一項中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第一号若しくは第二号に」、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金」を加え、「前条第一項第四号又は第五号」を「前条第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「前条第一項第四号又は第五号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び同条第八項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加え、「同項第四号又は第五号」を「同項第三号から第五号まで」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削り、「又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を、「都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整

備事業」に、「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買収される場合

第六十五条の三第一項第三号中「及び第五十六条を削り、同条第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号」を「第一項第一号から第二号の二まで」に改める。

第六十五条の四第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号中「同じ。」の下に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団」地域振興整備公団を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東京国際空港公団」を「成田国

十九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一項第一号の規定する防災再開発促進地区(以下この号において「防災再開発促進地区」という。)内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物(それ

際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「都市計画法」の下に「第八号第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法」を加え、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号及び第二号中「前条第一項第二十六号」を「前条第一項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項の表の第十五号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十九号を次のように改める。

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得されるもの(政令で定めるものを除く。)

それ建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

第六十五条の七第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「買収又は買入れ」を「又は買収」に、「第六十五条第七項若しくは第八項」を「第六十五条第七項から第九項まで」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の十一第一項中「第六十五条の九第一項」を「第六十五条の九」に改める。

第六十五条の十三第八項中「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に、「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第九項中「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改める。

第三章第六節第四款中第六十五条の十四の次に次の一条を加える。

(承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例)

第六十五条の十五 法人の有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画(同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。)に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供され

る土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換(政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたとき(第六十五条の九に規定する交換差金(次項において「交換差金」という。))を取得し、又は支払つた場合を含む。)は、当該交換により取得した用地(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等(次項において「交換譲渡資産」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することによってその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4 法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産(連結事業年度において第六十八条の八十

五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。)について準用する。

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合)には、当該連結事業年度(以下この項において「交換前連結事業年度」という。)とする。)において「交換前連結事業年度」という。)の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。又は第六十五条の四第一項の規定(交換前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十四第一項 同号に係る部分に限る。))又は第六十八条の七十五第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人(連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度以後の各事業年度(当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度の日に該当する場合には、当該連結事業年度の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。)において同項の認可計画(当該交換に係るものに限る。)に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対し土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。又は第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。第六十六条の四第六項中「及び当該国外関連者」を「並びに当該国外関連者」に改め、「受託者

である内国法人」の下に「及び外国法人」を加え、同条第十六項中「第四項まで」の下に「同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。)に係る部分を除く。」を加える。

第六十六條の六第二項及び第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十六條の十第一項第二号を次のように改める。

二 沖縄振興特別措置法第六十六條に規定する特定組合等 同條の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第四條第三項の承認に係る同條第一項に規定する経営革新計画において定められている同法第二條第三項に規定する新商品の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の十一第一項第一号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第六十六條の十二及び第六十六條の十三を削る。

第六十六條の十四第一項中「平成四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「この条をこの項に」、「第六十六條の十二第二項に規定する設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項第二号中「第九條第五項」を「第九條第二項」に、「施行の日から平成十六年三月三十一日まで」を「施行の日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同條第三項中「設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に、「欠損金の繰越期間の特例」を「(欠損金の繰戻しによる還付の不適当)」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に

次の一項を加える。

2 前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定を含む。)同法第五條第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定(同法第五條の二第二項の認定を含む。)又は同法第六條第一項に規定する経営資源再活用計画(同法第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。)に係る同條第一項に規定する認定(同法第七條第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第七條第二項又は第三項の認定(産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。)第十七條第五項の認定(以下この項において「旧認定」という。)を含む。)を受けた法人(当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。)が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等(同法第十七條第二項に規定する特定施設撤去等(旧認定を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七條第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄に該当するものをいう。以下この項において同じ。)を行つた場合(産業活力再生特別措置法第十七條第三項の認定を受けた法人にあつては、同項の關係事業者が設備の廃棄等を行つた場合)における当該法人の当該設備の廃棄等を行つた日を含む事業年度の欠損金額のうち

ち当該設備の廃棄等を行つたことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額をいう。

第六十六條の十四を第六十六條の十二とする。

第六十七條の三第二項中「(乳牛の雌のうち政令で定めるものを含む、牛の胎児)」を「及び乳牛の雌等(政令で定めるもの)」に改める。

第六十七條の五を削る。

第六十七條の六第一項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の五第一項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)」に改め、同條第二項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の五第一項」に改め、同條を第六十七條の五とする。

第六十七條の七の見出しを「金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例」に改め、同條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「その他当該発行金融機関等と政令で定める關係を有する場合」を加え、「第六十七條の七第一項(銀行持株会社等)」を「第六十七條の六第一項(金融機関等)」に改め、同條を第六十七條の六とし、同條の次に次の一條を加える。

第六十七條の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三條第一項又は第百八十五條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子(保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約(同法第四條第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第百八十七條第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。)により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをいう。)に係る法人税法第二十三條第四項の規定

の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十七條の十五第一項第二号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ 他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く)の総数の百分の五十以上に相当する数の株式(出資を含む。)を有していること。

第六十七條の十五第四項の表以外の部分を次のように改める。

投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第六十七條の十五に次の五項を加える。

9 その有する資産を主として政令で定める不動産(以下この項及び第十一項において「不動産」という。)に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二條第二十二項に規定する投資証券が証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの(以下この条において「不動産投資法人」という。)が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する特定目的会社(同條第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。)が発行をした優先出資証

券(同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の全部を取得した場合(当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。)内に取得した場合に限る。)には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 前項の規定により不動産投資法人がその優先出資証券の全部を保有する同項の特定目的会社について第一項第二号へに規定する他の法人に含まれないこととされた場合において、当該不動産投資法人が当該各事業年度において支払を受ける当該優先出資証券に係る前条第一項に規定する利益の配当(以下この項において「受取配当」という。)があるときは、同号ホに規定する政令で定める金額のうち当該受取配当に相当する金額として政令で定める金額は、第一項の規定により損金の額に算入される配当等の額に含まれないものとする。

11 不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設

立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。)が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合(当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。)内に取得した場合に限る。)には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する旧特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。)の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12 第十項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

13 第九項又は第十一項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他第九項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の十六第二項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二第二項第一号及び第二号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月十三日」に改め

る。

第六十八條の三三「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三の第三第二項中「第八十二條の三の下に」及び「第百四十五條の三」を加え、「同条第一項を」同法第八十二條の三第一項及び「第百四十五條の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二條の七の下に」同法第百四十五條の七において準用する場合を含む。を加え、「同条第一項を」同法第八十二條の七第一項に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二條の四の下に」及び「第百四十五條の四」を加え、同条第九項中「第八十二條の十五第一項」の下に「同法第百四十五條の八において準用する場合を含む。」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三の四第二項中「第八十二條の三の下に」及び「第百四十五條の三」を加え、「同条第一項を」同法第八十二條の三第一項及び「第百四十五條の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二條の七の下に」同法第百四十五條の七において準用する場合を含む。を加え、「同条第一項を」同法第八十二條の七第一項に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二條の四の下に」及び「第百四十五條の四」を加え、同条第九項中「第八十二條の十五第一項」の下に「同法第百四十五條の八において準用する場合を含む。」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三の五第一項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二條の三第一項」の下に「又は第百四十五條の三第一項」を加え、同条第五項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、同条第六項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「当該法人」に、「又は内国法人」を「又は特定

定信託の受託者である法人」に改め、同条第七項、第八項及び第十四項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第十五項中「第四項まで」の下に「同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。)に係る部分を除く。」を加え、同条第一号並びに同条第十六項及び第十八項中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八條の三の六第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「特定信託の受託者である法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人」を「当該法人」に、「内国法人が」を「特定信託の受託者である法人が」に改める。

第六十八條の七中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八條の八第一項中「内国法人」を「法人」に、「同法第八十二條の七」を「同法第八十二條の七(同法第百四十五條の七において準用する場合を含む。)」に、「同条第四項」を「同法第八十二條の七第四項」に改め、同条第二項中「内国法人」を「法人」に改め、「第三項まで」の下に「同法第百四十五條の七において準用する場合を含む。」を加える。

第六十八條の三の九第一項第三号中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「第四項」の下に「並びに第百四十五條の五第二項及び第三項」を加える。

第六十八條の三の十中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八條の四「第十條の二」を「第十條の三」に改める。

第三章第九節を次のように改める。

第九節 削除

第六十八條の八 削除

第六十八條の九第十一項中「前条第一項」を削る。

第六十八條の十第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、

「ものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削り、同条第五項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十二第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く）」を「又は小売業に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八條の九第七項に規定する中小連結法人に該当する連結法人 器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第六十八條の十二第二項中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十三第四項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十四第六項及び第七項並びに第六十八條の十五第十一項及び第十二項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十六第一項の表の第一号中「連結法人の下に」（畜産業を営む連結法人については、政令で定める連結法人に限る。）を加え、同表の第四号中「（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）」を削る。

第六十八條の十八第二項の表の第二号中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第六十八條の二十二を次のように改める。

第六十八條の二十二 削除

第六十八條の二十四第一項中「同表の第五号から第八号まで」を「同表の第五号」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第五号中「第九号まで」を「六号」に改め、同表の第六号から第九号までを削る。

第六十八條の二十六を削る。

第六十八條の二十五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第四十四條の九第一項第一号及び第二号」を「第四十四條の九第一項第三号」に改め、同条第六十八條の二十四の二を第六十八條の二十五とする。

第六十八條の三十一第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三十二第一項中「又は第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（前号に掲げる場合に該当する連結親法人又はその連結子法人を除く。）」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条を同項第二号とし、同条第二項第二号中「及び第三号」を削り、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第六十八條の三十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六條に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの」に、「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「の当該優良賃貸住宅」を「の当該特定優良

賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の三十（当該優良賃貸住宅を百分の二十一（当該特定優良賃貸住宅）に、「百分の四十」を「百分の二十八」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第六十八條の三十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「開港法第二條第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港灣法第二條第四項に規定する臨港地区又は「及び当該地区又は区域の区分に応じ」を削り、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八條の四十第一項中「第六十八條の二十一」の下に、「第六十八條の二十三」を加え、「又は第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定」を「若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改める。

第六十八條の四十二第二項第二号中「第六十八條の二十七」を「第六十八條の二十一」まで、第六十八條の二十三から第六十八條の二十七まで」に改める。

第六十八條の四十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「（同項第一号に規定する開発をいう。次号において同じ。）」を削る。

第六十八條の四十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の四十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第六十八條の四十七第一項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度を適用事業年度」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中

「の第五十六條第一項」を「第五十六條第一項第一号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「次項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「次項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条第十八項中「第一項から第五項まで及び第九項」を「第一項、第三項から第六項まで及び第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第六十八條の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八條の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八條の四十七第三項」を「第六十八條の四十七第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十五項中「第六十八條の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八條の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第五十六條第十五項」を「第五十六條第十六項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八條の四十七第三項」を「第六十八條の四十七第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十三項中「第五十六條第十二項」を「第五十六條第十三項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八條の四十七第三項」を「第六十八條の四十七第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同

条第九項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」を「同項に規定する適用事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間(第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。内の日を含む各連結事業年度をいう。

第六十八條の四十九第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十七第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の六十八第一項中「第六十八條の八第一項」を削り、同条第四項及び第五項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「同条第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「同条第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同条第四項第九号から第十四号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第九号か

ら第十四号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、「第六十八條の八第一項」を削り、同条第十三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の六十九第一項中「第六十八條の八第一項」を削り、同条第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の七十第一項中、「買入れ」を削る。

第六十八條の七十二第七項中「第六十五條第一項第五号」を「第六十五條第一項第四号」に改め、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項(第六十五條第一項第五号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合、連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。)において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八條第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額(次条第一項において「防災変換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、第六十五條第八項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分

等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十八條の七十三第一項中「第六十五條第一項第一号から第三号まで」を「第六十五條第一項第一号若しくは第二号」に、「第六十五條第一項第五号」を「第六十五條第一項第四号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金」を加え、「第六十五條第一項第四号又は第五号」を「第六十五條第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「第六十五條第一項第四号」を「第六十五條第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第五号を「第六十五條第一項第三号から第五号まで」に、「同号」を「第六十五條第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び前条第八項の規定により第六十五條第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加える。

第六十八條の七十四第一項中「第三号の三又は第三号の四」を「第三号の四又は第三号の五」に、「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十五條の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」に改める。

第六十八條の七十五第一項中「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第六十八條の七十六第一項中「第二十六号」を「第二十五号」に、「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に改める。

第六十八條の七十八第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同条第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「買収又は買入れ」を「又は買収」に、「第六十八條の七十二第七項若しくは第八項」を「第六十八條の七十二第七項から第九項まで」に改める。

第六十八條の七十九第一項及び第六十八條の八十中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の八十二第一項中「第六十八條の八十第一項」を「第六十八條の八十一」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

第六十八條の八十四第八項中「第六十五條の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」に、「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改め、同条第九項中「第六十五條の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

(承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の特例)

第六十八條の八十五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第三項の規定による認可を受けた同項の計画(同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。)に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二條第三項の用地との交換(政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたとき(第六

十八条の八十に規定する交換差金(次項において「交換差金」という。)を取得し、又は支払った場合を含む。は、当該交換により取得した用地(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該連結事業年度終了の時に、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等(次項において「交換譲渡資産」という。)(譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。))の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受

けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。)を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十八条の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十八条の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産(連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。)について準用する。

8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度

(当該交換の日を含む連結事業年度開始の前日に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度以下この項において「交換前事業年度」という。)とする。において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十八条の七十四第一項(第六十五条の三第一項第一号に係る部分に限る。)(第六十八条の七十五第一項の規定に交換前事業年度にあつては、第六十五条の三第一項(同号に係る部分に限る。))又は第六十五条の四第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人(連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五条の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。)(が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度(以下この項において「認可計画(当該交換に係るものに限る。))に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八条の七十四第一項(第六十五条の三第一項第一号に係る部分に限る。))又は第六十八条の七十五第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六項中「第四項まで」の下に「(同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。))に係る部分を除く。」を加える。

第六十八条の九十三第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百三十三中「第六十七条の六第一項」を「第六十七條の五第一項」に改める。

第六十八条の百三十三の二を第六十八条の百三十三とし、第六十八条の百三十三の次に次の一条を加える。

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十八条の百三十三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するものに限る。)(において特別利子(第六十七條の七第一項に規定する特別利子という。))がある場合における法人税法第八十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時に於いて、当該株式に議決権の制

株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

被相続人である特定贈与者及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の關係がある者が有していた株式(当該贈与に係る特定受贈株式に係る法人の株式に限る。)の総数又は出資(当該贈与に係る特定受贈出資に係る法人の出資に限る。)の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えないこと。

九 特定森林施業計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に關する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条

るものを除く。次号において同じ。）をいう。

十 特定受贈森林施業計画対象山林 被相続人である特定贈与者が贈与をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められている区域内に存するものをいう。

十一 特定事業用資産相続人等 イ又はロに掲げる者をいう。

イ 相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2) 申告期限を経過する時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該相続開始の時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(5) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に

基づき施業を行っていること。

ロ 贈与により特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(i) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(ii) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、当該個人並びに当該個人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族が選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の二十五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(5) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

十二 特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限り)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額のうち十億円以下である当該特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等の部分

ロ 次に掲げる立木又は土地等

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限り。(2)において同じ。)に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二十条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

(2) 被相続人である特定贈与者が贈与の

前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二十条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

第六十九条の五第五項を次のように改める。
第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額(以下この項において「選択金額」という。)が、当該特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等に係る第二項第七号若しくは第八号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額の合計額又は十億円をいづれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産(第二項第十二号ロに係るものに限り)については、その価額に当該いづれか低い金額から当該選択金額を控除したものの当該いづれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額に達するまでの部分につき、第一項の規定の適用を受けることができる。

第六十九条の五第七項を次のように改める。
前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。
一 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等(特定受贈同族会社株式等を含む。以下この号及び第三

号において同じ。)を同項に規定する選択特定事業用資産として選択する場合第三号に掲げる場合を除く。)当該特定同族会社株式等に係る第五項に規定するいずれか低い金額に特定割合(四百平方メートルから前条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た価額

二 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施設計画対象山林(特定受贈森林施設計画対象山林を含む。以下この号及び次号において同じ。)を同項に規定する選択特定事業用資産として選択する場合(次号に掲げる場合を除く。)当該特定森林施設計画対象山林の価額に特定割合を乗じて得た価額

三 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等及び特定森林施設計画対象山林を同項に規定する選択特定事業用資産として選択する場合 次に掲げる価額の合計額

イ 第一号に定める価額

ロ 特定森林施設計画対象山林の価額に特定割合から政令で定める割合を控除した割合を乗じて得た価額

第六十九条の五第九項中「第十一項及び第十二項を」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九項及び」を「同項及び」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)」を「第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施設計画対象山林に係る同項の書類が納

税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施設計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

第七十条の三第三項第五号中「当該取得又は当該増改築等」を「当該新築、取得又は増改築等」に改める。

第七十条の八第一項中「第六十九条の五第二項第七号」を「第六十九条の五第二項第九号」に改める。

第七十条の十二第一項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第七十一条の四第一項第二号中「当該事業協同組合等」の下に「独立行政法人環境再生保全機構法平成十五年法律第四十三号」附則第二十条の規定による廃止前の」を加える。

第七十五条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十六条を削る。

第七十七条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条を第七十六条とし、第七十七条の二を第七十七条とする。

第七十八条の二第一項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十九条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第八十条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第八十条の二第三項中「前二項」を「同項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(第一号に限る。)及び前項の規定は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百一条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五条第三項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本の増加の登記を受けることについて準用する。

第八十条の三第一項中「第八条」を「第七条」に、「第七条第一項の認定」を「第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第 号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含む。に、「同法第二条第一項第一号」を「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号」に、「」が受けたもの」を「第三項において同じ。」が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであることについて準用する。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十七条第一項の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の決定(同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該経営強化計画に係るものに限る。)

二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の承認(同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。)

認(同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。)

第八十一条第四項を削り、同条第五項中「第五号を除く。」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八十条第一項第五号」を「第八十条第五号」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十三条とする。

第八十三条の三第四項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条を第八十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の三 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの(以下この条において「特定都市計画施設」という。)の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画(同条第六項の規定により当該計画の変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき当該土地に関する権利との交換により独立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八(平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記にあつては、千

分の十)とする。

第八十三条の四中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第八十四条の二中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第

二号中「前号の廃止路線」を「同号の廃止路線」に改める。
第八十四条の三第一項の表の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人奄美群島振興開発基金

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)附則第六条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人海上災害防止センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構

独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第八條及び第十條第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人科学技術振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構法附則第三條第一項及び第四條第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人自動車事故対策機構の項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項、独立行政法人通関情報処理センターの項、独立行政法人農業者年金基金の項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の項及び独立行政法人北方領土問題対策協会の項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

団が行う出資に係る財産の給付に伴い成田国際空港株式会社を受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。
第九十条の四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第四号中「第二七一一・一九号の二又は第二七一一・一九号の一」を「又は第二七一一・一四号の二又は第二七一一・一四号の一」に改め、同号の二に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 関税暫定措置法別表第一第二七二〇・一
一号の一の(二)のBの(2)の(i)若しくは第二七二〇・一九号の一の(一)のBの(2)の(i)に掲げる灯油又は同表第二七二〇・一〇・一九号の一の(二)の(1)に掲げる軽油
(二)の(1)に掲げる軽油
第九十条の四第二項中「揮発油」の下に「灯油、軽油」を加える。

第九十条の五の見出し中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「前条第一項第二号に掲げる揮発油」を「第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第二項中「特定揮発油以外の揮発油」を「特定揮発油等以外の揮発油、灯油又は軽油」に改め、同条第三項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「その他の揮発油及び石油化学製品」を「その他の揮発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製品」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等の品名及び品名」とに改め、同条第五項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「又は同項に規定する揮発油」を「又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油」に、「同項に規定する揮発油」を「同項に規定する揮発油、灯油、軽油」に、「特定揮発油等」を「特定石油製品等」に改める。
第九十条の六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第九十条の八第一項中「この項及び第九十条の九第一項を」を「この項に改め、同条第二項中「第九十条の九第一項」を「次条第一項」に改め、同条第五項中「第九十条の九第七項」を「次条第七項」に改める。
第九十条の八の二を削る。
第九十条の九第一項中「(沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を削り、同条第三項及び第五項中「又は沖縄特定離島路線航空機」を削り、「第九十条の八第一項(前条において準用する場合を含む。）」を「前条第一項」に改める。

第九十一条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。
第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十二号及び第十三号」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号二」に、「第六十二条の三第四項第十二号及び第十三号」を「第六十二条の三第四項第十三号及び第十四号二」に改め、同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。
(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第八条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第三十三條第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三條第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号及び同条第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。
第十四条第四項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第九項」を「第八項」に改め、同表の国税特別措置法第三十七條第六項の項、国税特別措置法第三十七條第七項及び第八項の項及び国税特別措置法第三十七條第九項の項を次のように改める。

3 日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)附則第十一條の規定により日本環境安全事業株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第八條の規定により環境事業団が行う出資に係る財産の給付に伴い日本環境安全事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
4 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)附則第九條の規定により成田国際空港株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第六條の規定により新東京国際空港公

第九十条の五の見出し中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「前条第一項第二号に掲げる揮発油」を「第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第二項中「特定揮発油以外の揮発油」を「特定揮発油等以外の揮発油、灯油又は軽油」に改め、同条第三項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「その他の揮発油及び石油化学製品」を「その他の揮発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製品」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「特定揮発油」を「特定揮発油等の品名及び品名」とに改め、同条第五項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「又は同項に規定する揮発油」を「又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油」に、「同項に規定する揮発油」を「同項に規定する揮発油、灯油、軽油」に、「特定揮発油等」を「特定石油製品等」に改める。
第九十条の六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第九十条の八第一項中「この項及び第九十条の九第一項を」を「この項に改め、同条第二項中「第九十条の九第一項」を「次条第一項」に改め、同条第五項中「第九十条の九第七項」を「次条第七項」に改める。
第九十条の八の二を削る。
第九十条の九第一項中「(沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を削り、同条第三項及び第五項中「又は沖縄特定離島路線航空機」を削り、「第九十条の八第一項(前条において準用する場合を含む。）」を「前条第一項」に改める。

租税特別措置法第三十七條第六項

第一項の規定は、同項

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四條第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)

第十四条第七項中「第九項」を「第八項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「及び第四十一條の二」に、「同條及び同法第四十一條の二」を「同法第四十一條及び第四十一條の二の二」に改め、同條第二項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二の二」に改め、同條第三項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二の二」に、「第四十一條第三項」を「第四十一條の二に改め、同條第五項中「第四十一條の二」を「第四

「十一條の二の二」に、「から第三項まで」を、「次項及び次条」に、「及び第三項を」及び次条に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に、「居住日」を「居住日の」に、「前条第一項を」第四十一条

第一項」に、「供した日」と、「を供した日」と、「に改め、同条第六項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第三項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第六項中「第四十二条の十」を「第四十四条の六」に改める。

第十八条第二項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は」を「第四十四条の六

第三条第二項中「第二百三条の三第一号ホ」を「第二百三条の三第一号ニ」に改める。

第十六条第三項中「第八十二条の四」の下に

別表第一の注(一)中、「殊書略」、「御三十一」如の「及」及び、「殊書略」を削り、同表の備考(一)中、「殊書略」を削る。

別表第二の注(中)「茶拾陸」「茶拾三」
一^一如の二」及び「茶拾陸」を削り、同表の備考
(4)中「茶拾陸」を削る。

別表第三の注(一)中、「漢書」、「漢書」及び「漢書」を削り、同表の備考(二)中、「漢書」を削る。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十六年七月一日

イ 第一条中所得税法第百八十条の改正規定（同法第一条第一号に係る部分を除く）、同法第二百一十四条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第四百四十二条第一項から第三項まで及び第九条の規定

口 第七条中租税特別措置法第二十八条の四

第三項第二号の改正規定、同法第三十一條の第二項第二号の改正規定（都市基盤整備公団）を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（都市基盤整備公団及び地域振興整備公団）を「独立行政法人都市再生機構」に改め

る部分に限る。）、同法第三十三条第一項第

三号の五の改正規定同号を同項第三号の六とする部分を除く。）、同法第三十四条第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第三十四条の二第二項第一

号の改正規定(「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構

第四十一条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法第四十二条の二の二を削る改正規定、同法第六十四条第一項第三号の五の

改正規定(同号を同項第三号の六とする部分を除く。)、同法第六十五条の第三項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団」を

「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。、同法第六十五条の四第一項第一号の

改正規定（都市基盤整備公団 地域振興整備公団）を「独立行政法人都市再生機構」に

改める部分に限る。同法第六十五条の七
第一項の表の第十五号の改正規定並びに同
法第八十三条の第三第四項の改正規定並び
に附則第三十五条及び第六十一条（都市基盤

に改める部分に限る。）の規定

八 第八条中阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を独立行政法人都市再生機構

構」に改める部分に限る。）、同項第二号及

一項第一号の改正規定（都市基盤整備公団）を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の改正規定並びに同法第二十六条の四の改正規定

第七条中租税特別措置法第十一条第一項の

表の第一号の改正規定、同法第四十三條第一項の表の第一号の改正規定及び同法第六十八條の十六第一項の表の第一号の改正規定並びに附則第二十五條第一項、第四十條第一項及び第四十九條第一項の規定 平成十六年十一月一日

次に掲げる規定 平成十七年一月一日
第一条の規定(所得税法の目次の改正規

定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一十二条第一項の改正規定、同法第二百一十四条の改正規定、同法第二百一十四条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一十五条第一項の改正規定及び同法第二百一十二条第二号の改正規定を除く。並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定

ロ 第七条中租税特別措置法第十二条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く)、同法第三十四条の三第二項第四号の改正規定、同法第四十一条の十五一条の十七第一項の改正規定及び同法第四十五条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。並びに附則第二十五条第五項、第三十四条、第四十条第八項、第四十九条第八項及び第七十一条の規定

ハ 第九条の規定(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第三項の改正規定を除く。及び附則第五十九条の規定

四 第七条中租税特別措置法第四十一条の第十二項の改正規定(「第十六項」を「第十八項」に改める部分を除く。及び附則第三十三条第二項の規定 平成十八年四月一日

五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法律第 号)の施行の日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第八十条第一項第一号の改正規定、同法第三編第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、

同法第二百一十二条第一項の改正規定、同法第二百一十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二百一十五条第一項の改正規定並びに附則第四条第四項、第五条、第十条及び第十一条の規定

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定、同法第二十一条第一号の四から第三十四号まで及び第四十一号の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第十條の次に一条を加える改正規定、同法第十五条の三の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第八十二条の十七の改正規定、同法第九十三条第二項第二号の改正規定、同法第九十三条の五の改正規定、同法第三百四十五条の五の改正規定、同法第三編第三章第二節中第四百四十五条の四を第四百四十五条の十一とする改正規定、同章第一節中第四百四十五条の三を第四百四十五条の九とする改正規定、同編第二章の次に一章を加える改正規定、同法第四百四十六条の改正規定、同法第四百四十七条の改正規定、同法第四百四十八条の二の改正規定、同法第四百四十九条の改正規定、同法第四百五十条の改正規定、同法第四百六十条の改正規定、同法第四百六十二条の改正規定並びに同法附則第二十条の改正規定並びに附則第六十条の規定

ハ 第三条中登録免許税法別表第一の改正規定(同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める部分を除く。並びに附則第十六条第二項及び第三項の規定

ニ 第五条中国税通則法第十八条の改正規定、同法第十九条の改正規定及び同法第六十五条の改正規定

ホ 第六条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定(同条第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める部分及び「金額又は」の下に「当

該特定信託の受託者である法人の」を加える部分並びに同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加える部分及び「並びに第八十二条の五第三項及び第四項を」、「第八十二条の五第三項及び第四項並びに第四百四十五条の五第二項及び第三項」に改める部分に限る。)

ヘ 第七条中租税特別措置法第九条第二項の改正規定、同法第九条の四の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十一条の九の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定、同法第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十八條の三の四の改正規定、同法第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十八條の三の五第一項、第三項、第五項から第八項まで、第十四項、第十五項第一号、第十六項及び第十八項の改正規定、同法第六十八條の三の六から第六十八條の四までの改正規定、同法第六十八條の八十八第五項の改正規定並びに同法第六十八條の九十の改正規定

ト 第九条中経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第三項の改正規定

六 第七条中租税特別措置法第十四条の二第二項第五号の改正規定及び同法第四十七條の二第三項第五号の改正規定並びに附則第二十五条第十項及び第十一項、第四十条第十三項及び第十四項並びに第四十九條第十三項及び第十四項の規定 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行の日

七 第七条中租税特別措置法第二十六条第二項第三号の改正規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の施行の日

ハ 第七条中租税特別措置法第二十八条第一項第二号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十二号の改正規定(「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項第十二号の改正規定(「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。))及び同法第六十六条の十一第一項第二号の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号)の施行の日

九 第七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号の改正規定(「同じ」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。及び同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「同じ」の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。)) 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第七条中租税特別措置法第八十条の三の改正規定及び同法第八十一条第五項の改正規定(同項を同条第四項とする部分を除く。)) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法以下附則第十一条までにおいて「新所得税法」という。の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置)

第三条 新所得税法第六十九條第三号及び第二百三十三條第一項第一号イの規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第六十一條第八号ロに掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき第一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第九條までにおいて「旧所得税法」という。第六十一條第八号ロに掲げる年金については、なお従前の例による。

(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例に関する経過措置)

第四条 新所得税法第八十條の規定は、同条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第八十條第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧所得税法第八十條第一項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めるところにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合に、当該法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該法人が当該証明書を新所得税法第八十條第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第八

十條第一項に規定する証明書は、同項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかった場合には、その効力を失う。

4 新所得税法第八十條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する法人が附則第一条第五号に定める日以後に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第八十條第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

(信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置)

第五条 新所得税法第八十條の二第二項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に支払われる同項に規定する国内源泉所得について適用する。

2 新所得税法第八十條の二第二項及び第三項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に支払われる新所得税法第八十條の二第二項に規定する収益の分配について適用する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四條第一項及び第九十五條第一項の規定は、平成十七年一月一日以後に提出する新所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五條第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第七条 新所得税法第二百三條の三及び第二百三

条の六の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三條の五第一項の規定は、平成十七年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特例年金給付に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 平成十六年六月一日から同年十二月三十一日までの間に、居住者に対し国内において支払うべき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号 附則第二十五條第四項に規定する特例年金給付に該当する旧所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等に係る旧所得税法第四編第三章の二(旧所得税法第二百三條の六に係る部分を除く。)の規定の適用については、旧所得税法第二百三條の五第一項中「その他政令で定めるものを除く」とあるのは「を」を除く」と、「毎年」とあるのは「平成十六年六月一日以後」とする。

2 前項の規定を適用する場合における同項の公的年金等の金額から控除する金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得に関する経過措置)

第九条 新所得税法第二百十四條の規定は、同条第一項に規定する者が平成十六年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第二百十四條第一項に規定する者が同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧所得税法第二百

十四條第一項に規定する者が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めるところにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合に、当該者が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該者が当該証明書を新所得税法第二百十四條第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第二百十四條第一項に規定する証明書は、同項に規定する者が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかった場合には、その効力を失う。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二百二十四條の四の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四條の四に規定する信託受益権(次条において「信託受益権」という。)の譲渡について適用する。

(支払調書の提出に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百二十五條第一項(第十二号に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる信託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下附則第十五條までにおいて「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の

受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散(合併)による解散を除く。以下この条において同じ。による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

第十三条 新法人税法第五十七条(第九項を除く。並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第十四条 新法人税法第八十一条の規定は、連結法人の平成十三年四月一日以後に開始した連結事業年度(同条第二項に規定する政令で定める連結事業年度を含む。以下この条において同じ。において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法人税法第八十一条の十九の規定は、施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、施行日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第三条の規定による改正後の登録免許税法(次項において「新登録免許税法」という。第五条第七号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2 新登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に受ける同表第二十四号の二に規定する免許又は登録について適用し、同日前に受けた第三条の規定による改正前の登録免許税法(次項において「旧登録免許税法」という。別表第一第二十四号(七)に規定する免許に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第五号に定める日前に受けた旧登録免許税法別表第一第三十二号の二に規定する許可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第五条の規定による改正後の国税通則法(次項において「新国税通則法」という。第七十条第一項の規定は、施行日以後に同項第一号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に当該期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

2 新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度、計算期間又は連結事業年度において生じた純損失等の金額(新国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額をいう。以下この項において同じ。について適用し、法人の同日前に開始した事業年度、計算期間又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新

租税条約実施特例法」という。第三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等について適用し、第六条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第二項から第十項までの規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用する。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第二項、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体配当等、特定利子、特定収益分配、特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。の同項に規定する償還差益(以下この条において「償還差益」という。について適用し、旧租税条約実施特例法第三条の三に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき割引債の償還差益については、なお従前の例による。

5 新租税条約実施特例法第三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国法人が支払を受けるべき割引債の償還差益について適用する。

6 新租税条約実施特例法第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以

後に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等又は譲渡収益に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

7 新租税条約実施特例法第四条第二項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第十九条 第七条の規定による改正後の租税特別措置法(以下附則第五十七条までにおいて「新租税特別措置法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第二十条 新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下附則第五十七条までにおいて「旧租税特別措置法」という。第四条の二第九項又は第四条の三十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

第二十一条 新租税特別措置法第九条の五の規定は、同条第一項に規定する証券業者等が施行日

以後に買い取る同項に規定する公募株式等証券投資信託の受益証券に係る当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。

(相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第九條の七の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する相続又は遺贈により取得する同項に規定する株式を施行日以後に譲渡する場合について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十三條 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十條の第二項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第十條の四の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第二十五條 新租税特別措置法第十一條の規定は、個人が平成十六年十一月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする新租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第十一條の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想に

おいて定められた同項の重点整備地区の区域内において、個人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 新租税特別措置法第十一條の九の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

5 個人が旧租税特別措置法第十二條第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。)に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

6 新租税特別措置法第十二條第一項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

7 施行日前に旧租税特別措置法第十三條の第三項第三号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

8 新租税特別措置法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

9 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

10 新租税特別措置法第十四條の二第一項の規定は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に

取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

11 個人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第十五條の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

13 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五條第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

14 新租税特別措置法第十八條の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第一項第二号に定める負担金について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

(青色申告特別控除に関する経過措置)

第二十六條 新租税特別措置法第二十五條の二第三項の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十七條 新租税特別措置法第三十一條の規定は、個人が平成十六年十一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日前行った旧租税特別措置法第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第二百二十七條同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者の同年分の所得税

に係る新租税特別措置法第三十一條(新租税特別措置法第三十一條の二又は第三十一條の三の規定により適用される場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第三十一條第一項中「第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」とあるのは「第三項第二号の規定により読み替えられた同法第六十九條から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす」とあるのは「課する」と、同条第三項第二号中「第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十一條第一項長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(長期譲渡所得の金額を除く。)」とあるのは「第六十九條から第七十一条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「第七十一条」とあるのは「第七十二条」とする。

3 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第二百二十七條(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者に係る旧租税特別措置法第三十一條第四項に規定する長期譲渡所得の特別控除額と同条第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十一條の二(第二項第

五号に係る部分を除く。の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条の第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十一条の第二項第五号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

6 新租税特別措置法第三十二条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

7 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第二百七条（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者の同年分の所得税に係る新租税特別措置法第三十二条の規定の適用については、同条第一項中「第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」とあるのは「第四項において準用する第三十一条第三項第二号の規定により読み替えられた同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税

に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす」とあるのは「課する」と、同条第四項中「同項第二号中『第三十一条第一項長期譲渡所得の課税の特例』に規定する譲渡による譲渡所得」とあるのは「第三十二条第一項（短期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「あるのは『同項第二号中『第六十九条の規定の適用については、同条第一項中『譲渡所得の金額』とあるのは『譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する譲渡による譲渡所得がなないものとして計算した金額とする。』と、『各種所得の金額』とあるのは『各種所得の金額（長期譲渡所得の金額を除く。』とあるのは『第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、これらの規定中『総所得金額』とあるのは、『総所得金額、短期譲渡所得の金額』と、同項第三号中『第七十一条とあるのは『第七十二条と』とする。

8 新租税特別措置法第三十三条（第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）、第三十三条の三及び第三十三条の四の規定は、個人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第三十三条第三項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条（第一項第三号の三に係る部分に限る。）、第三十三条の三及び第三十三条の四の規定に該当する資産の譲渡（旧租税特別措置法第三十三条第三項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）については、なお従前の例による。

9 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条（第一項第五号に係る部分に限る。）及び第三十三条の二（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第三十四条第二項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

12 個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行った同条第二項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買収された場合については、なお従前の例による。

13 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第十八号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。）

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置）
第二十八条 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで（第三十七条の十一の三第三項第一号に係る部分を除く。）及び第三十七条の十二の二の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に

行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項中「上場株式等」とあるのは、「上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口（同項に規定する証券取引所に上場されている株式等その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。）を除く。）」とする。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例等に関する経過措置）
第二十九条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三及び第三十七条の十一の四（これらの規定中新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日から平成十六年九月三十日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項中「上場株式等」とあるのは、「上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口（国外において発行されたもの及び同項に規定する証券取引所に上場されている株式等その他これに類するものとして政令で定める

ものを除く。)を除く。)とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする新租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式について適用し、個人が施行日前に払込により取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるもの)にあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。)の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十一条 居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する適用年が平成十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条第三項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別控除額については、なお従前の例による。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損

益通算及び繰越控除に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第四十一条の五の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第九号の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十二第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に同項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、同日以前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十一条の十五項及び第十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する特定振替国債等について適用する。

4 新租税特別措置法第四十一条の二十一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする同項各号に掲げる者が行う当該支払について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第

十九項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人が行う当該支払については、なお従前の例による。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第四十一条の十五の第二項第一号の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日以前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

(外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十五条 旧租税特別措置法第四十二条の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に支払を受けるべき同条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧租税特別措置法第四十二条の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に同条の規定により読み替えられた所得税法第八十条第一項に規定する証明書で旧租税特別措置法第四十二条の二の規定により読み替えられた同項の定めるところにより同条に規定する国内源泉所得の支払をする者に提示した場合に、当該外国法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該外国法人が当該証明書を同項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、所得税法第八十条の規定を適用する。

第三十六条 附則第二十三条、第二十四条又は第二十七条から第三十一条までの規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、

「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第二十三条、第二十四条及び第二十七条から第三十一条までの規定並びに」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十八条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成十六年十一月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減

価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十三条の第三項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の第三項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十四条の九の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

8 法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。)に

定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

9 新租税特別措置法第四十五条(第一項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10 施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

11 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

13 新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14 法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第二項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条

の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十九条第十四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

15 新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十九条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。

17 新租税特別措置法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第二号に定める負担金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)
第四十一条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する法人が施行日前に受けた同項に規定する認定に係る同項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第六十四条(第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。)、第六十五条及び第六十五条の二の規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十四条(第一項第三号の三に係る部分に限る。)、第六十五条及び第六十五条の二の規定に該当する資産の譲渡(旧租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡とみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十四条(第一項第五号に係る部分に限る。)、及び第六十五条(第一項第三号に係る部分に限る。))の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた同項第十二号の事業の用に供す

第四項	第二項	第一項	法人税法	所得税法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第 号)第二条 の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)
			同法第八十条(同法 法人税法 同法第八十条(同法 国税通則法	旧法人税法第八十条(旧法人税法 旧法人税法第八十条(旧法人税法 旧法人税法第八十条(旧法人税法 所得税法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第 号)第五条 の規定による改正前の国税通則法
2				
第六項			租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定	旧効力措置法第六十六条の十二第一項の規定
			法人税法	旧法人税法
旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する法人の平成十三年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。				
第五項			「租税特別措置法	「旧効力措置法
			法人税法 租税特別措置法第六十六条の十二第一項の法人	旧法人税法 所得税法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第 号)附則第四十四条第一項(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)
第六項			租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定	旧効力措置法第六十六条の十二第一項の規定
			法人税法	旧法人税法

第六項	租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第 号)附則第 四十四條第二項(欠損金の繰越期間 の特例に関する経過措置)の規定に よりなおその効力を有するものとさ れる同法第七條の規定による改正前 の租税特別措置法
	法人税法 (租税特別措置法)	旧法人税法 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第 号)附則第 四十四條第二項(欠損金の繰越期間 の特例に関する経過措置)の規定に よりなおその効力を有するものとさ れる同法第七條の規定による改正前 の租税特別措置法(以下この条にお いて「旧効力措置法」という。))
第七項	同法 「租税特別措置法」	旧効力措置法
	法人税法 「租税特別措置法第六十六條の十三第 一項又は第二項に」	旧法人税法 「旧効力措置法」 所得税法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第 号)附則第 四十四條第二項(欠損金の繰越期間 の特例に関する経過措置)の規定に よりなおその効力を有するものとさ れる同法第七條の規定による改正前 の租税特別措置法(以下この項にお いて「旧効力措置法」という。))第六十 六條の十三第一項又は第二項に
第八項	租税特別措置法第六十六條の十三第 一項又は第二項の	旧効力措置法第六十六條の十三第一 項又は第二項の
	法人税法	旧法人税法

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)
第四十五條 新租税特別措置法第六十七條の十五
の規定は、同法第九項に規定する不動産投資法
人が施行日以後に同項に規定する特定目的会社

の同項に規定する優先出資証券又は同法第十一
項に規定する旧特定目的会社の同項に規定する
優先出資証券を取得する場合で、施行日以後に
終了する事業年度について適用する。

(連結法人の法人税率の特例に関する経過措置)
第四十六條 連結親法人の施行日前に開始した法
人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法
人事業年度における当該連結親法人の各連結事
業年度の連結所得に係る旧租税特別措置法第六
十八條の八第一項の表の第二欄に掲げる規定の
適用については、なお従前の例による。
(連結法人がエネルギー供給構造改革推進設備
等取得した場合の特別償却又は法人税額の特
別控除に関する経過措置)
第四十七條 連結親法人又は当該連結親法人によ
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日
前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特
別措置法第六十八條の十第一項第四号に掲げる
減価償却資産については、なお従前の例によ
る。
(連結法人が事業基盤強化設備取得した場合
等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する
経過措置)
第四十八條 新租税特別措置法第六十八條の十二
の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日
以後に取得若しくは製作又は賃借をする同法第
一項に規定する事業基盤強化設備について適用
し、連結親法人又は当該連結親法人による連結
完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取
得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置
法第六十八條の十二第一項に規定する事業基盤
強化設備については、なお従前の例による。
(連結法人の減価償却に関する経過措置)
第四十九條 新租税特別措置法第六十八條の十六
第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)
の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ
る連結完全支配関係にある連結子法人が平成十
六年十一月一日以後に取得等(取得又は製作若
しくは建設をいう。以下この条において同じ。)
をする同号の中欄に掲げる減価償却資産につい
て適用し、連結親法人又は当該連結親法人によ
る連結完全支配関係にある連結子法人が同日前
に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の
十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償
却資産については、なお従前の例による。
2 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項
(同項の表の第四号に係る部分に限る。))の規定
は、連結親法人又は当該連結親法人による連結
完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に
取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産
について適用し、連結親法人又は当該連結親法
人による連結完全支配関係にある連結子法人が
施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六
十八條の十六第一項の表の第四号の中欄に掲
げる減価償却資産については、なお従前の例によ
る。
3 新租税特別措置法第六十八條の十八第二項の
規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をす
る同項に規定する保全事業等資産について適用
し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租
税特別措置法第六十八條の十八第二項に規定す
る保全事業等資産については、なお従前の例に
よる。
4 施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の二
十二第一項に規定する承認を受けた同項の基本
構想において定められた同項の重点整備地区の
区域内において、連結親法人又は当該連結親法
人による連結完全支配関係にある連結子法人が
取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利
用施設については、同法第七條の規定は、なおその効
力を有する。この場合において、同法中「第四
十四條の五第一項に」とあるのは、「所得税法等の
一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)
(附則第四十四條第四項の規定によりなおその
効力を有するものとされる同法第七條の規定に
よる改正前の租税特別措置法(以下この項にお
いて「旧効力措置法」という。))第四十四條の五
第一項」と、「第四十四條の五第一項各号」とあ
るのは「旧効力措置法第四十四條の五第一項各
号」とする。
5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完

全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の二十六(新租税特別措置法第四十四条の九第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又

は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。)に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八条の二十七の規定の適用については、同条第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。
10 施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第二号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

11 新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第十二項の規

定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)(第四十七条第一項第二号)と、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第一項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項(新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に掲げる構築物について適用する。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条第一項	第四十五条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)(第四十五条第一項
同項の表の各号の第一欄	第四十五条第一項の表の各号の第一欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄
当該各号の第二欄	当該各号の第二欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄
当該各号の第三欄	当該各号の第三欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄
同表の他の号	第四十五条第一項の表の他の号(旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の適用を受ける場合には、第四十五条第一項の表の各号)
当該各号の第四欄	当該各号の第四欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄

9 新租税特別措置法第六十八条の二十七(新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号に

係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連

第二項	第四十七条の二第一項	第四十七条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)(第四十七条の二第一項
第三項	同条第一項	第四十七条の二第一項又は旧効力措置法第四十七条の二第一項
	同項第五号	同項第五号及び旧効力措置法第四十七

15 新租税特別措置法第六十八條の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八條の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八條第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第四十條第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第四十八條第一項」とする。

17 新租税特別措置法第六十八條の三十九（新租税特別措置法第五十二條第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二條第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）
第五十條 新租税特別措置法第六十八條の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八條の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に受けた新租税特別措置法第五十六條第一項に規定する認定に係る新租税特別措置法第六十八條の四十七第一項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五部 財政金融委員会會議録第四号（その二）
平成十六年三月十八日【参議院】

第五十一條 新租税特別措置法第六十八條の七十（新租税特別措置法第六十四條第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）第六十八條の七十二及び第六十八條の七十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第六十八條の七十二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十（旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号の三に係る部分に限る。）第六十八條の七十二及び第六十八條の七十三の規定に該当する資産の譲渡（旧租税特別措置法第六十八條の七十項の規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十（旧租税特別措置法第六十四條第一項第五号に係る部分に限る。）及び第六十八條の七十二（旧租税特別措置法第六十五條第一項第三号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項（新租税特別措置法第六十五條の三第一項第一号、第二号の二及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第八号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の所有する旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第九号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五條の七十一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の七十一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）
第五十二條 新租税特別措置法第六十八條の九十四の規定は、連結親法人で新租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に掲げるものが施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、連結親法人で旧租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第五十三條 新租税特別措置法第六十八條の百三十二の規定は、連結親法人の法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）
第五十四條 新租税特別措置法第四章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に相続若しくは遺贈、贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得をする財産に係る相続税又は贈与税については適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

八條の七十八第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五條の七十一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の七十一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）
第五十二條 新租税特別措置法第六十八條の九十四の規定は、連結親法人で新租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に掲げるものが施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、連結親法人で旧租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。（損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第五十三條 新租税特別措置法第六十八條の百三十二の規定は、連結親法人の法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）
第五十四條 新租税特別措置法第四章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に相続若しくは遺贈、贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得をする財産に係る相続税又は贈与税については適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

五三

る。

2 新租税特別措置法第六十九条の五第二項(第十二号イの十億円に係る部分に限る。)及び第五項十億円に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)
第五十五条 施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六条に規定する売渡しを受けた場合の当該売渡しに係る土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十九条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十九条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に受ける同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十条の二第三項の規定は、施行日以後に受ける同項に規定する資本の増加の登記に係る登録免許税について適用する。

5 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条に規

定する法人が、同条に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の取得をした場合における当該所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(石油石炭税の特例に関する経過措置)
第五十六条 施行日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる石油石炭税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)
第五十七条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合においては、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合においては、その時に、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合においては、その時に、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五十八条 第八條の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四條及び第十六條の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第五十八條第一項の規定並びに」とする。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五十九条 第九條の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)
第六十条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十一條第三項中「準用する場合を含む。」及び第二項第一号の下に「(同法第四十六條第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第六十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十九條第六項中「昭和六十三年一月一日から平成二年十二月三十一日まで」を「平成三年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日まで」を「平成十九年三月三十一日まで」に改め、同条第七項及び第八項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六十二条 前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項に規定する農業相続人が、同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき施行日前に同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六十二条 前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項に規定する農業相続人が、同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき施行日前に同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

改正)

第六十三条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「平成十七年分」を「平成十六年分」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十四條 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第二項中「第三項」を「第四十一條の二」に、「同条及び新租税特別措置法第四十一條の二」を「新租税特別措置法第四十一條及び第四十一條の二」に改め、同条第三項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二」に、「同条第三項」を「第四十一條の二」に改め、同条第五項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二」に改め、同条第六項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二」に、「から第三項まで」を「次項及び次条」に、「及び第三項」及び「次条」に、「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に、「第四十一條の二第一項」を「第四十一條の二第二項」に、「居住日」を「居住日」に、「前条第一項」を「第四十一條第一項」に、「供した日」を「供した日」に改め、同条第七項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五條 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八條の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年

分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)附則第六十五條第一項の規定並びに」とする。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六條 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第九十九條第二項及び第百十八條第二項中「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

附則第二百二十四條第十項中「までの」と、の下に「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」とあるのは「独立行政法人国立病院機構法(平成十四年法律第九十一号)附則第十四條の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」とを加える。

(地方自治法の一部改正)

第六十七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第一号中「第三十一條の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第三十一條の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」に、「第六十二條の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」を「第六十二條の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」に改め、同表租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の項第二号中「第三十一條の二第二項第十三号ニ、第六十二條の三第四項第十三号ニ」を「第三十一條の二第二項第十四号ニ、第六十二條の三第四項第十四号ニ」に改める。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第六十八條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭

和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 租税特別措置法第三十一條第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除した金額」とする。

二 租税特別措置法第三十二條第一項中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額)を控除した金額」とする。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九條 前条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五條の規定は、同条第一項に規定する帰島者が平成十六年一月一日以後に行う同項又は同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、当該帰島者が同日以前に行つた前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五條第一項又は第三項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)附則第六十九條第一項の規定並びに」とする。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正)

第七十條 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五條第一項第一号中「同条第二項又は」を削る。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第七十一條 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第七十二條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條を削る。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第七十三條 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七十四條 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七十五條 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第七十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「認定特定事業計画に従つて第四條第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は」及び「当該認定特定事業計画又は」を削る。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)
第七十七條 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項から第四項までを削り、同條第五項を同條第二項とする。
第十三條第二項を削る。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第七十八條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第二項中「法人税に係る欠損金の繰越し又は」を削る。
(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第七十九條 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「第三項を」次項に、「五年」を「七年」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「租税特別措置法第六十六條の十四第一項を」租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十六條の十二第一項に、「第六十六條の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額を」設備廃棄等欠損金額に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を同條第五項とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第八十條 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の表第九條第二項の項及び第九條第三項及び第四項の項を削り、同表中「第九條第五項」を「第九條第二項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八十一條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項を削る。
(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二一二号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 兵庫県加古川市野口町野口六ノ六
加藤政己 外三千四百二十六名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二一二号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷南二ノ九ノ二
六 竹内秀徳 外三千四百四十三名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二三号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 千葉県柏市戸張一、五八三 高倉 純子 外三千四百二十六名
紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二四号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡広陵町赤部七十七
森村スミ子 外三千四百二十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二五号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田一、
九二二ノ五 荻野信一 外三千四百二十六名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二六号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 千葉県我孫子市柴崎二六ノ一四
林幸弘 外三千四百二十六名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二七号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 神戸市長田区本庄町四ノ一ノ五ノ
三〇三 吉田幸男 外三千四百二十六名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二八号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 北海道旭川市神居五ノ七ノ二ノ一
四 椎名彦一 外三千四百二十六名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二九号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 横浜市中区滝之上二二七 多田 稔
外三千四百二十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三〇号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 長野県下伊那郡松川町元大島三、
七二八ノ五三 佐藤広利 外三千四百二十六名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三十一号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府門真市大字下馬伏二八九ノ
三 深山哲也 外三千四百二十六名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三二号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 秋田市泉馬場二ノ三二 奥田基彦
外三千四百二十六名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三三三号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 横浜市西区境之谷七八ノ四 多田 祥二 外三千四百二十六名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三三九号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 横浜市中区滝之上二二七 多田 稔
外三千四百二十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三四〇号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 長野県下伊那郡松川町元大島三、
七二八ノ五三 佐藤広利 外三千四百二十六名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三四一号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府門真市大字下馬伏二八九ノ
三 深山哲也 外三千四百二十六名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三四二号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 秋田市泉馬場二ノ三二 奥田基彦
外三千四百二十六名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三四三三号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 横浜市西区境之谷七八ノ四 多田 祥二 外三千四百二十六名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三四三三号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 横浜市西区境之谷七八ノ四 多田 祥二 外三千四百二十六名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第三四三三号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 横浜市西区境之谷七八ノ四 多田 祥二 外三千四百二十六名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二四号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院時給町一六ノ一
山本重昭 外三千四百二十六名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二五号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市上鶴間六ノ三ノ
七 三浦宜子 外三千四百二十六
名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二六号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府守口市菊水通四ノ一四ノ一
三 黒谷妙子 外三千四百二十六
名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二七号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 広島県三次市十日市東二ノ二ノ二
二 本多幸八郎 外三千四百二十
六名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二八号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府八尾市中田二ノ四二 八木
幹雄 外三千四百二十六名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二九号 平成十六年二月二十七日受理

業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 広島県庄原市本郷町七〇八 山崎
逸郎 外三千四百二十六名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二四〇号 平成十六年二月二十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 群馬県群馬郡群馬町福島七五ノ
四 高井茂子 外三千四百二十六
名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二八一号 平成十六年三月一日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 千葉県銚子市長塚町二ノ三三九ノ
六 近藤牧子 外百四十九名

紹介議員 椎名 一保君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二八二号 平成十六年三月一日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 福岡県前原市潤三三ノ三 井義
行 外百四十八名

紹介議員 吉村剛太郎君
この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。

第二二八七号 平成十六年三月二日受理
業者青年の地位向上のための税制改正等に関する
請願
請願者 山口県岩国市尾津町三ノ九ノ二〇
村上稔 外百四十二名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一三〇三号 平成十六年三月三日受理
消費税の増徴反対に関する請願
請願者 新潟県小千谷市山谷五一六ノ八

内山由和 外十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第一三〇九号 平成十六年三月三日受理
年金課税強化の撤回に関する請願
請願者 栃木県矢板市中一五〇ノ八〇 阿
部義榮 外二百三十二名

紹介議員 又市 征治君
政府は、平成一六年度税制改正案の中で年金の
課税強化を決定した。この改正案は、現在、年金
受給者に適用されている公的年金等控除及び老年
者控除を縮小・廃止し、これを平成一七年から実
施するものである。しかし、この改正案は、年金
生活者に対する増税案であると同時に、実質的な
年金の引下げになる。また、年金の課税強化は年
金所得の課税にとどまらず住民税の新たな課税又
は増税となり、これが国民健康保険料や介護保険
料を押し上げ、更なる負担増へと波及していくこ
とになる。年金生活者は、健康保険法の改正によ
る医療費増及び介護保険料の増額改正等により負
担が増大している中で、これ以上の負担増は絶対
認めることはできない。

政府は、年金生活者の暮らしと健康を守るた
め、政府の年金課税強化を撤回されたい。

政府は、年金生活者の暮らしと健康を守るた
め、政府の年金課税強化を撤回されたい。

平成十六年三月三十日印刷

平成十六年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C